



第 26 号

平成28年4月1日

毎週火 (祝日のときは翌日)、金曜発行

#### 主 要 目 次

#### 告 示

- 401 寄付金の収納事務の委託(地域政策課)
- 402 指定代理納付者の指定(地域政策課)
- 403 指定代理納付者の指定(税務課)
- 404 土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定(環境対策課)
- 405 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 406 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更 新(障害福祉課)
- 407 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届(障害福祉課)
- 408 農業委員会ネットワーク機構の指定(農業総務課)
- 409 農業振興地域の区域変更(地域農政推進課)
- 410 家畜検査の実施(畜産課)
- 411 漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出(水産課)
- 412 土地改良区役員の就任届 (農地計画課)
- 413 土地改良区の合併認可(農地計画課)
- 414 公共測量の終了通知(監理課)
- 415 公共測量の終了通知(監理課)
- 416 公共測量の終了通知(監理課)
- 417 道路の区域変更(道路管理課)
- 418 道路の供用開始(道路管理課)
- 419 道路の区域変更(道路管理課)
- 420 道路の供用開始(道路管理課)
- 421 道路の区域変更(道路管理課)
- 422 道路の供用開始(道路管理課)
- 423 道路の区域変更(道路管理課)
- 424 道路の区域変更(道路管理課)
- 425 道路の供用開始(道路管理課)
- 426 道路の区域変更(道路管理課)
- 427 道路の供用開始(道路管理課)
- 428 道路の区域変更(道路管理課)
- 429 道路の供用開始(道路管理課)
- 430 道路の区域変更(道路管理課)
- 431 道路の供用開始(道路管理課)
- 432 道路の区域変更(道路管理課)
- 433 道路の供用開始(道路管理課)
- 434 道路の区域変更(道路管理課)
- 435 道路の供用開始(道路管理課)
- 436 道路の区域変更(道路管理課)

- 437 道路の供用開始(道路管理課)
- 438 道路の区域変更(道路管理課)
- 439 道路の供用開始(道路管理課)
- 440 高さ4.1メートルの車両の通行を認める道路の指定及び高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法(道路管理課)
- 441 建築基準法による道路位置の指定(建築住宅課)
- 442 港湾施設の変更 (港湾整備課)
- 443 公有水面埋立ての竣功認可(港湾整備課)

#### 公 告

予算の公表 (財政課)

調理師試験の実施 (健康対策課)

大規模小売店舗の新設(商業・地場産業振興課)

大規模小売店舗の新設(商業・地場産業振興課)

争議行為を行う旨の通知(労政雇用課)

争議行為を行う旨の通知(労政雇用課)

特定調達契約(物品の購入等)に係る競争入札参加者の資格(出納局会計検査課)

特定調達契約(庁舎等管理業務の委託)に係る競争入札参加者の資格(出納局会計検査課)

### 病院局告示

3 新潟県病院局財務規程による指定代理納付者の指定 (病院局総務課)

#### 選挙管理委員会規程

3 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程(選挙管理委員会)

#### 監査委員公表

住民監査請求に係る監査結果公表 (監査委員事務局)

## 教育委員会規則

- 7 新潟県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の廃止(義務教育課)
- 8 新潟県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の廃止(義務教育課)
- 9 教育職員の免許状に関する規則の一部改正 (義務教育課)

#### 労働委員会公告

調停申請 (労働委員会事務局総務課)

# 告 示

### ◎新潟県告示第401号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり寄付金の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 委託を受けた者

京都府京都市下京区四条烏丸西入函谷鉾町101番地アーバンネット四条烏丸ビル

株式会社エフレジ

2 委託に係る寄付金

ふるさと新潟応援寄付金

3 委託期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

#### ◎新潟県告示第402号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項に規定する指定代理納付者を指定した。 平成28年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 指定代理納付者の住所及び名称

東京都港区赤坂九丁目7番1号

ヤフー株式会社

2 指定代理納付者に納付させる歳入

インターネットを利用して納付する「ふるさと新潟応援寄付金」にかかる寄付金歳入

3 指定期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

#### ◎新潟県告示第403号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。 平成28年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 指定を受けた者

東京都港区赤坂九丁目7番1号

ヤフー株式会社

- 2 指定代理納付者による県税徴収金の代理納付に係る県税の税目 新潟県県税条例(平成18年新潟県条例第10号)第4条第1項第9号に規定する自動車税
- 3 指定代理納付者による県税徴収金の代理納付に係る期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

#### ◎新潟県告示第404号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 指定する形質変更時要届出区域

村上市緑町一丁目4413番1の一部、4413番2の一部、4414番の一部、4415番の一部及び4416番1の一部

- 2 土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物
- 3 土壌の汚染状態が土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

# ◎新潟県告示第405号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定した。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	指定年月日
あおば南長岡薬局	長岡市千歳3-2-33	精神通院医療	平成28年4月1日
あきつ調剤薬局	燕市秋葉町4丁目10番14号	精神通院医療	平成28年4月1日

# ◎新潟県告示第406号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定を次のとおり更新した。

平成28年4月1日

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	更新年月日
あおい調剤薬局	長岡市千手3-10-11	精神通院医療	平成28年4月1日

#### ◎新潟県告示第407号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第63条の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	廃止年月日
にいがた調剤薬局三条	三条市塚野目 5 - 4 - 30	精神通院医療	平成28年3月1日

#### ◎新潟県告示第408号

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号)附則第31条第2項の規定により、同法第2条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第42条第1項の規定の例により、農業委員会ネットワーク機構を次のとおり指定した。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 指定した年月日
  - 平成28年3月14日
- 2 指定を受けた者の名称及び住所
  - 一般社団法人新潟県農業会議

新潟県新潟市中央区東中通一番町86番地

- 3 事務所の所在地
  - 新潟県新潟市中央区東中通一番町86番地
- 4 指定の効力の発生年月日
  - 平成28年4月1日
- 5 業務を開始する日
  - 平成28年4月1日

### ◎新潟県告示第409号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第7条第1項の規定により、村上市に係る村上農業振興地域(平成26年新潟県告示第24号)、胎内市に係る胎内農業振興地域(平成26年新潟県告示第1542号)及び田上町に係る田上農業振興地域(昭和49年新潟県公告)の区域を次のとおり変更する。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 変更した地域の名称
  - (1) 村上農業振興地域
  - (2) 胎内農業振興地域
  - (3) 田上農業振興地域
- 2 区域
  - (1) 村上市のうち、次の図面(農業振興地域の整備に関する法律施行規則(昭和44年農林省令第45号)第2条第3号の平面図、以下同様)の赤色で着色した部分に該当する区域を除外した区域

(図面省略)

図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び村上地域振興局農林振興部で縦覧する。

(2) 胎内市のうち、次の図面の赤色で着色した部分に該当する区域を除外した区域 (図面省略)

図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び新発田地域振興局農業振興部で縦覧する。

(3) 田上町のうち、次の図面の赤色で着色した部分に該当する区域を除外した区域

(図面省略)

図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び三条地域振興局農業振興部で縦覧する。

3 変更年月日

平成28年4月1日

# ◎新潟県告示第410号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、家畜の検査を次のとおり実施する。 平成28年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 実施の目的

牛のブルセラ病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
  - (1) 前年度までに当県で未検査の牛で、搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
  - (2) 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
  - (3) 家畜保健衛生所長が必要と認める牛
- 4 実施の期日

平成28年4月4日から平成29年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

- 5 検査の方法
  - (1) 臨床検査
  - (2) 急速凝集反応法又はエライザ法
- 1 実施の目的

牛の結核病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
  - (1) 前年度までに当県で未検査の牛で、搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
  - (2) 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
  - (3) 家畜保健衛生所長が必要と認める牛
- 4 実施の期日

平成28年4月4日から平成29年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

- 5 検査の方法
  - (1) 臨床検査
  - (2) ツベルクリン皮内反応法
- 1 実施の目的

牛のヨーネ病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
  - (1) 前年度までに当県で未検査の6か月齢以上の県外導入牛で、搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育して いる雌牛
  - (2) 前年度までに当県で未検査の6か月齢以上の県外導入牛で、繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育して

いる肉用雌牛

- (3) 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- (4) 家畜保健衛生所長が必要と認める牛
- 4 実施の期日

平成28年4月4日から平成29年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

- 5 検査の方法
  - (1) 臨床検査
  - (2) スクリーニング法、リアルタイムPCR法又はヨーニン反応
- 1 実施の目的

牛のピロプラズマ病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
  - (1) 放牧牛
  - (2) 家畜保健衛生所長が必要と認める牛
- 4 実施の期日

平成28年4月4日から平成29年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

- 5 検査の方法
  - (1) 臨床検査
  - (2) 血液検査
- 1 実施の目的

牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

月齢又は推定月齢が満48月以上で死亡した牛の死体

4 実施の期日

平成28年4月4日から平成29年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

エライザ法

1 実施の目的

馬伝染性貧血の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
  - 以下の項目の馬のうち家畜保健衛生所長が必要と認める馬
  - (1) 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬
  - (2) 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬
  - (3) 前二項目の馬と同一施設内で飼育している馬
  - (4) 競馬法 (昭和23年法律第158号) による競馬に出場する馬
  - (5) その他農林水産大臣又は都道府県知事の指定する馬
- 4 実施の期日

平成28年4月4日から平成29年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

- (1) 臨床検査
- (2) 寒天ゲル内沈降反応法
- 1 実施の目的

豚コレラの発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 家畜保健衛生所長が必要と認める豚

4 実施の期日

平成28年4月4日から平成29年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

- 5 検査の方法
  - (1) 臨床検査
  - (2) エライザ法
- 1 実施の目的

豚のオーエスキー病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
  - (1) 県外導入豚 (繁殖豚又は繁殖候補豚)
  - (2) 家畜保健衛生所長が必要と認める豚
- 4 実施の期日

平成28年4月4日から平成29年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

- 5 検査の方法
  - (1) 臨床検査
  - (2) ラテックス凝集反応法
- 1 実施の目的

豚流行性下痢の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 家畜保健衛生所長が必要と認める豚
- 4 実施の期日

平成28年4月4日から平成29年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

- 5 検査の方法
  - (1) 臨床検査
  - (2) 中和試験
- 1 実施の目的

鶏の家きんサルモネラ感染症(ひな白痢)の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種鶏及び種鶏用ひな

4 実施の期日

平成28年4月4日から平成29年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指

定する日

- 5 検査の方法
  - (1) 臨床検査
  - (2) 急速凝集反応法
- 1 実施の目的

蜜蜂の腐蛆病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 家畜保健衛生所長が必要と認める蜂群

4 実施の期日

平成28年4月4日から平成29年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

- 5 検査の方法
  - (1) 肉眼的検査
  - (2) 脱脂乳による試験
  - (3) 細菌学的検査
- 1 実施の目的

牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生を予察するため

2 実施する区域

家畜保健衛生所長が指定する区域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

未越夏(概ね前年11月から本年4月までに生まれたもの)又は抗体陰性の牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛

4 実施の期日

平成28年6月1日から平成28年11月30日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

- 5 検査の方法
  - (1) 臨床検査
  - (2) 中和試験
- 1 実施の目的

豚の流行性脳炎の発生を予察するため

2 実施する区域

家畜保健衛生所長が指定する区域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

未越夏(概ね前年11月から本年4月までに生まれたもの)でワクチン未接種の豚であって、家畜保健衛生所 長が必要と認める豚

4 実施の期日

平成28年4月4日から平成29年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

- 5 検査の方法
  - (1) 臨床検査
  - (2) 赤血球凝集抑制反応法
- 1 実施の目的

家きんの高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの発生を予察するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養している農場のうち、家畜保健衛生所 長が必要と認める農場

4 実施の期日

平成28年4月4日から平成29年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

- 5 検査の方法
  - (1) 臨床検査
  - (2) エライザ法
  - (3) その他必要な検査

#### ◎新潟県告示第411号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出が次のとおりあった。

なお、届出に係る指定漁船調書を平成28年4月1日から平成28年4月15日まで縦覧に供する。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

届出事項

1 発起人の住所及び氏名

新潟県新発田市藤塚浜1559

本間 要

新潟県新発田市藤塚浜3585-313

小林 勝善

新潟県新発田市藤塚浜1745-13

野澤 晴東

- 2 加入区 北蒲原加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 新潟漁業協同組合

## ◎新潟県告示第412号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、新発田市の豊浦郷土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成28年4月1日

新潟県新発田地域振興局長

1 就 任

監事 新発田市本田甲 392 番地 長谷川 正

就任年月日 平成28年3月15日

# ◎新潟県告示第413号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第72条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の合併を認可した。 平成28年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 合併により設立する土地改良区の所在及び名称

上越市大潟区内雁子新田522番地1

大潟あさひ土地改良区

2 合併により解散する土地改良区の所在及び名称

上越市大潟区土底浜1081番地1

大潟町土地改良区

上越市吉川区梶257番地

旭土地改良区

上越市大潟区内雁子新田524番地

朝日池土地改良区

3 認可年月日

平成28年4月1日

# ◎新潟県告示第414号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、東栄土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量・出来形確認測量)
- 2 作業期間 平成27年4月1日から平成28年3月10日まで
- 3 作業地域 長岡市 東栄一丁目、二丁目、三丁目 琴平一丁目、二丁目 地蔵二丁目 の各一部

#### ◎新潟県告示第415号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事(上越地域振興局長)から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量(県営農地環境整備事業 長坂地区 確定測量)
- 2 作業期間 平成27年8月28日から平成28年3月4日まで
- 3 作業地域 上越市吉川区長坂 ほか 地内

#### ◎新潟県告示第416号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量(国土基本図修正)
- 2 作業期間 平成27年7月16日から平成28年2月29日まで
- 3 作業地域 新潟市北区・西区 (一部地域)

# ◎新潟県告示第417号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務 所総務課において縦覧に供する。

平成28年4月1日

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鹿瀬日出谷線
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷	地	0)	幅	員	延	長
東蒲原郡阿賀町鹿瀬字大管	15番3から								
		新	5. 5 <b>∼</b>	40.6	ラメー	- トル	/	4, 301. 1メ	ートル
同郡同町日出谷字横道甲710	7番まで								
東蒲原郡阿賀町日出谷字横道	道甲7107番から								
		旧	20.5	~20.	8岁、	ート	ン	3.5メート	ル
同郡同町日出谷字横道甲710	7番まで								

- 備考1 阿賀町道の引継ぎに伴い路線の起点を変更する区域変更
  - 2 路線の重複
    - 一部区間阿賀町道鹿瀬当麻線と重複

#### ◎新潟県告示第418号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務 所総務課において縦覧に供する。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 鹿瀬日出谷線
- 2 供用開始の区間

東蒲原郡阿賀町鹿瀬字大管 45番3から同郡同町日出谷字横道甲7107番まで

3 供用開始の期日 平成28年4月1日

#### ◎新潟県告示第419号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 351号
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
長岡市宮路町字出清水 1435 番 2 から	新	24.6~43.8メートル	50.6メートル
同市宮路町字出清水1401番4まで	旧	24.6~39.6メートル	50.6メートル

#### ◎新潟県告示第420号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路 線 名 一般国道 351号
- 2 供用開始の区間

長岡市宮路町字出清水1435番2から同市宮路町字出清水1401番4まで

3 供用開始の期日 平成28年4月1日

#### ◎新潟県告示第421号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

平成28年4月1日

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小千谷川口大和線
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の	解 員	延	長
----	------	-----	-----	---	---

長岡市川口田麦山字源太山 1064番2から	新	4.4~17.0メートル	58.9メートル
同市川口田麦山字源太山1184番1まで	旧	4.4~16.0メートル	59.1メートル

# 備考 路線の重用

全区間県道川口岩沢線及び県道向山越後川口停車場線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名川口岩沢線
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷地	の	幅	員	延	長
長岡市川口田麦山字源太	山 1184番1から	新	4. 4~17.	0メー	ートル	,	58.9メートル	
同市川口田麦山字源太山]	1064番2まで	田	4. 4~16.	0メー	- トル	,	59.1メートル	

#### 備考 路線の重用

全区間県道小千谷川口大和線及び県道向山越後川口停車場線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名向山越後川口停車場線
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
長岡市川口田麦山字源太山 1064 番 2 か	<b>3</b> ら 新	4.4~17.0メートル	58.9メートル
同市川口田麦山字源太山1184番1まで	Iβ	4.4~16.0メートル	59.1メートル

# 備考 路線の重用

全区間県道小千谷川口大和線及び県道川口岩沢線と重用

# ◎新潟県告示第422号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 小千谷川口大和線
- 2 供用開始の区間

長岡市川口田麦山字源太山1064番2から同市川口田麦山字源太山1184番1まで

3 供用開始の期日 平成28年4月1日

# ◎新潟県告示第423号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 253号
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
十日町市松代字谷内5422番4から	新	16.4~59.4メートル	100.0メートル
同市松代字池田5345番1まで	旧	17. 2~59. 4メートル	100.0メートル

# 備考 路線の重用

全区間一般国道403号及び一般国道404号と重用

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 403号
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
十日町市松代字池田5345番1から	新	16. 4~59. 4メートル	100.0メートル
同市松代字谷内5422番4まで	旧	17. 2~59. 4メートル	100.0メートル

# 備考 路線の重用

全区間一般国道253号及び一般国道404号と重用

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 404号
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市松代字池田5345番1から	新	16. 4~59. 4メートル	100.0メートル
同市松代字谷内5422番4まで	旧	17.2~59.4メートル	100.0メートル

# 備考 路線の重用

全区間一般国道253号及び一般国道403号と重用

# ◎新潟県告示第424号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 道路の種類 一般国道

- 2 路線名 405号
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
中魚沼郡津南町大字秋成10286番 2 から	新	6.0~63.0メートル	516.2メートル
同郡同町大字秋成10263番まで	IΞ	4.8~31.4メートル	516.4メートル

澙

新

県

報

# ◎新潟県告示第425号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 405号
- 2 供用開始の区間

中魚沼郡津南町大字秋成10286番2から同郡同町大字秋成10263番まで

3 供用開始の期日 平成28年4月1日

### ◎新潟県告示第426号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 十日町当間塩沢線
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷地の幅員	延長
十日町市馬場壬 715番1から		新	8.1~9.8メートル	69. 3メートル
同市馬場壬700番3まで		旧	7.8~9.2メートル	69. 3メートル

### ◎新潟県告示第427号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 十日町当間塩沢線
- 2 供用開始の区間

十日町市馬場壬715番1から同市馬場壬700番3まで

3 供用開始の期日 平成28年4月1日

# ◎新潟県告示第428号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新宮二ツ屋線
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市新宮字まきの木平甲 2244 番 1 から	新	3.4~12.8メートル	88.6メートル
同市新宮字まきの木平甲2211番1まで	旧	2.8~11.6メートル	88.0メートル

#### ◎新潟県告示第429号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 新宮二ツ屋線
- 2 供用開始の区間

十日町市新宮字まきの木平甲2244番1から同市新宮字まきの木平甲2211番1まで

3 供用開始の期日 平成28年4月1日

#### ◎新潟県告示第430号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 真田高島線
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷	地	$\mathcal{O}$	幅	員	延	長
十日町市真田丙 2079 番 1	から	新	4.8~	-24. (	)メー	ートル	,	51.7メートル	
同市真田丙1356番2まで		田	4.9~	-21. (	)メー	-トル	•	51.7メートル	

### ◎新潟県告示第431号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

平成28年4月1日

- 1 路線名 県道 真田高島線
- 2 供用開始の区間

十日町市真田丙2079番1から同市真田丙1356番2まで

3 供用開始の期日 平成28年4月1日

# ◎新潟県告示第432号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名新井柿崎線
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市三和区本郷字野畔 265 番から	新	9. 2~32. 0メートル	600.0メートル
同市三和区本郷字北坪 903番1まで	旧	7.8~13.0メートル	600.4メートル

# ◎新潟県告示第433号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 新井柿崎線
- 2 供用開始の区間

上越市三和区本郷字野畔265番から同市三和区本郷字北坪903番1まで

3 供用開始の期日 平成28年4月1日

# ◎新潟県告示第434号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名青柳高田線
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
上越市大字今池字黒保 113 番から	新	10.5~33.2メートル	460.0メートル
同市大字今池字西黒保519番1まで	旧	8.3~19.0メートル	457.9メートル

#### ◎新潟県告示第435号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 青柳高田線
- 2 供用開始の区間

上越市大字今池字黒保 113 番から同市大字今池字西黒保 519 番1まで

3 供用開始の期日 平成28年4月1日

#### ◎新潟県告示第436号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土口谷浜停車場線
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
上越市大字高住字大合谷 368 番から	新	9.5~33.6メートル	184.5メートル
同市大字高住字大合谷304番1まで	IΞ	6. 2~33. 6メートル	184.1メートル

## ◎新潟県告示第437号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 土口谷浜停車場線
- 2 供用開始の区間

上越市大字高住字大合谷 368 番から同市大字高住字大合谷 304 番1まで

3 供用開始の期日 平成28年4月1日

### ◎新潟県告示第438号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

平成28年4月1日

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名仙納徳合線
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷	地	$\mathcal{O}$	幅	員	延	長
糸魚川市大字徳合字中村	2213 番から	新	6.9~	-23.5	5メー	ートル	,	52.9メートル	

旧 6.0~19.8メートル 52.1メートル	同市大字徳合字御堂谷2606番1まで	旧	6.0~19.8メートル	52.1メートル
-------------------------	--------------------	---	--------------	----------

## ◎新潟県告示第439号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 仙納徳合線
- 2 供用開始の区間

糸魚川市大字徳合字中村2213番から同市大字徳合字御堂谷2606番1まで

3 供用開始の期日 平成28年4月1日

# ◎新潟県告示第440号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1 メートルである道路を次のとおり指定し、併せて同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8 メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 指定する道路の路線名及び区間
  - 別表のとおり
- 2 指定する期日
  - 平成28年4月1日
- 3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上(又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上)の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害のないことを確認の上走行すること。

#### 【別表】指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道 404号	長岡市西津町字前島2632番から長岡市新産3丁目1番8まで
県道 長岡インター線	長岡市南七日町89番3から長岡市新産1丁目1番8まで、長岡市南七日町89番1から長岡市石動南町8番1まで及び長岡市石動南町50番8から長岡市石動南町8番8まで

### ◎新潟県告示第441号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成28年4月1日

新潟県新潟地域振興局長

1 指定道路の種類

第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

2 指定の年月日

平成28年3月23日

3 指定道路の位置等

位	置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
五泉市郷屋川2丁 164番2の内	5. 00	49. 50	

# ◎新潟県告示第442号

新潟県港湾管理条例(昭和38年新潟県条例第11号)第2条第2項の規定により、新潟港の港湾施設の種類、名称、位置、数量及び能力を次のとおり変更する。

平成28年4月1日

新潟港港湾管理者 新 潟 県 代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

平成27年4月7日新潟県告示第617号指定分

種類	名称	位 置	数量及び能力
保管施設	中央ふ頭(東)	北蒲原郡聖籠町	面積39,310.16平方メートル
	4 号野積場	東港2丁目地内	未舗装

を

種類	名称	位 置	数量及び能力
保管施設	中央ふ頭(東)	北蒲原郡聖籠町	面積43,600.63平方メートル
	4号野積場	東港2丁目地内	未舗装

に変更する。

# ◎新潟県告示第443号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、公有水面の埋立ての竣功を次のとおり認可した。

平成28年4月1日

姬川港港湾管理者 新潟県 代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 竣功認可年月日
  - 平成28年3月18日
- 2 竣功認可を受けた者の名称及び住所

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦 新潟市中央区新光町4番地1

- 3 埋立区域
  - 1工区
  - (1) 位置

新潟県糸魚川市大字寺島小字古屋敷1247番地から1246番地1を経て1246番地3に至る間の公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、⑰の地点から⑫の地点までを順次に結んだ線、⑫の地点と⑬の地点を結ぶ平成22年の秋分の満潮位 (D. L. +0.64メートル) における公有水面と西ふ頭地区1号岸壁との境界線、⑬の地点から⑮の地点までを順次に結ぶ平成22年の秋分の満潮位 (D. L. +0.64メートル) における公有水面と西ふ頭地区泊地護岸との境界線及び⑰と⑮の地点を結ぶ平成22年の秋分の満潮位 (D. L. +0.64メートル) における公有

水面と西ふ頭地区泊地護岸との境界線により囲まれた区域

- ①の地点 新潟県糸魚川市大字須沢2052番地2の国土地理院須沢四等三角点(北緯37度02分18秒3481、 東経137度49分45秒9828) から72度46分05秒604.88メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から52度43分34秒11.98メートルの地点
- ②の地点 ⑱の地点から142度43分34秒5.25メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から52度43分46秒5.15メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から142度54分12秒4.50メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から232度43分41秒5.13メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から142度43分44秒10.60メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から52度44分04秒5.13メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から142度36分47秒4.50メートルの地点
- のの地点 (10)地点が142度30月479年30人 下ルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から232度43分19秒5.14メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から142度43分35秒64.05メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から52度43分00秒5.13メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から142度52分42秒1.00メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から232度43分39秒17.16メートルの地点
- ④の地点 ⑤の地点から322度39分27秒29.95メートルの地点
- ⑤の地点 ⑭の地点から322度41分46秒21.48メートルの地点
- (3) 面積

1,134.44平方メートル

- 4 埋立ての免許の年月日及び番号
  - 平成24年7月3日 新潟県港整第162号
- 平成26年1月17日 新潟県港整第538号
- 5 法第22条第3項の市町村(閲覧場所) 糸魚川市

# 公 告

#### 予算の公表について (公告)

平成28年3月24日新潟県議会において議決された平成28年度新潟県一般会計予算、特別会計予算、企業会計予算及び平成27年度補正予算の要領は、次のとおりである。

平成28年4月1日

地力

債務負

簿 肣 市 41 榖 账 窳 辫 虔 枡 83 桵 片

平成28年度新潟県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歲入歲出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,308,790,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 担行為」による。

(地 方 債)

(一時借入金)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表

債」による。

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

	額	子形 264,072,000	81,009,000	. 56,692,000	58,368,000	4,999,000	2,532,000	573,000	2,367,000	22,794,000	31,333,000	20,000	15,000	3,210,000	129,000	1,000	80,244,000	80,244,000
	御				.=3	4m1	473	AP7	457			an]	uni	smi .	473	4F2		
	通		民税	業税	方 消 費 税	動 産 取 得 税	た ば こ 税	ルフ場利用税	動 車 取 得 税	油引取税	動 車 税	区 税	猟		業 廃 棄 物 税	法 に よ る 税		消費稅清算金
			第1項 県	第2項 事	第3項 地	第4項 不	第5項 県	第6項 ゴリ	第7項 自	第8項 軽	第9項 自	第 10 項 鉱	第 11 項 符	第 12 項 核	第13項 産	第 14 項 旧		第1項 地方
第1表 歲入歲出予算 1 歲 入	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	第 1 款 県 税															第2款 地方消費稅清算金	

38,360,000	33,822,000	4,266,000	268,000	4,000	801,000	801,000	265,200,000	265,200,000	562,000	262,000	5,451,207	1,675,587	3,775,620	15,902,696	12,220,312	3,682,384	151,602,201
	地方法人特別讓与稅	地方揮発油讓与稅	石油ガス 職 与 税	航空機燃料讓与稅		地方特例交付金		地方交付税		交通安全対策特別交付金		分担金	負 担 金		(東) 用   ※	手数が	
	第 1 項	第2項	第 3 項	第 4 項		第 1 項		第 1 項		第 1 項		第1項	第 2 項		第1項	第 2 項	
与 税				į	付金		付税		女 本 無領		出金			数料			田
繼					匈交		交叉		全全		とび 負			手见3			女士
方			•		方 特		方		通別		日金及			日 料 及			車
型					型		型		交特		分 担			使用		,	H
第 3 款					第4款		第 5 款		第 6 款	,	第 7 款			第 8 款		:	第 9 款

38,746,568	109,526,061	3,329,572	3,987,271	940,597	3,046,674	45,005	45,005	26,913,437	1,383,579	25,529,858	163,661,183	244,280	10,401	18,275,458	129,808,194	5,388,852	3,615,558	4,097	6,314,343
第1項 国 庫 負 担 金	第2項 国庫補助金	第3項 委 託 金		第1項 財 産 運 用 収 入	第2項 財 産 売 払 収 入		第1項 寄 附 金		第1項 特 別 会 計 繰 入 金	第2項 基 金 繰 入 金		第1項 延滞金加算金及び過料等	第2項 利 子 収 入	第 3 項 公営企業貸付金収入	第4項 貸、付金 収入	第5項 受 託 事 業 収 入	第6項 収 益 事 業 収 入	第7項 利子割精算金収入	第8項 雑 入
			第10款財産収入			第11 款 寄 附 金		第12 款 繰 入 金			第 13 款 諸 収 入								

<del></del>			
291,828,000	160,000	1,308,790,000	
		_	
画	⑷		
		_	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	類	ilie	
İ			
項	通線	<b>4</b> 0	
第 1	第 1		
賃	御		
		<b>٢</b>	•
	賴		
	mt/	, MAG	
換	様 禁	蠸	
第 14 款	第 15 款		

			十																
		額	<del>1 -</del>																
			1,427,851	1,427,851	40,119,335	4,356,092	23,994,732	575,742	7,171,880	1,445,630	4,591	151,549	249,119	7,308,206	2,228,314	2,832,107	598,824	364,901	1,284,060
			1,42	1,42	11,0	4,35	23,99	57	7,17	1,44	2,17	15	24	7,30	2,22	2,83	29	36	1,28
					7		.,												
										•									
		⑷																	
	٠			•															
				實		實	搟	實	趣	實	鬞	搟	曹		旗	萬	誓	颧	色
		•		•			<del></del> 11	12.1		幽		ψ			型		1=	Und	無
							型	查		漿					絤		画	紙	衣
				∢৸		無	細	噩	郑		偨		KX		拍	∺	会	、茶	
		項								*		枨			₩			45-4	整
		Ţ.					摋	1111111		囯		ተ	桝		民		遊	鄚	綝
				繼	`	赵	쑗	裞	籢	世	毈	$\prec$	躢		些	防	郷	郷	産
				通		涇	湮	酒	严	戸	齊	严	漸		河	油	画	涶	鬥
				$\vdash$		1	2	က	4	5	9	2	∞		<b>~</b>	2	3	4	5
				無		無	無	紙	紙	紙	紙	無	釆		無	無	無	紙	紙
			觀		曹									境 費					
														郷					
			ďЯ		務														
			44		M <del>≪</del>								-	布					
田		惹												民					
			搬		雑									当					
搬																			
~			1 款		2 模									38 機					
			继		紙									無					

							,													
166,828,446	26,519,565	45,567,928	5,271,493	1,888,065	39,319,241	6,202,010	3,128,752	19,029,046	2,402,585	17,499,761	2,820,241	127,112	522,762	2,170,367	140,423,886	125,604,997	1,604,566	314,889	10,996,938	1,902,496
	健費	指導費	華 養	保対策費	2 健費	策費	生 費	<b>小</b>	庭費	無		公費	用費	3 発 費		策費	興 費	1 振 興 費	地費	町
	祉保	保·福祉	務薬	師·看護職員確保対策費	齢 福 祉 保	康	话衛	害福	軍	子化对		働麥員	政雇	業能力開		業政	業振	業・地場産業	業	.光
	項	項	項医	項医	項。高	.項 健	項 生	項障	項児	項		項 労	項 労	項職		項産	項産	項商	項産	項(観
	第 1	第 2	第 3	第 4	等 5	第 6.	第 7	無	第 9	第 10		第 1	第 2	第 3		第 1	第 2	無 3	第 4	第 5
健											<b>一</b>				曹					
杂											<b>●</b>				継					
重											<b>3</b> m				បួតវ					
; 4 款 福								•			5 款 労				6 款 庭					
紙											第				羰					

						,								····		,					
87,086,558	3,939,810	11,159,828	1,649,696	3,804,651	313,125	875,073	3,891,324	14,484,190	5,692,450	39,716,995	1,559,416	141,532,463	11,287,449	55,912,354	23,316,702	14,051,362	6,804,545	14,092,709	4,157,452	506,085	10,305,203
			,									`									
	颧	實	衡	實	實	實	實	實	實	贯	實		· 實	實	實	衡	實	貫	衡	實	無
	猴	推進	邶	×	消通	業	米		関	整備	国		開	よう	业		圄		無	獸	
	홿	囟		細	æ			継	御	糊	<del>din</del>		粫	٦	怹	怒	ilin	絥	赵	搃	海
	継	域農	選	र्मुमा	<u>п</u> п	選	· 磨		角	地基	角		K	路橋	) E		世		剰	瓶	
	眽	型	匭	滋	食	細	¥	*	眽	腻	麒		+	澐	反	金	粹	蝕	₩	剏	拠
	第1項	第 2 項	第 3 項	第4項	第 2 項	第 6 項	第 7 項	第 8 項	第9項	第 10 項	第 11 項		第 1 項	第 2 項	第 3 項	第4項	第 2 項	第 6 項	第7項	第 8 項	第 9 項
齞				,								華									
継																					
選												*									
<b>林</b>	,				,																
農												+1									
第7款												第 8 款	•								

1,098,602	51,428,280	3,612,967	219,792,012	9,649,833	125,394,718	49,874,794	18,522,563	775,179	2,290,843	1,732,367	10,157,737	1,393,978	7,650,755	1,952,945	5,697,810	316,152,086	316,152,086	125,919,881
	掛	政費		務費	校費	校費	校費	進費	政費	育費	無強	<b>#</b>		. 復旧費	復旧費	,	<b>東</b> 区	
拠	欲	察		南縣	小	华 李	別 支 援 学	涯 学 習 推	化行	健体	学教育振	沙		林水産施設災害復旧	施設災害		)	
通	極	通		項数	項小	項。高	項特	項生	項 文	項条	項和	項大	J	項 農林	項 土 木		項	4
第 10	第 1	第 2		第 1	第 2	# 3	第4	※	第 6	第 7	第 8	無 9		第 1	第 2		第 1	
	电												旧費			<b>一</b>	·	田
	徽		極			:	:						害				·	₩
	麵		葵										災		ů.	严		粗
,	第 9 款		第 10 款			. •							第 11 款			第 12 款		第 13 款

18,275,458	2,291,000	54,435,831	486,551	1,496,880	1,212,948	40,607,914	401,100	1,690,423	5,016,763	5,013	300,000	300,000	1,308,790,000	
第1項 公 営 企 業 貸 付 金	第2項 雑 支 出	第3項 地方消費稅清算金	第4項 利 子 割 交 付 金	第5項配当割交付金	第6項 株式等譲渡所得割交付金	第7項 地方消費稅交付金	第8項 ゴルフ場利用税交付金	第 9 項 自動車取得稅交付金	第10項 軽油引取税交付金	第11項 利 子 割 精 算 金		第1項 予 備 費	ℴ	
											第14款 予 備 費		丑	

新

第2表 債務負担行為			
事	期間	跟 度 額	説
電子データ等作成業務委託契約	平成29年度から 平成33年度まで	17,546千円	
給与システム運用管理委託契約	平成29年度から 平成33年度まで	301,806千円	
宛名システム運用管理委託契約	平成29年度から 平成33年度まで	円子596,62	
地方税電子申告審査システム運用管理委託契約	平成29年度から 平成33年度まで	28,215千円	
平成28年度における地方債の共同発行によつて生ずる 連帯債務	平成28年度から 平成38年度まで	元金1,144,000,000千円及 び当該額に対する利子相 当額	
Uターン促進奨学金返還支援事業補助金交付決定	平成29年度	50,000千円	
魚沼コホート研究客附講座設置協定	平成29年度から 平成30年度まで	200,000千円	
国立大学法人新潟大学大学院医歯学総合研究科新潟地域医療学講座設置協定	平成29年度から 平成30年度まで	134,000千円	
スプリンクラー等設置費借入利子補給契約	平成29年度から 平成38年度まで	スプリンクラー等設置費 リンクラー等消防用設備 社会福祉法人等に融通す 定した額	スプリンクラー等設置費借入利子補給金交付要綱に基づき、融資機関がスプリンクラー等消防用設備を設置するための資金を総額65,620千円の範囲内で社会福祉法人等に融通する場合、利子補給率年2.20パーセント以内として算定した額
離職者等再就職訓練委託契約	平成29年度	242,187千円	
若年者職業能力開発訓練委託契約	平成29年度	19,530千円	Б

海外市場獲得サポート事業補助金交付決定	平成29年度	100,000千円	
公益財団法人にいがた産業創造機構損失補償契約	平成29年度から 平成39年度まで	公益財団法人にいがた産業創造機構が平成28年度に行う 償還金が回収されなかつたときは、総額300,000千円をF を補償する。	溝が平成28年度に行う設備貸与事業に係る 、総額300,000千円を限度としてその損失
新潟県信用保証協会損失補償契約	平成29年度から 平成36年度まで	新海県 813.048千円 のたい におい におい におい たい たい から	新潟県信用保証協会が平成28年度に行う新潟 県セーフィネット資金(経営支援枠)融資 のための信用保証による代位弁済をした場合 において、当該弁済に対する返済金がそれぞれ翌年度末までに回収されなかつたときは、
産業高付加価値化設備投資緊急促進事業補助金交付決 定	平成29年度	1,500,000千円	
新潟県農林公社事業資金損失補償契約 (相手方 新潟県信用農業協同組合連合会)	平成28年度から 平成29年度まで	新潟県信用農業協同組合連合会が 農林公社に貸し付ける農業構造改 い場合に生ずる損失を補償する。	新潟県信用農業協同組合連合会が平成28年度において公益社団法人新潟県農林公社に貸し付ける農業構造改革支援事業資金78,429千円が回収されない場合に生ずる損失を補償する。
農業近代化資金利子補給契約	平成29年度から ・平成48年度まで	農業近代化資金融通法(昭和36年) 近代化資金を総額1,900,000千円の する場合、利子補給率年2.25パー・	農業近代化資金融通法(昭和36年法律第202号)に基づき、融資機関が農業近代化資金を総額1,900,000千円の範囲内で県の承認を得て農業者等に融通する場合、利子補給率年2.25パーセント以内として算定した額
農業経営負担軽減支援資金利子補給契約	平成29年度から 平成46年度まで	農業経営負担軽減支援資金実施要終 支援資金を総額40,000千円の範囲V 合、利子補給率年2.25パーセントD	農業経営負担軽減支援資金実施要綱に基づき、融資機関が農業経営負担軽減支援資金を総額40,000千円の範囲内で県の承認を得て農業者等に融通する場合、利子補給率年2.25パーセント以内として算定した額
漁業近代化資金利子補給契約	平成29年度から 平成48年度まで	漁業近代化資金融通法(昭和44年3代化資金を総額490,000千円の範囲代化資金を総額490,000千円の範囲場合、利子補給率年2.25パーセント	漁業近代化資金融通法(昭和44年法律第52号)に基づき、融資機関が漁業近代化資金を総額490,000千円の範囲内で県の承認を得て漁業者等に融通する場合、利子補給率年2.25パーセント以内として算定した額
漁業経営維持安定資金利子補給契約	平成29年度から 平成38年度まで	漁業経営の改善及び再建整備に関う基づき、融資機関が漁業経営維持3 基づき、融資機関が漁業経営維持3 承認を得て中小漁業者に融通する5 して算定した額	漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法(昭和51年法律第43号)に基づき、融資機関が漁業経営維持安定資金を総額30,000千円の範囲内で県の承認を得て中小漁業者に融通する場合、利子補給率年2.25パーセント以内として算定した額
農業法人雇用促進支援事業利子補給契約	平成29年度から 平成33年度まで	新潟県農業法人雇用促進支援事業 が雇用環境整備資金を総額100,000 場合、利子補給率年1.5パーセント	新潟県農業法人雇用促進支援事業利子補給金交付要網に基づき、農業法人 が雇用環境整備資金を総額100,000千円の範囲内で融資機関から借り入れた 場合、利子補給率年1.5パーセント以内として算定した額

新

中     中     中     中     中     中     中     中     中     日<	大家畜,養豚特別支援資金利子補給契約	平成29年度から 平成53年度まで	新潟県畜産特別支援資金融 音・養豚特別支援資金を総 者に融通する場合、利子補約	新潟県畜産特別支援資金融通助成事業実施要綱に基づき、融資機関が大家音・港豚特別支援資金を総額66,000千円の範囲内で県の承認を得て畜産経営者に融通する場合、利子補給率年0.75パーセント以内として算定した額
平	新潟県農林公社事業資金損失補償契約 (相手方 株式会社日本政策金融公庫)	平成28年度から平成83年度まで	株式会社日本政策会融公庫か 社に貸し付ける造林資金(象 額に対する利子(遅延利息を (契約に定める補償履行日ま	株式会社日本政策金融公庫が平成28年度において公益社団法人新潟県農林公社に貸し付ける造林資金(森林整備活性化資金を含む)57.158千円及び当該額に対する利子(遅延利息を含む)相当額が回収されない場合に生じる損失(契約に定める補償履行日までに生じる利子を含む)を補償する。
平 成 29 年 度 度 29 年 度 度 29 年 度 度 29 年 度 度 度 度 度 度 度 度 度 度 度 29 年 度 度 29 年 度 度 29 年 度 29 年 度 62 年 63 年 64 度 64 度 65 年 65	国営柏崎周辺2期農業水利事業負担金	平成29年度から 平成40年度まで	408,614千円	
平 成 29 年 度 平 成 29 年 度 平 成 29 年 度 平成 29 年 度 平成 29 年 度 平成 29 年 度 平 成 29 年 度 平 成 29 年 度 平 成 29 年 度 平 成 29 年 度	県営かんがい排水事業信濃川右岸1期地区工事請負契 約	成 29 年	300,000千円	
平 成 29 年 度 平 成 29 年 度 平成 29 年 度 平 成 29 年 度	県営かんがい排水事業舟入川地区工事請負契約	成 29 年	36,000千円	
平 成 29 年 度 中成 29 年 度 中成 30 年 度 中成 29 年 度 平成 29 年 度 平 成 29 年 度 平 成 29 年 度	県営かんがい排水事業後山地区工事請負契約	成 29 年	13,000千円	
平成29年度から 平成30年度まで 平成29年度 平成30年度まで 平成30年度まで 平成29年度	県営かんがい排水事業佐渡地区工事請負契約	成 29 年	120,000千円	
平 成 29 年 度 平成 29 年 度 平成 30年度まで 平 成 29 年 度 平 成 29 年 度	県営湛水防除事業安野川7期地区工事請負契約	平成29年度から 平成30年度まで	200,000千円	
平成29年度から 平成30年度まで 平成29年度 平成29年度 平成29年度	県営地盤沈下対策事業新潟南部8期地区工事請負契約	成 29 年	45,000千円	
平成29年度平成29年度平成29年度	県営地域用水環境整備事業内の倉地区工事請負契約	2.44	330,000千円	
平成29年度平成29年度	県営畑地帯総合整備事業舟山地区工事請負契約	成 29 年 )	. 10,000千円	
平成 29 年度	県営経営体育成 <u>基盤整</u> 備事業三和中部第1地区工事請 負契約	成 29 年	70,000千円	
	県営経営体育 <u>成基盤整備事業中</u> 江北部第2地区工事請 負契約	平成29年度	35,000千円	

県営経営体育成基盤整備事業魚沼川西地区工事請負契 約	平成29年度	42,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業両新地区工事請負契約	平成29年度	56,000千円	
県営経営体育成 <u>基盤整</u> 備事業潟4期地区工事請負契約	平成29年度	113,000千円	
県営経営体育成基 <u>盤整備事業</u> 湯5期地区工事請負契約	平成29年度	30,000千円	
県営経営体育成基盤盤備事業小平尾地区工事請負契約	平成29年度	3,000千円	
県営経営体育成基 <u>盤整備事業道上2期地区工事請負契</u> 約	平成29年度	49,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業巻東町地区工事請負契約	平成29年度	97,000千円	
県営経営体育成基 <u>盤整備事業国府川左岸2期地区工事</u> 請負契約	平成29年度	180,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業長所地区工事請負契約	平成29年度	21,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業花見地区工事請負契約	平成29年度	86,000千円	
県営経営体育成基盤盤備事業本町地区工事請負契約	平成29年度	53,000千円	
県営経営体育成基盤整備專業求草地区工事請負契約	平成29年度	5,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業下田尻地区工事請負契約	平成29年度	12,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業中曽根地区工事請負契約	平成29年度	84,000千円	

県営経営体育 <u>成基盤整備事業</u> 松補地区工事請負契約	平成29年度	66,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業高田中部地区工事請負契 約	平成29年度	27,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業山室地区工事請負契約	平成29年度	- 38,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業女川地区工事請負契約	平成29年度	108,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業木島地区工事請負契約	平成29年度	85,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業羽茂沖地区工事請負契約	平成29年度	14,000千円	
県営経営体育成 <u>基盤整備事業打越地区工事請負契</u> 約	平成29年度	55,000千円	
県営経営体育成基 <u>盤整備事業高田南部地区工事請負契</u> 約	平成29年度	32,000千円	
県営中山間地域対策事業六箇地区工事請負契約	平成29年度	13,000千円	
県営中山間地域対策事業相川中部地区工事請負契約	平成29年度	10,000千円	
具営中山間地域対策事業東谷地区工事請負契約	平成29年度	50,000千円	
県営中山間地域対策事業西山内郷地区工事請負契約	平成29年度	2,000千円	
県営中山間地域対策事業新外谷地区工事請負契約	平成29年度	15,000千円	χ.
県営中山間地域対策事業坂口新田地区工事請負契約	平成29年度	15,000千円	

	,													
				,										
,	17,000千円	31,000千円	15,000千円	4,000千円	10,000千円	12,000千円	80,000千円	150,000千円	400,000千円	150,000千円	22,000千円	20,000千円	13,500千円	10,000千円
	平成29年度	平成29年度	平成29年度	平成29年度	平成29年度	平成29年度	平成29年度	平成29年度	平成29年度	平成29年度	平成29年度から 平成30年度まで	平成29年度から 平成30年度まで	平成29年度から 平成31年度まで	平成29年度から 平成30年度まで
	県営中山間地域対策事業上岡地区工事請負契約	県営中山間地域対策事業泉盛寺開田地区工事請負契約	県営中山間地域対策事業水野下牧地区工事請負契約	県営中山間地域対策事業上達地区工事請負契約	県営中山間地域対策事業坪野地区工事請負契約	県営中山間地域対策事業樽田地区工事請負契約	一般国道290号 C線橋設置工事委託契約 (相手方 東日本旅客鉄道株式会社)	一般国道292号東関橋上部工事請負契約	県道新発田津川線白川大橋下部工事請負契約	県道桐沢麓五日町停車場線大倉橋上部工事請負契約	一般国道403号仮設橋賃借契約	<b>県道白山村松線仮設橋賃借契約</b>	県道柏崎高浜堀之内線仮設橋賃借契約	県道東飛山名立線板設橋賃借契約

県道佐渡一周線(小野見川橋)仮設橋賃借契約	平成29年度から 平成31年度まで	60,000千円	
県道佐渡一周線(新多田橋)仮設橋賃借契約	平成29年度から 平成30年度まで	40,000千円	
県道佐渡縦貫線仮設橋賃借契約	平成29年度から 平成31年度まで	60,000千円	
一級河川黒川広域河川改修仮設橋賃借契約	平成29年度から 平成31年度まで	80,000千円	
一級河川柿川広域河川改修 (排水機場ポンプ機械設備) 工事請負契約	平成29年度から 平成30年度まで	1,000,000千円	
久知   ダム堰提改良(電気設備)工事請負契約	平成29年度	140,000千円	
なびくら川障害防止工事請負契約	平成29年度	100,000千円	
新潟県住宅供給公社損失補償契約	平成28年度	金融機関が新潟県住宅供給グ定利息を加えた額が回収され	金融機関が新潟県住宅供給公社に貸し付ける事業資金総額877,000千円に約 定利息を加えた額が回収されない場合に生ずる損失を補償する。
災害被災者住宅復興資金貸付金利子補給契約	平成29年度から 平成33年度まで	日子569	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 新潟市)	平成29年度から 平成30年度まで	11,634千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 長岡市)	平成29年度から 平成30年度まで	25,912千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 上越市)	平成29年度から 平成30年度まで	27,164千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 三条市)	平成29年度から 平成30年度まで	17,584千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 柏崎市)	平成29年度から 平成30年度まで	14,728千円	

県営住宅敷地賃借契約 (相手方 新発田市)	平成29年度から 平成30年度まで	7,620千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 小千谷市)	平成29年度から 平成30年度まで	6,080千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 加茂市)	平成29年度から 平成30年度まで	8,436千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 見附市)	平成29年度から 平成30年度まで	13,504千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 村上市)	平成29年度から 平成30年度まで	8,666千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 燕市)	平成29年度から 平成30年度まで	11,368千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 - 糸魚川市)	平成29年度から 平成30年度まで	3,554千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 妙高市)	平成29年度から 平成30年度まで	7,460千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 五泉市)	平成29年度から 平成30年度まで	3,136千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 阿賀野市)	平成29年度から 平成30年度まで	4,252千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 佐渡市)	平成29年度から 平成30年度まで	3,502千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 魚沼市)	平成29年度から 平成30年度まで	5,054千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 南魚沼市)	平成29年度から 平成30年度まで	2,824千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 胎内市)	平成29年度から 平成30年度まで。	2,958千円	

公営住宅新潟地区(早通南住宅)住戸改善工事請負契 約	平成29年度	254,280千円	
秋葉警察署空調設備改修工事請負契約	平成29年度	79,937千円	
東区警察署(仮称)外構工事請負契約	平成29年度	128,579千円	
佐渡警察署(仮称)等庁舎実施設計業務委託契約	平成29年度	23,153千円	
佐渡警察署(仮称)等造成工事請負契約	平成29年度	98,198千円	
新潟商業高校旧校舎解体·体育館建築工事請負·工事 監理委託契約	平成29年度から 平成30年度まで	1,171,368千円	
新潟県奨学金貸付金回収業務委託契約	平成29年度から 平成30年度まで	5,780千円	
マリメッコ展開催費用負担協定 (相手方 マリメッコ展新潟展実行委員会(仮称))	平成29年度	4,000千円	
	,		

新

澙

報

	率 償 還 の 方 法					ł		借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利	均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方	法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又	パー は一括払いの方法により満期に償還する。ただ以内	し、財政の都合により据置期間中であつても繰	上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借	り換えることができる。						
	·										年9パーセント以内	•								
	起價の方法						普通貸借又は債券発行	(他の地方公共団体との	共同発行を含む。なお、	発行価格が額面金額を下	回るときは、それぞれの	発行価格差減額を埋める	ために必要な金額を限度	額に加算した金額を限度	額とする。)					
	度額	千円 7,967,000	9,516,000	628,000	6,002,000	724,000	724,000	340,000	5,756,000	510,000	176,000	415,000	647,000	3,765,000	11,644,000	2,375,000	2,418,000	90,000	452,000	664,000
	函																			
	名	●	觀	颧	一	曹	歡	業費	觀	衡	歡	歡	數	餀	颧	動	業費	業費	紫霞	(kA)
美	Ш	継	継	絥	継	継	継	設事	継	貅	継	継	継	翭	継	事業	整備事	整備事	を備事	(一般財源化分
五	6	<del>lill,</del>	<del>    </del> -	曲	₩,	<del>    </del>	빠	鰃	曲	₩	#	<del>     </del>	<del>    </del>	ተ	#	프	器等	誤等	危 殼 整	費 (一
3表 地	債	盎	III	业	弦	앮	図	営 任 宅	海	쒀	廃	搬	捯	Ξ	串	害復	2教育 施	<b>华</b> 睯 施	会福祉施	施設整備事業費
無	型	押	熐	迧	多	海	성	4	炮	铝	<b>*</b>	悪	<b>本</b>	紀	脈	⋘	小	生 涯	社会	施設

							· · ·
			•				
		•					
		•					
. •							
784,000	722,000	446,000 8,043,000	133,830,000	50,800,000	6,211,000	291,828,000	
ItDm*					<u>.</u>		
<b>事事業</b>	社補助事業]	型 浬		紙	宗	<b>ilita</b>	
伞線 整 鱼	き鉄道株式会	以 中 中	墩	赵	#		
1011	\$ :	光 政語 改		時	瘷		
		事 楽 強補助事業費	******			133,8	

	平成28年度	度新潟県県債管	理特別会計予算	\$m#- "		
平成28年度新潟県県債管理特別会計の予算は、 (歳入歳出予算)	理特別会計の予算は、)	次に定めるところによる。				
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ211,212,389千円と 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表	額は、歳入歳出それぞ、 区分及び当該区分ごと		定める。 歳入歳出予算   による。			
				·		
第1表 歲入歲出予算						
1 歲 入			•			
<b>談</b>			項		4	額
第1款 県 債	費収入					千円 211,212,389
	-	第1項繰	Υ	<b>金</b>		211,212,389
攤	۲	₫п	ıks.			211,212,389
		,				
				1		:

				<del></del>
	競	# H		
	144-	2,389	2,389	
		211,212,389	211,212,389	
			,	
	纽	ŧ	,	
-		•		
		曹		
			ıjtız.	, , ,
		争		
	闽			
		迪		
3			<b>₫</b> □	
		1 通		
		翭		
		虧		
		**************************************	<del>31</del>	
		逦		
	禁			
丑		用	褫	
搬		操		
2		H		
		第		

	額	千円 1,918,036 1,129,374 788,662	1,918,036	
	钟			
	通	第1項貸付債権活用事業費	-ta-	
2 歲 出	*	1 款 地 域 グ く り 資 金 年 等 賃 付 事 業 費	報	

平成28年度新潟県災	景災 害救 助事	業特別会	英			
平成28年度新潟県災害救助事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)	:定めるところによ	<i>S</i>	ı			
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ981,908千円と定める。 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1 表 - 歳 7	8千円と定める。1、「第1 素 歳 ス 診	73。 歳7歳円予算 - 1213。	, ,			
(地方億)			) )			
第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、	頁の規定により起こ	ナことができる	3地方債の起	2債の目的、限度額、	限度額、起債の方法、利率及び償還	『率及び償還
の方法は、「第2表 地方債」による。					-	
i						_
第1表 歲入歲出予算					,	
1 歳 入				·		
※		通		御		観
第 1 款 災 害 救 助 事 業 収 入		٠.			,	手 981,908
第 3 第 3	1項国]	庫  支	出金			49,234
第 3 第 3 第 3 第 3 第 3 第 3 第 3 第 3 第 3 第 3	2 項 財	産収	X		,	1,078
第3	3 項 寄	略	翎			200
	4 項 繰	$\prec$	俐			300,419

Γ													_
	26	33	47	80									
	4,2	31,7	594,647	981,908						•			
									•				
	,					. •							
ŀ		hime	Ald								,		
	K	黄	招										
			び負	11.12									
	以		岌	11812									
			担		·		*						
	點	些	¢							•			
	5 項	9	7 項	40									
	兼	無	無										
-													
				<b>K</b>									
							•		ı				
				褫				1					
				402									
										,			

	鎖	千円 977,408	901,767	1,078	73,174	1,389	4,500	4,500	981,908					
j	· 创													
	·		挺	徘	换	翎		歡			•	i		
			田	₽			:		福					-
	lm!		救	養	働	詽		삁	iği ez					
	通		#1	···	-16	wET!		.1						
,			第1項 災	第2項 基	第3項 県	第 4 項 繰		第1項 予	<b>₫</b> □					
	:	长			1		敏							
		事						ı	丑					
	談	救助					備							
鈕	ਸਮਕ	災害					阡		難			1		
2 競		第 1 款	• .			:	第 2 款			•			,	

	償還の方法	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)第14条第2項の規定による。	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等若しくは元金均等若しくは元金本的等力法により年年度1期若しくは2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。		
	科	無利子	年 9 パー セント以内		
	起質の方法	事	普通貸借又は債券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を合む。なお、 発行価格が額面金額を下 回るときは、それぞれの 発行価格差減額を埋める ために必要な金額を限度 額に加算した金額を限度 額とする。)		
	限度額	年刊 9,733	22,000	31,733	
力 債	の目的	金貸付事業費	<b>換</b>	iks	
第2表 地	起信	※ 書 綾 謙 資 st	和	đα	

平成28年度新潟県母子父子募婦福祉資金貸付事業特別会計の子毎は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の影額は、歳入歳出それぞれ412,820千円と定める。 2 歳入歳出予算の影額は、歳入歳出それぞれ412,820千円と定める。 2 歳入歳出予算の影額は、歳入歳出それぞれ412,820千円と定める。 2 歳入歳出予算の影額は、歳入歳出それぞれ412,820千円と定める。 (地 方 億) 第2条 地方億」による。 第1 歳 改 入 金 (412,820) 第1 歳 及 人 金 (412,820) 第1 歳 及 人 金 (412,820) 第1 章 有 事 業 取 入 金 (412,820) 第2 項 商 以 入 金 (412,820) 第3 項 第 次 金 (412,820)				,				
4. 佐野部県母子父子海崎福祉賞金貨付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (出了等) 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ412.820千円と定める。 (歳出予算の総項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。 (歳出予算の総項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。 (歳入歳出予算 歳入歳出予算 歳入歳出予算 歳入歳出予算 数 項 金 金 412.820 第 1 項 第 人 金 412.820	平成28年度新徽	曷県母子父子寡婦	福祉資金貸付專業	等別会計予算				
歳	<b>舄県母子父子寡婦福祉資金貸付</b>	:業特別会計の予算は	、次に定めるところし	°24			.*	
(	歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それ	:れ412,820千円と定め	5%.					_
前人機 (1)       地方自治社 (昭和22年法律第67号) 第230条第 1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還は、「第2表 地方債」による。       項金       金       額         歳 入洗出子算       新       項金       金       412,820         は 日子父子募婦 福祉 資金       第1項 議 入 金       (42,008)         第 2 項 話 収 入 金       第 2 項 話 収 入 金       (42,008)         第 3 項 県 総 金       第 4 項 議 総 金       (42,008)	歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ご	の金額は、「第1表	歳入歳出予算」によ	2°	•			
地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還 歳 入	(地方億)							
歲人歲出子算       數       本       金       412.820         數       人       第1項 總 万 金       42.008         中子父子寡婦福祉資金       第1項 總 万 金       42.008         第2項 諸 収 入       第3項 県 成 入       第3項 県 成 人       53.081         第4項 線 越 金       第6       101,710	第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第230	条第1項の規定によ	り起こすことができ、	地方債の起債の	)目的、限度額、	起債の方法、	利率及び償還	
歲入歲出子算       歲 入       新     項     金     412.820       中子父子募婦福祉資金     第 1 項 線 入 金     42.008       第 2 項 諮 収 入     第 2 項 諮 収 入     186,021       第 3 項 線 越 金     第 4 項 線 越 金     101,710	の方法は、「第2表 地方債」による。							
歳入歳出予算       本       全       金       412.820         数       母子父子寡婦福祉資金       第 1項 織 人 金       人 金       412.820         費 付 事 業 収 入       第 1項 織 収 入       金       412.820         第 3 項 課 版 宏       第 2 項 織 機 総 総       101.710								
1 歳     入     類     面     金     金       1 款     母子父子寡婦福祉資金     株     人     金     412,820       1 款     母子父子寡婦福祉資金     株     人     金     42,008       第 2 項     株     人     金     42,008       第 3 項     財     人     金     42,008       第 3 項     財     人     186,021       第 4 項     株     成     人     83,081       第 4 項     株     成     金     101,710								
款     母子父子募婦福祉資金     第1項 繰 人 金     42,820       1款     母子父子募婦福祉資金     第1項 繰 人 金     42,008       第2項 諸 収 入     第     186,021       第3項 県 極 金     第     83,081       第4項 機 極 金     金     101,710	搬							
1款 母子父子寡婦福祉資金       第 1項 繰 入 金       412,820         第 1項 繰 入 金       42,008         第 2 項 諸 収 入       186,021         第 3 項 県 越 窓       第 101,710	款		通		〜		虁	
第 1 項 繰     入       第 2 項 諸     収     入       第 3 項 県     億       第 4 項 繰     越     金	1		·			7		F
2項 諸     収     入       3項 県     億       4項 繰     越     金		1 項		翎			42,008	
3 項 県     債       4 項 繰     越		2 項		Ϋ́			186,021	
4 項 繰 越 金		3 項		傼			83,081	
		4 項		倒			101,710	

0;	
412,820	
41	
盂	
₫¤	
	••
۲	
-	
松	,

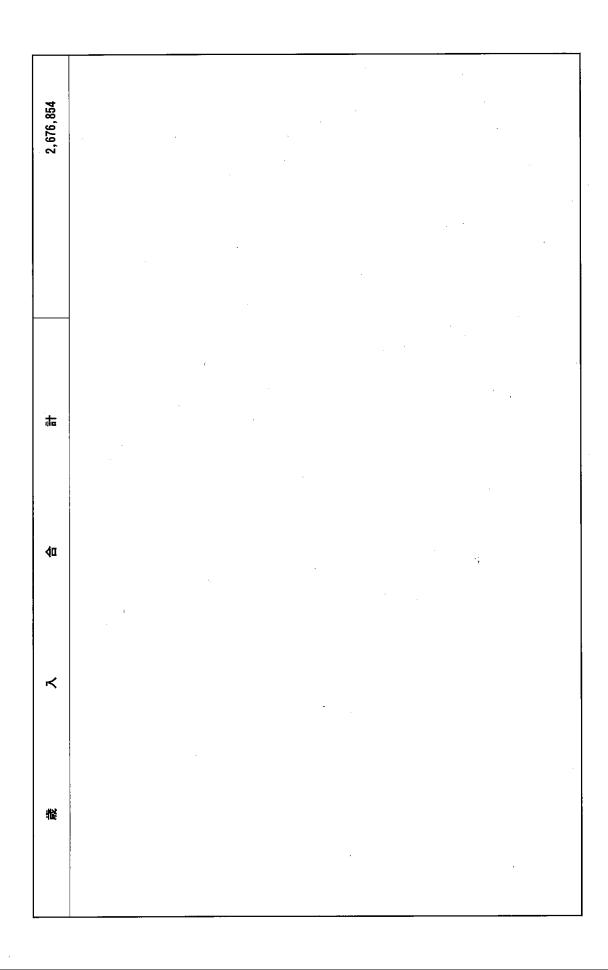
		F		
	缓	412,820 412,820	412,820	
		,		
	邻			
		椒		
		<del>神</del>	- <del> -</del>	
	通	<b>护</b>		
		第 1 項 1	₫□	
		李	丑	
	,款	父子寡婦福祉付 專業	•	
2 競 田		紫母子	松	
		<b>幾</b>		

I	· T			
		償還の方法	母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号) 第37条第2項、第4項及び第6項並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第42条及び第44条の規定による。	
		₩	H-	·.
		利	兼	•
		拼	<b></b>	
	·	方	<b>光</b> 赋	
		6		·
		ə	一大河	
		距	海	
		額	千円 4日 83,081	
		薁	83	
		随		
		的	紫色	
	重	ш	事 中 一	
	方	, *	<b>河</b>	
		6		
	表	ə	子寡	
	第2表	胡	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	
ı			<u> </u>	

平成28年度新潟県心身障害児・者総合施設事業 (歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞ 2 歳入歳出予算の熱項の区分及び当該区分ごと 第1表 歳入歳出予算	要事業特別会計予算 5ところによる。 子算」による。	
	第 1 項 財 産 収 入 第 2 項 寄 附 金 第 3 項 繰 入 金 第 4 項 諧 収 入	8,827 169 10 8,647 1 8,827

		,				
		千円				
	額	117				
	松井	27	Ξ	16	27	
[		8,827		8,816	8,827	
		.55				
		ŀ				
	邻					
			翎	翎		
1						
			中			
			1-1			
					aluz	
			類	丑		
	严		谻			
			マリコ			
			華	蘇		
					ψП	
			更	漸	Án	·
			<b>~</b>	2		
			箫	紙		
			-		1	
		合實				
						·
		₩ 線			丑	
		物				
		事				
		. fulr				
	榖	<b>東</b> 摩認				,
丑		壶				
		小猫			ゼ	
41.7		` ~~`			7146	
擬		耧				
8						
		無				
		417				

工品 28 年	万年28年里班迈回日小个举士每次今战在里带拜巴人毕心会	· 女子			
「 MMTK が 筒 ボーン・正 米 人 返 耳 以 事 来 作 加 知 平成 38年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。	8 ボーム・エ米 人 坂 貞 単 貞 17 事 米   別会計の予算は、次に定めるところ	<b>は別な引い</b> 異による。			
(歲入歲出予算)					٠
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,676,854千円と定める。	"れ2,676,854千円と定める。	1			
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表	の金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。	1550			
(地方 億)					
第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第230条第1項の規定により起こすことができる地方償の起債の目的、	)条第1項の規定により起こすことが	できる地方債の起債の		限度額、起債の方法、利率及び償還	利率及び償還
の方法は、「第2表 地方債」による。					•
第1表 歲入歲出予算					
1 歲 入					
款	遊		()		鑁
第 1 款 中小企業支援資金貸付事業 収 入					2,676,854
	第1項 繰 入	翎			49,806
	第2項 諸 収	٦ ,			639,127
	第3項 県	動			500,000
	第 4 項 繰 越				1,487,921



		十田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田					
	額		,304	,375	,175	,854	
		2,676	1,523	422	731,175	2,676,854	
•							
	邻						
			颧	<b>歉</b>	刢		
				<b>***</b>	<b>₹</b> F		•
			业			抽	
			<del>     </del> ,	劐	丑	HIE	
	阿		₽				
			貧	泄	蹨		
			河	通	闽	40	
			筹 1	第 2	第3		
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
;		章				丑	
		資金				31	
		支援業					
田	榖	小企業支援 業					
<del></del>		   中   			i	犤	
2 歳		鞍					
		第 1					·

		1	
	値適の方法	独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第 28条に基づく独立行政法人中小企業基盤整備機 構業務方法書の規定による。	
	松	年0.5パー セント以内	
	郱	垂	
	0 方	\$m⊄	
	· Æ	潤	
		千 () ()	
	度、額	子—————————————————————————————————————	
		And there	
	名	本 大	
方(債		等 誤 篇 鄭紫	
岩	() ()	業業	
第2表	型	小規模企業者(	
<u> </u>	<u>.l.</u>		

平成28年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計予算	平成28年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 .歳入歲出予算)	歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ253,640千円と定める。	<b>敦項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。</b>	地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還	・地方債」による。	·	<ul><li>款</li><li>項</li><li>金</li><li>額</li></ul>	改善資金       事業収入	第 1 項 縣 入 金 1,042	第 2 項 諧 収 入 70	第 3 項 繰 越 金 121,557	業等高度化推進資金 車
平成28年	平成28年度新潟県林業振興資金貸付事業粮 (歲入歲出予算)	张	2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分(地 方 債)	第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号);	の方法は、「第2表 地方債」による。	第1表 歲入歲出予算 1 歲 入	款					第2款 木材産業等高度化推進資金第4 4 事 業 10 入

	•	
71,000 43,000 14,871	2,100	
	,	
人 馈 金	<u>(</u>	
A 類	超	
		*
器	紫	
第 第 第 第 第 3 項 第 3 項 第 3 項	第 1 通	
	雅	
	森	
	ж &	

	類	手用 122,619 122,619	114,000	2,100	14,921 50 14,871	253,640	
	⑷		į				
	闽	第1項貸付事業費	第1項貸付事業費	第1項貸付事業	第 1 項 林 業 改 善 資 金 予 備 費 第 2 項 木材産業等高度化推進資金予備費	福	
2 歲 出	- 款	第1款 林 業 改 善 資 金 付 事 業 費	第2款 木材産業等高度化推進資金 質 付 事 業 費	第3款 林業就業促進資金第一件 專業費	第4款 予 備 費	超	

•				
	質適の方法	借入れの年から5年以内に償還する。 ただし、繰上償還し、又は償還年限を短縮す ることができる。		
		年1パーセント以内		
	力法	ә	·	
	債の	刪		
	額	年 000		
	赵	43,000		
	通	金數		
秉	日	KIII.		
力	6	産業等高度化推進付 事 寨		
第2表 地	起。僅	大 香 香 香 香 香		
	_			 

育金貸付事業特別会計予算 ご定めるところによる。 5。 歳入歳出予算」による。	項	人       金       618         収       人       61         越       金       80,591	十 81,270
平成28年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算 平成28年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ81,270千円と定める。 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。	第1表 歲入歲出予算 1 歲 入 款	第1款 沿岸漁業改善資金 貸 付 事 業 収 入 第1項 繰 第2項 諸	松

				<del>,</del>	
	額	手用 81,220 81,220	50	81,270	
		. 81,		8	
	〜				
		歡	無成		
,		継		潚	
	通	(4) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<b></b>		
		£EC	烞		
		第 1 項	第 1 項	411	
		<b>金數</b>	觀	-	
	-	没 ***		Œ	
	禁	岸 漁 業 改付 事	羅		
田		治御	M	松	
2 歳		第 1 款	第 2		

						限度額、起債の方法、利率及び償還				類	千円 140,615	12,856	16,477	99,731	10,400	1,151
						の目的、限度省				御						
	英					ち債の起債の					•	俐	Ϋ́	俐	•	翎
	邻草			」による。		バできる地プ						支 出	A 以			文章
	事業特別	<b>,</b>		歳入歳出予算」による。		起こすことか				西		庫	廃	. `		<del>11</del> 2
-	有なるなな。		りと定める			定により						H	· 財	練	<u></u>	条
	E 废 新 潟 県 有 林 事は、次に完めるところによる。		れ140,615千月	の金額は、「∮		条第 1 項の規		,				第 1 項	第2項	第 3 項	第4項	第 5 項
	28 年 度子貸は、※		出それぞれ	区分ごとの		号) 第2309		,		·	K					
	平 成 28 年平成28年度新潟県有林事業特別会計の予賃	(歲入歲出予算)	第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ140,615千円と定める。	2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表	(地方 債)	第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、	の方法は、「第2表 地方債」による。	第1表 歲入歲出予算	1 歲 入	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1款 県有林事業収					

140,615 謯 **₫**□  $\prec$ 摐

		千							
	額		49,491	66,124	24,000	1,000	1,000	140,615	,
	邻								
			<b>東</b>	無べ	邻		歡		
	画		継	債	丑		舞	HIIIZ	
	hrd.		<del>     </del> -	当	繗	,	⋫	фп	
	•	·	, 第 1 項	- 第2項	第3項		第 1 項	40	
		業				郵		丑	
,	禁	有林事		,		備			
2 競 田		款。県				子 举 3		縱	
		第 1				第 2			

海 2 変 地 方 貸				
第2表地 方 儀		瀬 の 方	借入れの年から据置期間を含み50年以内に元利均等年賦償還する。 ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮することができる。	
高 徳 の 目 的 限 度 額 起 飯 の 力 法 本 華 株 墳 10,400 帯 通 貸 番		利	45.00%ートント以内 (クント以内 (クント以内 (カンド、カンド、カンド、カンド、カンド、カンド、カンド、カンド、カットの (本のの) (本の) (本の) (本の) (本の) (本の) (本の) (本	
第2表地 方 儀 の 目 的 限 度 額 起 の の 目 的 日 本 事 業 費 10.400 普 通 1			<b></b>	
第2表 地 方 債		. 九	红	
第2表地 方 債 で 値 の 目 的 限 度 額 起 有 林 華 業 費 10,400 普		6	. ATTE	
五 海 市 本 中 本 市 本 市 本 市 本 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市			<u></u>	
第2表 地 方 億		型型		
第2表地 方 債 一 の 目 の 目 的	,		千円 10,400	
第2表 地 方 債				
第2表 地 方 商 本 本 中 本 本 中 田 日 球 米 米		図		
第 2 章 2 章 2 章 2 章 3 章 4 章 4 章 4 章 4 章 4 章 4 章 4 章 4 章 4		多	轍	·
第 記 本	疤	<u> </u>	<b>₩</b>	
発 記 年 報 単 報 世 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 カ	力		· · ·	
(A) (B) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A			*	
		讏	<b>在</b>	
	第 2	啪	<b>三</b>	

平成28年度新潟県都市開発資金事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の影類は、歳入歳出それぞれ520,114千円と定める。 2 歳入歳出予算の影類は、歳入歳出それぞれ520,114千円と定める。 1 歳 入 第1数 都市開発資金事業収入 第1項 財 産 収 入 第2項 線 入 金 離2数 都市開発資金事業収入 第1項 財 産 収 入	-				金	千円 520,114	518,199	520,114	
新潟県都市開発 の子算は、次に定める。 ぞれ520,114千円と定め との金額は、「第1表 第1項財 第2項線	事業特別会計予	による。	歳出予算」による。		通		人	वीच	
平成28年 県都市開発資金事業特別会 予算の総額は、歳入歳出そ の款項の区分及び当該区分 新 新 計 発 資 金 事 業 収 入	新汤県都市開発資	計の予算は、次に定めるところれずの30 11/4千田と合える	くずひが,1141円とためとの金額は、「第1表				項 項	<b>₫</b> □	
平成28年度新潟 (歲入歲出子算) 等1条 歲入歲出 1 歲 歲入歲出 1 歲 人歲出 1 數 一 數	平成28年	平成28年度新潟県都市開発資金事業特別会計 歳入歳出予算) :1.& 諱1諱県子曾の終箱は 諱1諱出それ	* 聚六聚田 1 孝で船領は、 駆入戦出された 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ご	歲入歲出予算歲 人	業	資金事			·

		<b>王</b>		
	類	520,114 1,915 518,199	520,114	
	邻	·		
		曹权 全出		
		** · 丑	, ilia	
	通	<del>邮</del> 紫		
		第 第 2 道	40	
		資	###	
扭	长	都市開発	摐	
2		第 1 禁		

平成28年度新潟県流域下水道事業特別会計予算

平成28年度新潟県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歲入歲出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,413,934千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 担行為」による。

債務負

(地 方 債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方

73

債」による。

			田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田		_								
		額	13,413,934	5,034,917	431	3,248,061	891	2,325,086	197,301	2,592,000	15,247	13,413,934	
٠		御											
				負担 金	手数粒	祖	X	倒	×	劐	翎		
	4,	通		担金及び	用料及び	庫	産収	$\prec$	八		翼	<del>- ilia</del>	
				第1項 分表	第2項 使月	第3項 国	第4項 財	第5項 繰	第6項 諸	第7項 県	第8項 繰	¢π	
			K 道 事 業 収 入									К	·
	<ul><li>第1表 歲入歲出予算</li><li>1 歲 入</li></ul>	※	第1款 流域下水道									<b>餐</b>	

	<del></del>							i
鎖	干开 13,398,687	3,581,778	5,981,394	3,835,515	15,247	15,247	13,413,934	
<b>∜</b> ₩								
		#	類	- 華		中		
通		畑	荒	峺		汇	nta:	
		第 1 項 管	第2項 建	第3項 県		第1項 予	₫¤	
					備機		#1	
絲	1款 流域下力				2 款 予		糮	
	項 金 額	款 流域下水道事業費     (4)       (5)     (4)       (5)     (4)       (13,398,687)	款 流域下水道事業費     類 流域下水道事業費     第 1項 管     理     費       第1項 管     理     費       3,581,778	款     流域下水道事業費     第1項管     理     費       第2項 建     設     費	款 流域下水道事業費     無     (4)	執       流域下水道事業費       第1項 管       理       費       3,581,778         第2項 建       課       費       等       5,981,394         数       子       備       費       3,835,515         数       子       備       費       3,835,515	款       流域下水道事業費       第1項 管       理       費       3,581,778         第2項 建       課       費       5,981,394         数       子       備       費       5,981,394         数       子       備       費       15,247         第1項 子       備       費       15,247	数       流域下水道事業費       第1項 管 理 費       第2項 建 股 费       第2項 建 股 费       5.981,394         数       子       備       費       用       費       所       股       股       5.981,394         数       子       備       費       所       债       股       股       15.247         軟       出       中       中       中       日       日       13,413,934

第2表 債務負担行為			•		1
斯	 開	鹽	度額	路	舶
信濃川下流流域下水道建設工事請負契約	平成29年度から 平成30年度まで		1,042,260千円		
魚野川流域下水道建設工事請負契約	平成29年度		308,250千円		
流域下水道施設固定資産調査・評価委託契約	 平成29年度から 平成31年度まで		152,758千円		
	·				
					,

	償還の方法	借入れの年から据置期間を含み40年以内に元利 均等又は元金均等若しくは不均等の方法により 毎年度1期又は2期に償還し、又は一括払いの 方法により満期に償還する。ただし、財政の都 合により据置期間中であつても繰上償還し、償 還年限を短縮し、又は低利債に借り換えること ができる。		
	利率	年9パーセント以内		
	起債の方法	普通貨借又は債券発行 (発行価格が額面金額 を下回るときは、それ ぞれの発行価格差減額 を埋めるために必要な 金額を限度額に加算し た金額を限度額に加算し		
,	度額	手用 1,837,000 755,000	2,592,000	
	逫			
_	的	業 費 債	11.0	
- 単	ш	<del> </del>		
女	6	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
割割	负	<del> -</del>		
第3表	超	流 借	<b>₫</b> □	

債務負

肣 111111 **∜**1 詔 华 쌞 **₩** 無 緻 絋 拠 账 窳 辫 匧 ₩ 成 28 計

平成28年度新潟県港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歲入歲出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,487,575千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 担行為」による。

(地 方 債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方

債」による。

, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	·												
	類	子円 2,487,575	1,153,832	15,000	261,742	358,705	74,295	624,000		2,487,575			
	邻												
	項		第1項 使用料及び手数料	第2項 国 庫 支 出 金	第3項財産収入	第4項 繰 入 金	第5項 諸 収 入	第6項 県 債	第7項 繰 越 金	福			
第1表 歲入歲出予算 1 歲 入	鞭	第1款 港湾整備事業収入								縣			

	額	千円						·				
		2,487,422	1,049,145	1,438,277	153	153	2,487,575					
	变											
		,										
		•	費	重		一种						
		i	継	債		備	Ning.					
	闽			ı			<b>(</b>					
	ļ		項 事	項		項子	<b>₫</b> □			,		
	÷		第13	第 2 1		, 第 1 1						
	-	· E			一種			·		,		
		事業					#					:
	款	整備		!	備							
£		港湾			}}		業					
22		第 1 款			第 2 款							

44
平成29年度から平成30年度まで30年度まで

	償還の方法	借入れの年から据置期間を含み40年以内に元利 均等又は元金均等若しくは不均等の方法により 毎年度1期又は2期に償還し、又は一括払いの 方法により満期に償還する。ただし、財政の都 合により据置期間中であつても繰上償還し、償 選年限を短縮し、又は低利債に借り換えること ができる。		
	利率	年 セント以内		
	起債の方法	普通貸借又は債券発行 (発行価格が額面金額 を下回るときは、それ ぞれの発行価格差減額 を埋めるために必要な 金額を限度額に加算し た金額を限度額とする。)	,	
	限度額	595,000	624,000	
	的	** 意 使	ųina.	
- ~ 衡	Ш	<del>師</del>		
五	0	備一揆		
第3张 地	重	额		
紙	單	<b>炮</b>	<b>₫</b> II	

算 贮 <del>ilin</del> 41 継 # 奚 鮰 业 遞 辮 톤 种 88 松 計

(総 温)

第1条 平成28年度新潟県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

ᅄ	MWh 573,627	#K 	<b>式</b> 1
倪			
<b>P</b>			
		<del>庫</del> ※	设度
安		惑	題
		趙	掃
		更	6
		事 発 事	洍
		T E 模	鮰
	画	散策改	然
	共給電力	題 内 報	验
	供給	1	超
	卷	廃	
	藍	黙	
		松型	
M	継	説	
143	逌Ⅱ	台	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

7

	出			- 			田十	•				(2,689,297	
	11,129,636	10,950,329	4,454	174,853			5,876,466	4,807,936	395,714	652,816	20,000	こ対し不足する額	•
$\prec$	1					扭						次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,689,297千円は、次のとおり	
	湘	湖	湖	湘	_		田	田田	——	田	<b>献</b>	 し、資本的収入	
拟	業収	谷	於	外収	,	¥	業	華	費	外 費	龍	:定める。 ただ	
	気事	河米	財務	事業			気 事	河	財務	事業	Þ		
	第1款 電	第1項	第2項	第3項			第1款 電	第1項	第2項	第3項	第4項	第4条 資本的収入及び支出の予定額は、 補てんするものとする。	

	十五					
	854,168	439,399	300	403,319	11,140	10
K						
	×	貸	代金		翎	×
	以		却(	嵸		
拉	名	継	産 売	金返	温	以
	₩		定資	4		
İ	巡	刽	囲	贫	政	搩
	第1款	第1項	第2項	第3項	第4項	第5項

	十二						
	3,543,465	2,065,078	1,366,234	13	100,000	11,140	1,000
丑							
	田	一	~	<b>資</b>	~	通	田
	赵	良	贓		丑	<b>₩</b>	
₩	稅	松	債償		計雜	Н	文
	*	弘	継		∢N	珊	
	極	趣	倒	榖	匋	英文	紫
	第1款	第1項	第2項	第3項	第4項	第5項	第6項

130,202	100,000	277,650	18,900	2,162,545	2,689,297	854,168	3,543,465	抽	
				066	066 .	10	1,000	雑 支 出	第6項
•						11,140	11,140	受託工事費	第5項
	100,000				100,000		100,000	他会計繰出金	第4項
,	× .			13	13		13	投资	第3項
				966,234	966,234	400,000	1,366,234	企業債償還金	第2項
千円 130,202	出	千円 277,650	千円 18,900	千円 1,195,308	千円 1,622,060	千円 443,018	手用 2,065,078	建設改良費	第1項
消 費 税 資本的収支 調 整 額	地域振興積 立 金	建設改良積 立 金	当 年 損益勘 留保資金	過 年 損益勘 留保資金	差引不足額	ル 当 妈 版 収入予定額	支出予定額	<b>公</b>	
	財源	2	番り			本 出 形 道	2		

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(債務負担行為)

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

	.,	·			
、	内に元利均	により毎年	据置期間中	縮し、又は	
井	430年以	等の方法	ただし、	償還年限を短縮し、	. S
6	開を含。	、は不均	置する。	、償還	ことがで
臧	この据置期	等若しく	類に償還	是上償還[	換えるご
更	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均	等又は元金均等若しくは不均等の方法により毎年	度1期又は2期に償還する。ただし、	であつても繰上償還し、	低利債に借り換えることができ
<del>掛</del>	₩ ₩	-AIT			
			. 6 % ペンペン・マア 以上 以上 以上 立口 口口 口口 口口 口口 口口 口口 口口		
剩			年も		
ゼ			路行		
力			貴券多		
の 方			貸借又は債券発行		
ə			貨借		
刷			車車		
額	十		399		
岌			439,		
殿	-				
恕			誤 筆		
ш			第		
6			力強		
ə			内下		
即			三田野		

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又は これら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

	千円	
4	1,029,329	948
御		
費	顧	歡
	中	
	結	墏
	皿	
黎	搬	₩
	, <b>-</b> -1	7

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。 (たな卸資産購入限度額)

簿 烞 nhitz 邻 継 蚺 捯 ¥ Щ 翭 Н 些 遞 辫 虔 枡 83 松 計

(金 線)

第1条 平成28年度新潟県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

叫叫	93か所(ートル	# # 1 1
识	93か所 54,056,313立方メートル 147,292立方メートル	
M	54,056,	
	数量量	1mfr.
依	* *	
	光 给	
	極	用の
,	水彩	
	<b>屋</b> 丘	高 留 報 號 號
	然 年 1	推 联
	3 2	7 2
	廃	廃
	壓	<u>#</u> *K
	<u> 11-417</u>	一型
	業	当
M	र्गृता	題 誤
	र्शनम	2
,	1	67

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

* 用 水 道 事 業 収 益 1,515,262		,			以			X			
第 第 第 第 3 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5		第1款		¥			L		2,018,118	开开	·
ATH TO P   1   ATH ATH DE		第1項	湩	継	<b>≖</b>	×	相	٠	1,515,262		
731/ I I ADM ADM DE I		第2項	逌	継	外	松	湘		250,360		
1 1 ATM ATM DE-		第3項	华	别	וור'	- J	湘		252,496		
1 AIN AIN DE					支			===			
AINI AINI DE		第1款		¥	i	1			2,236,623	开	
ally DE		第1項	źп	継	hets	#Pm*	田		2,185,374		
DHis I		第2項	渖	継	外	養	<b>一</b>		41,249	*	
		第3項	片		籠				10,000		,
	(資本的収入及び支出										
てんするものとする。	等4条 資本的収入及	び支出の予定額		りとおり	て定める	50 127	こ、資本的収入	額が資本的支出籍	乳に対し不足する額	211,544千	円は、次のとお
	てんするものとする	o					,				

											源	消費 税 資本的収支 調整額	千円 53,216	860	54,076
	601	000	909	30	922		45	10	35	i	科	過損留生法保管等數學	千円 323	101,313	101,636
	716,801	656,900	11,606		48,265		928,345	784,310	144,035	1	ん	建設改良積 立 金	千円 13,970		13,970
۲		·				丑					舞	減 債 債 立 金	ET'	41,862	41,862
	<b>٢</b>	黄	倒	④	<b>Y</b>		=======================================	無	翎		1	差引不足額	千円 67,509	144,035	211,544
以	的収	継	補助	雀 売 却 代	収	₩	的友	改良	貸選		4 光 群 海	九 1 5 5 5 5 5 6 5 6 5 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	千円 716,801		716,801
	資本	੫	他会計	固定資産	羰		<b>河</b>	建設	企業債		.u-		千円 784,310	144,035	928,345
	第1款	第1項	第2項	第3項	第4項		第1款	第1項	第2項			ф	き 設 改 良 費	※ 僕 償 還 金	nin-
												<u> </u>	第1項 健	第2項 企	

企業(債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

	-										
	洪	内に元利均	により毎年	据置期間中	縮し、又は						
	为	み30年以	等の方法		年限を短	°0 W					
	6	期間を含	くは不均	還する。	し、償還	ことがで					
	颲	から 据置	も等若し	2期に償	樂上償還	り換える					
	範	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均	等又は元金均等若しくは不均等の方法により毎年	度1期又は2期に償還する。ただし、	であつても繰上償還し、償還年限を短縮し	低利債に借り換えることができ					
は、インナスとはないとはある。なっても、ソートない。	本			年9パーセント以内							
	利			年や		-					
7,7	뇄	绕行									
(0)	の 方			債券							
A1 C	0			Х¤							
4 AB		普通貸借又は債券発行									
2	距			押							
+	額	# ₩ ₩	3	006		, ბის					
4	赵	324 200	,	210,900	121,8						
, K	随										
たほうながあるほう	锐	大道	贯	水道費		子					
3	Ħ	田:	胀	用題	田	連					
	0	米田	₩-	三辈 崇		ᄳ					
<u>.</u>	債	盟:	眯	羅 衛 海	H 4≥31	觀					
<b>*</b>	與	新	<del></del>		<u></u> 식	證					

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又は これら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

	十	
額	377,184	34
俐		· ·
搟	無	敏
	中	
	怨	遂
	≕	
磔	搬	长.
	1	7

(他会計からの補助金)

第8条 工業用水道事業の経営の健全化を促進するため及び新潟臨海工業用水道事業の水源確保のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、

38,204千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

	· 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	! ; ;		
	卡及公牛及新物界上来用地齿灰事	·莱钦計予算		
(総 別)				
第1条 平成28年度新	第1条 平成28年度新潟県工業用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。	8°		
(業務の予定量)	•			
第2条 業務の予定量	業務の予定量は、次のとおりとする。			
		:		
	M	依	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	1 営業関係 上地の	光	平方メートル 292,000	
(収益的収入及び支出) 無っを、旧米が四1ヵ7年出のませ続は	()			
メンスがははなった。	ストン・不使は、久くへおってためる。			
	Ωtr	~	-	
	第1款 工業用地造成事業収益		5,012,109	
	第1項 営 業 収 益		4,213,491	
	第2項 営 業 外 収 益		798,618	
				,

<del></del> -	E H		77,989千円		十円	-				
	3,555,284	35,659	対し不足する額75		3,173,850	3,173,830	20	·		
丑			 (資本的収入及び支出) 第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額737,989千円は、次のとおり補	K		•		,		
	田 田	田 類	 		<b>٢</b>	峺	锹			
支	造成事業費	久 舗 費	りと定める。た	孙	的収	継	売 却 代			
		光 子	領は、次のとお		資料	刽	十			
	第1款 第1項 第1項	第 2 項 第 3 項	「 (資本的収入及び支出) 54条 資本的収入及び支出の予定3	てんするものとする。	第1款	第1項	第2項			

J	EC:		補てん財源	当 年 度 揖 益 勘 定 留 保 資 金	丰円 22,480	312,180	403,319	10	737,989	
田	3,911,839 22,500 3,486,010	403,319		差 引 不 足 額	千円 22,480	312,180	403,319	10	737,989	
_	出數金		4 光 群 湯	7 不是 化	4年四	3,173,830			3,173,850	
	資本的 工業用 地造 企業賃賃	他会計借入金羅		支出予定額	千円 22,500	3,486,010	403,319	10	3,911,839	
	第1款 第1項 第2項	第3項 第4項		区	第1項 工業用地造成費	第2項 企業債償還金	第3項 他会計借入金返済金	第4項 雑 支 出	, 1000	

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

償 還 の 方 法 借入れの年から据置期間を含み30年以内の一括償	還又は元利均等若しくは元金均等若しくは不均等 の方法により毎年度1期若しくは2期に償還す	る。ただし、据置期間中であつても繰上償還し、	償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えること	ができる。
<del>N</del>	1 %	ント以内		
承	—————————————————————————————————————	か ハ		
<b>郑</b>	17,	其間人は関が光打		
6 方	共	点 序		
6	P	₹ 3		
無	£ 43	10000000000000000000000000000000000000		
即	jè #	in H		
<b>产</b> 日十		000		
赵	172	,1/3,		
殿		ი 		
稅	#	Ĕ		_
<u> </u>				
e	\$	ĸ		
<b>颧</b>				
1 1		Ħ		

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、24,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又 はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

	十田	
額	66,798	18
邻		
顤	#阿	麒
	中	
	架	逐
	Щ	
繗	緩	⅓
	1	73

(他会計からの補助金)

第8条 工業用地造成事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、786,429千円である。

(重要な資産の処分)

第9条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

耧	和	和	却	苹
貓				
6				
农				
到	壳	売	売	机
叫	平方メートル 80,000	53,000	62,000	97,000
数				
柏	丰	H	卡	が直
12			盘	型
	解	宏	阿	為 清原郡
所	괵	虽	運	光 北 蒲
称		字	<u> </u>	,
		Ħ	Ę	
		継	K	
袙		1-	1	
蘪		牵	2	
種		. +	1	

千田 231,653 227,135 4,518 積 平成28年度新潟県新潟東港臨海用地造成事業会計予算 第1条 平成28年度新潟県新潟東港臨海用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。  $\prec$ 国 炓 霖 뵊 뵊 今 팑 第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。 完 ₩, 外 苡 0 成 継 垇 第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。 型 型 啷 澒 Щ 第2項 第1項 H $\times$ 第1款 (収益的収入及び支出) (業務の予定量) (総 副)

	E:		-					,	
	手列 150,803 150,581	222			処分の態様	异	·	ŕ	
			•			- 机	-		
丑					□[ <del>□</del> ]	平方メートル 30,529			
<b></b>					数	AT			
				.*	并	編 七 百			
	用用	田				出			
	<b>新</b>	颧	N.			。 第			
1. 1	事 業 類		۰			開源			
łX	成業	*	定める		牁	推光			
	明	無	十田七	10 10	凝	卑			
	田 河 河	ĺМÌ	10,000	45 10 10					
	第1款 第1項	第2項	<ul><li>(一時借入金)</li><li>第4条 一時借入金の限度額は、1,510,000千円と定める。</li></ul>	資産の処分) 重要な資産の処分は、次のとおりとする。	種	+1			
			きの限月	(重要な資産の処分) 育5条 重要な資産の処分	HE	1			

簿 ٣ 11111111 ЦÞ 継 # 账 派 账 窳 新 庚 # 88 赵 . H

(総 温)

第1条 平成28年度新潟県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

							,			
業務の予定量	2,766床	802,000 A	2,074,000人	2,197人	5,235人	7,432人		<b>州</b> 1	1	
		配,块	<b>+</b>	弧	*		磔	継	継	磙
A			•				圏	終	業	噩
		•					綝	落	改	쌞
			ilion.			11/12	於	账	浙院	改
							窕	茂病	巨田	型
							旅	啦	+	病院
		人 秋		$\prec$	类		H			2
	数	·	\$		燚	,			継	
		₩	п		本				良	
	长	<del>##</del>	á		为 康				改	
M	<u> </u>				计				誤	
		<u> </u>	<u> </u>		ш			,	な建	
,	搖	、 种	-		_				州	

							,						•				
<b></b>	""	忙	村	松				出						出			
1	1	1	1	1				71,925,699	57,382,302	14,428,141	115,256			73,891,736	69,667,154	1,803,746	2,420,836
整備事業	整備事業	がんセンター新潟病院整備事業	医療情報総合システム整備事業	品整備事業		,	\ \						Ħ				
海泥	: 病 院	こンター新	報総合ツ	器械備				相	湘	湘	梢	-		田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	<b>世</b>	<b>H</b>	关
三	中	がんも	医療情	医療		8%。		業収	於	拉	利	i		業	颧	曹	掸
		· <del></del>	က	4		とおりと定	以	#	業	業外	別		₩.	栅	継	業外	Bil
						頁は、次の		病院	闲	闲	华			游系	冤	囷	特
	٠					第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。		第1款	第1項	第2項	第3項			. 第1款	第1項	第2項	第3項
					  収益的収入及び支出	约収入及び		<u> </u>				J L					

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,542,226千円は、過年度分損 益勘定留保資金1,383,063千円及び当年度分損益勘定留保資金2,159,163千円で補てんするものとする。

	十月					•	
Y	F 7,370,863	9,765	12,240	4,413,000	2,500	2,932,129	1,229
		*	翎	領	邻	翎	<b>۲</b>
	以	清节	贷			i di	的坝
以	农	趣	亘	継	盘	**	資本
	₩	完資	資			担金	争
	躛	国	裁	刽	舞	餌	ф 6
	第1款 3	第1項	第2項	第3項	第4項	第5項	第6項
				÷			

	上				
	<del> -</del>				
ſ	10,913,089	4,825,728	352	2,240	6,084,769
丑					
	组	歡	觀	迹	翎
	1.1	良	捆		
	TP3		黨		
₩	的	改	定		鹏
		影	田	•	
j	₩	IIII <del>II</del>	彩		
	. <b>½</b>	殸	兼	获	讏
	第1款	第1項	44	第3項	第4項

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

額	千円 50,920
赵	
図	
盟	29年度から 30年度まで
解	平 中 校 30
断	新潟大学大学院医歯学総合、遺伝性腫瘍 講座 設置協定
<del>iii</del>	国立大学法人 <sup>3</sup> 研究科家族性、

企業債

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

_				:				1	1						;				
叫——	順	6		名	展	関	懒	型	詗	の 方		祇	<u>₩</u>	)		颲	6	万	坁
							出出	瀬	普通貸借又は債券発行	(は債	券発	介				-			
								(発)	(発行価格が額面金額	らが額	画金	類			借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均	る据置期	間を合み	>30年以	内に元利均
								答下	を下回るときは、それ	***	·;	な			等又は元金均等若しくは不均等の方法により毎年	等若しく(	は不均等	阜の方法	こより毎年
~	丞	整備	#	業費	4	1,413,000	000	きた	ぞれの発行価格差減額	ř 価格	差減	チャー	年 9 パーヤント ス 区 ひ ひ ひ	~ か内	度1期又は2期に償還する。ただし、据置期間中	明に償還	\$ 30 t	こだし、	据置期間中
				·				を描	を埋めるために必要な	こめに	必要	4,4			であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、	上償還し、	、償還4	F限を短	箱し、又は
								金額	金額を限度額に加算し	5額に	加算	ے			低利債に借り換えることができ	免える こ	とができ	, % %	
				Ç				た金箔	た金額を限度額とする。)	度額と	343	~							
					_														

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、12,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、 はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

	十円	
鎖	37,451,270	1,000
〜		
強	兼	費
	中	•
	粉	聚
	Щ	`
矮	攤	K
	<b>—</b>	2

(他会計からの補助金)

第9条 病院事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,488,150千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、17,614,628千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

<u>n</u> es	<b>福</b> 1 1
蒸	
名	リニアック X線コンピュータ断層撮影装置(CT)
類	展
	器
	嶚
種	闲

算 肣 ilina **∜**1 継 卌 沉 祣 枓 革 淣 無 账 遞 撪 廀 成 28 年 計

(総 別)

第1条 平成28年度新潟県魚沼基幹病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

		1⊀		<u>~</u>						桜
	業務の予定量	357床	105,000	171,000人	276,000	786	703人	992,		1
1			驱	*		窕	*	í	來	事業
	农								黙	新築
					<u>.</u>			<u>.</u>	鍬	流死
			,		11111111	į		1111111	兼	基幹
									驱	魚沼
			$\prec$	矣		$\prec$	癸		聚	
		鰲		数			数			# #
				艸			患者		-13	보 .
		伥		₩á			赵			펁 文
	×			置			出			世
		澎		枡			-		4	

		3,126,925 千円 36,610	3,090,315		3,261,550 千円 3,124,665	136,885			785,894 135,000 650,894
	K			. 丑				Y	
/収入及び支出) 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。	Σlr	病 院 事 業 収 医 業 収 正 計 計	第2項 医 薬 外 収 箱	文	第1款 病 院 事 業 費 用 第1項 医 業 費 用	第2項 医 業 外 費 用	収入及び支出) 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	第1款 資 本 的 収 入 第1項 企 業 債 第2項 負 担 金 交 付 金
(収益的収入及び支出) 第3条 収益的収入及び							(資本的収入及び支出) 第4条 資本的収入及び		,

	千円		
	785,894	181,043	604,851
丑			
	丑	郵	翎
	支	良	
英	名	改	殿
	₩	影	
	綖	殸	氫
:	第1款	第1項	第2項

个 業 借

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

	償還の方法		借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均	等又は元金均等若しくは不均等の方法により毎年	度1期又は2期に償還する。ただし、据置期間中	であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は	低利債に借り換えることができる。				
			借入	华区	承1	10°	低利				
	₩		が玉								
		#ン ~ 2 ~ 3 ~ 1 . 1 . 1 . 1									
	展		<b>仲ソ</b> 20								
	郱	<b>斋</b> 行	シ額	なれ	咸額	関な	#± ←	2°)			
	方	債券	発行価格が額面金額	#	格差》	に必引	に加り	(2 t)			
İ	の方	又は	格が	41U 41U	行衝	ため	度額	跟度額			
	争	普通貸借又は債券発行	行価	を下回るときは、それ	ぞれの発行価格差減額	を埋めるために必要な	金額を限度額に加算し	た金額を限度額とする。)			
	型		※	ų⊱ ⊢	ぞれ	を革	徐	た金			
	額	H H									
	赵										
	逫										
	的				實						
	ш		<del>邮</del> 新								
	6		垂								
	●		死勢								
	型 概										
L		_									

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、135,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第7条 病院事業の促進のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、359,533千円である。

簿 肣 띰 舞 訨 邻 榖 1 巡 逾 滐 廀 # 27 桵 計

平成27年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ54,189,218千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,293,667,651千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

県

報

入歲出				
1 歳 入				
擬	通	補正前の額	舞	1111111
第1款 県 税		千円 258,090,000	10,560,000	千円 268,650,000
	第1項 県 民 税	80,509,000		82,244,000
	第2項 事 業 税	53,417,000	1,674,000	55,091,000
	第3項地方消費稅	55,258,000	6,951,000	62,209,000
	第4項不動産取得税	4,702,000	354,000	5,056,000
	第5項 県 た ば こ 税	2,635,000	△ 12,000	2,623,000
	第6項ゴルフ場利用税	566,000	13,000	579,000
	第7項 自 動 車 取 得 稅	2,480,000	89,000	2,569,000
	第8項 軽 油 引 取 税	23,370,000	○ 308,000	23,062,000
	第9項 自 動 車 税	31,739,000	63,000	31,802,000
	第10項 鉱 区 税	49,000	1,000	20,000
	第11項 辞 猟 税	21,000	000'9	15,000
	第13項 産 業 廃 棄 物 税	133,000	0000'9	139,000
第2款 地方消費稅清算金		75,748,000	11,691,000	87,439,000
	第1項 地方消費稅清算金	75,748,000	11,691,000	87,439,000
第3款地方 競手 税		42,501,000	955,000	43,456,000
	第1項 地方法人特別讓与稅	37,783,000	1,281,000	39,064,000

	第2項 地	方揮発油 譲	油 譲 与	一一	4,422,000		307,000	4,115,000
	第3項 石	油ガス	職与	郑	289,000	◁	17,000	272,000
	第4項 航	空機燃料	料譲与	税	2,000	◁	2,000	2,000
第4款 地方特例交付金				•	737,000		35,592	772,592
	第1項 地	方特例	2 次 介	倒	737,000		35,592	772,592
第5款地方交付税					267,400,000		89,713	267,489,713
	第1項 地	力	· (本	栄	267,400,000		89,713	267,489,713
第6款 交通安全対策特別交付金					296,000	◁	62,000	534,000
	第1項 交	交通安全対策特別交付金	特別交色	領	296,000	◁	62,000	534,000
第7款 分担金及び負担金					6,842,466		192,770	6,649,696
	第1項 分	型		翎	2,352,116	◁	20,735	2,331,381
	第2項 負	租	<del></del> '	俐	4,490,350	◁	172,035	4,318,315
第8款 使用料及び手数料					14,625,421	◁	510,943	14,114,478
	第1項 使	用			10,639,765	◁	292,723	10,347,042
	第2項 手	鰲	.⊋	菜	3,985,656	◁	218,220	3,767,436
第9款 国 庫 支 出 金					177,155,827	4	△ 15,944,079	161,211,748
	第1項 国	庫負	即	邻	43,086,869	△	50,269	43,036,600
	第2項 国	庫補	H H	邻	130,896,152	◁	△ 15,391,974	115,504,178
	第3項 委	iliip T	1	俐	3,172,806	◁	501,836	2,670,970

	1		· · ·	
1,530,709 719,027 811,682	52,298	17,378,816 1,690,934 15,687,882	123,614,755 270,323 17,885 19,571,044 84,022,862 7,517,314 4,091,713 9,090 8,114,524	3,168,846
△ 1,939,557 △ 226,016 △ 1,713,541	8,485	△ 2,206,752 89,523 △ 2,296,275	<ul> <li>47,962,191</li> <li>9,016</li> <li>8,578</li> <li>46,881,834</li> <li>1,744,772</li> <li>271,503</li> <li>5,024</li> <li>461,245</li> <li>10,856,000</li> </ul>	2,145,284
3,470,266 945,043 2,525,223	43,813	19,585,568 1,601,411 17,984,157	171,576,946 261,307 9,307 19,661,995 130,904,696 9,262,086 3,820,210 4,066 7,653,279	308,461,000
第1項財産運用収入第2項財産売払収入	第1項 寄 附 金	第1項特別会計線入金第2項基金線入金	延滞金加算金及び過料 利 子 収 公营企業貸付金収 貸 付 魚 収 受 託 事 業 収 収 益 事 業 収 利子割精算金収	ル 1 点 示
Y	邻	<b>∜</b> #	八	御
産収	附	К	Й ,	類
第10款 財	第11款 寄	第12款 繰	第13款 點 第14談 項	第15款 繰

3,168,846	1,293,667,651	
2,145,284		
1,023,562	1,347,856,869	
酸	₩ <b>.</b>	
第1項 繰	₫Œ	
	۲	
	糉	

<u>1</u> фа	丰田 1,376,098	1,376,098	37,282,273	4,294,936	21,887,905	1,371,517	7,099,579	1,712,666	519,166	147,995	248,509	10,175,602	2,644,157	6,002,698	492,289	340,686	695,772
4 正 額	千円 ←円 △ 91,672	△ 91,672	5,492,341	△ 77,295	5,633,159	△ 9,172	231,921	73,559	△ 355,314	△ 4,305	△ 212	△ 1,383,554	△ 62,438	△ 1,141,317	△ 14,783	△ . 22,038	△ 142,978
補正前の額	手用 1,467,770	1,467,770	31,789,932	4,372,231	16,254,746	1,380,689	6,867,658	1,639,107	874,480	152,300	248,721	11,559,156	2,706,595	7,144,015	507,072	362,724	838,750
		会費		策費	管 理 費	調査費	税費	村 振 興 費	举	委 員 会 費	委 員 費		: 活管理費	災費	企 画 費	対 策 費	物対策費
道		第1項 議		第1項 政	第2項 総 務	第3項統計	第4項 徴	第5項 市 町	第6項選	第7項 人 事	第8項 監 查		第1項 県民生	第2項 防	第3項 環 境	第4項 環 境	第5項 廃 棄

第4款 福 祉	硃	瓤	颧		170,457,069	△ 2,279,259	168,177,810
				第1項 福 祉 保 健 費	27,465,037	2,705,457	30,170,494
				第2項 国保·福祉指導費	42,840,092	1,398,460	44,238,552
				第3項 医 務 薬 事 費	12,196,070	△ 1,268,384	10,927,686
				第 4 項 医師·看護職員確保対策費	1,485,613	△ 59,561	1,426,052
				第5項 高 齢 福 祉 保 雙 費	37,800,968	△ 621,179	37,179,789
				第6項健康対策費	7,266,817	△ 1,387,299	5,879,518
				第7項 生 活 衛 生 費	1,697,613	△ 5,107	1,692,506
				第8項 障 害 福 祉 費	19,069,242	210,188	18,859,054
				第9項 児 童 家 庭 費	20,635,617	△ 2,831,458	17,804,159
第5款 労	働		數		3,787,957	△ 803,804	2,984,153
				第1項 労 働 委 員 会 費	127,159	△ 1,145	126,014
				第2項 労 政 雇 用 費	1,275,845	△ 361,279	914,566
<i>:</i>				第3項職業能力開発費	2,384,953	△ 441,380	1,943,573
第6款 産	辮		觀		. 141,164,082	△ 47,946,426	93,217,656
				第1項 産 業 政 策 費	125,268,336	△ 46,273,613	78,994,723
				第2項 産 業 振 興 費	1,632,120	△ 128,941	1,503,179
				第3項 商業·地場産業振興費	282,114	△ 45,217	236,897
				第4項 産 業 立 地 費	11,836,570	△ 1,338,766	10,497,804
				第5項 観 光 費	2,144,942	△ 159,889	1,985,053

84,295,725	3,911,853	7,930,021	1,489,045	3,403,721	427,353	827,118	4,205,576	12,074,423	5,484,120	42,816,129	1,726,366	163,765,024	11,325,126	61,801,260	37,373,803	14,951,692	6,754,974	17,616,253	5,049,079	991,809	7,352,519
△ 11,123,688	17,631	△ 1,889,205	△ 174,077	△ 385,935	0,154	△ 35,435	△ 110,648	△ 2,443,096	△ 126,490	△ 5,609,383	△ 357,896	△ 10,208,544	103,284	638,861	△ 576,456	△ 193,769	△ 242,831	△ 1,213,785	△ 2,155,084	417,446	. △ 5,984,816
95,419,413	3,894,222	9,819,226	1,663,122	3,789,656	436,507	862,553	4,316,224	14,517,519	5,610,610	48,425,512	2,084,262	173,973,568	11,221,842	61,162,399	37,950,259	15,145,461	6,997,805	18,830,038	7,204,163	1,409,255	13,337,335
	觀	哲	丰	一	<b>斯</b>	斯——	軒	製	曹	數	~		歡	實	曹	歡	截	曹	一	觀	敏
	務	推進	批	双	润	継	継		関	整備	画		団	4	业		阃		紙	壓	
	業務	康 政	産園	河市	٠	展	展	継	油	茶酸	地計		木	癒り	海	弦	丰	鍬	通政	湾振	瓶
	票	地域	愚	経	魚品	州田	长	林	飘	農地	惠		+	道路	厂厂厂	合	都下	選	炎	拠	搬
	第1項	第2項	第3項	第4項	第5項	第6項	第7項	第8項	第9項	第10項	第11項		第1項	第2項	第3項	第4項	第5項	第6項	第7項	第8項	第9項
觀				•								曹风			•						
継																					
水産												*				•					
林力																					
腻												+									
第7款												第8款									

		第10項 空	拠	.sska	长	715,011	△	166,502	548,509
第9款警察	敏					50,223,024	◁	572,618	49,650,406
		第1項 警	獭	型	曹	46,728,523	◁	405,844	46,322,679
		第2項 警	察行	ī 政	で養	3,494,501	4	166,774	3,327,727
第10款 教 育 費	#K					217,641,117	4	324,348	217,316,769
		第1項 教	育総	務	新	8,054,101		23,010	8,077,111
		第2項 小	中	校	割	124,950,376		439,041	125,389,417
		第3項 高	等	校	無	50,071,924	◁	462,714	49,609,210
		第4項 特 別	支援	孙	校 費	18,783,008		105,807	18,888,815
		第5項 生涯	水	퐾	進費	469,646	◁	63,198	406,451
	-	第6項文、	化行	ī 闵	重	2,245,411	◁	352,874	1,892,537
,		第7項 保	健 体	恒	~	1,583,193		57,433	1,640,626
		第8項 私 学	教育	ボ	興 費	10,094,839	◁	85,010	10,009,829
		第9項 大	掛	.61	衡	1,388,616		14,157	1,402,773
第11款 災 害 復 旧 費	##mr/					10,283,847		426,743	10,710,590
		第1項 農林办	農林水産施設災害復旧費	災害	复旧費	2,388,065		14,314	2,402,379
		第2項 土木	土木施設災	: 害復旧	[旧費	7,895,782	ŧ	412,429	8,308,211
第12款 県 ・ 債 ・ 費						315,630,634	4	2,221,817	313,408,817
		第1項 県	債	انسا	长	315,630,634	◁	2,221,817	313,408,817
第13款 諸 支 出 金	<u>।</u> 					124,159,300		16,847,428	141,006,728

	1	
19,571,044 3,563,700 63,041,626	499,203 1,392,336 1,213,217 44,284,443 407,345 1,804,024 5,222,939 6,851	1, 293, 667, 651
△ 90,951 △ 7,000 10,645,187	75,988  498,366 696,437 5,940,755 11,145 32,547 41,629 57	54,189,218
19,661,995 3,570,700 52,396,439	423.215 1,890,702 516,780 38,343,688 396,200 1,771,477 5,181,310 6,794	1,347,856,869
第1項 公 営 企 業 貸 付 金 第2項 雑 支 出 第3項 地方消費稅清算金	第4項 利 子 割 交 付 金       第5項 配 当 割 交 付 金       第6項 株式等譲渡所得割交付金       第7項 地方消費稅交付金       第8項 ゴルフ場利用稅交付金       第9項 自動車取得稅交付金       第10項 軽油引取稅交付金       第11項 利 子 割 精 算 金	₩
	,	松

第2表 総 費 1 変 5	費補正運	ш							
1		į	385	華	ㅂ	温	大	出	<b>₩</b>
派		平	· · ·	総額	年度	年割額	総額	年度	年 割 額
				1	26	丘 0	日十	56	开0
				,	27	000,000		27	0
					78	1,000,000		78	600,000
			県 道 佐 渡 一 周 線緊急地方道路整備事業(竹ヶ 鼻 ト ソネル)	3,800,000	53	1,000,000	3,800,000	53	1,000,000
					30	1,000,000		30	1,000,000
					31	200,000		31	1,000,000
~		橋りょう			;			32	200,000
	7274				27	300,000		27	257,650
					28	900,000		82	942,350
			県道十日町当間塩沢緞 緊急地方道路整備事業(当 間 トン・ネル)	2,200,000	53	600,000	2,200,000	53	600,000
第8款 土 木	郵				30	300,000		30	300,000

			,				1		,				
100,000	0	450,000	425,000	350,000	200,000	430,000	500,000	000' 298	1,221,800	712,700	898,600	1,160,000	983,770
31	15	16	17	18	19	20	21	22	. 23	24	25	26	27
											23,530,000		
100,000	0	450,000	425,000	350,000	500,000	430,000	500,000	867,000	1,221,800	712,700	898,600	1,160,000	260'966
31	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	22
			v								23,530,000		•
											鵜     治水ダム事業費 (鵜     ダ ム)		
					,						第3項 河川海岸費	·	·
								-			,		·

				82	1,145,000		28	1,145,000
				29	1,217,000		29	1,217,000
				30	2,319,000		30	2,319,000
,			'	31	2,800,000		31	2,800,000
				32	2,770,000		32	2,770,000
				33	2,664,639		33	2,676,961
				34	1,546,969		34	1,546,969
				35	556,200		35	556,200
	·		-	25	0		25	0
				56	533,497		26	533,497
				22	3,726,080		27	3,719,041
				28	61,674		78	335,500
		十日町病院改築事業	11,697,776	53	1,127,110	11,697,776	29	1,465,611
	第6項 建 築 費			30	2,514,795		30	2,688,377

2,582,109	215,322	158,319	284,741	784,082	4,290,471	1,563,160	746	17,440			
31	32	33	27	28	29	30	31	32			
					. 070	0,940,040					
3,363,375	212,926	158,319	476,316	2,241,226	4,195,448	10,196	17,454		• .		
31	32	33	22	28	23	30	31				
					040	0,340,040					
					# # * *		·				
						·				Λ.	

				: : : :
	囲			
				, ,
			,	
	温			
		Er'		
•	額	1,006,600千円	30,000千円	
	英	1,006,	30	
	随			
	直	度から ぎまで	年 庚	
		平成28年度から 平成34年度まで	成 28	
		平平	計	
	茰		契約	
	,		事請負	
		斑	整備工	
刊		管理協	方道路	
3行為補加		ュール鎖	泉緊急地	
債務負担追		と村アと	六日町総	
第3表 債務負担行為補正 1 追 加	<del>                                     </del>	新潟ふるさと村アピール館管理協定	県道十日町六日町線緊急地方道路整備工事請負契約	
鉄	i-ch	新潟、	一頭	

					,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			,		<u> </u>
,					•			-	五泉警察署猿和田駐在 所外3か所 賃借期間が満了し、賃 借料を完済した後、賃 借物件の所有権を県が 無償で取得する。	
	正後	限 度 額	423,549千円	16,000千円	70,000千円	42,000千円	20,000千円	⊞±000'9	総額152,610千円以内 と公租公課及び火災保 険料の実額との合計額	
	兼	開開	平成27年度から 平成31年度まで	平成26年度から 平成28年度まで	平成26年度から 平成29年度まで	平成27年度から 平成29年度まで	平成26年度から 平成29年度まで	平成26年度から 平成29年度まで	平成28年度から 平成51年度まで	·
	正	限 度 額	408,244千円	10,000千円	50,000千円	30,000千円	16,000千円	6,000千円	総額169,445千円以内 と公租公課及び火災保 険料の実額との合計額	
	輔	期間	平成27年度から 平成31年度まで	平成26年度から 平成27年度まで	平成26年度から 平成28年度まで	平成27年度から 平成28年度まで	平成26年度から 平成27年度まで	平成26年度から 平成27年度まで	平成28年度から 平成51年度まで	
2 変 更	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	平	新潟県LANシステム・住民基本合 帳ネットワークシステム・共通基盤 システム運用管理委託契約	般国道404号信号機賃借契約	佐渡一周線仮設橋賃借契約	<b>佐波一周線仮設橋賃借契約</b>	佐渡一周線仮設土留柵賃借契約	県道佐渡一周線信号機賃借契約	交番駐在所賃借契約 (相手方 警察共済組合新潟県支部 長)	
			権戦シ陽ネス	-	県道佐渡	県道佐渡	県道佐渡	背省		

	適の方法	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	
	利	年 9 パーセント以内	
	起債の方法	普通貸借又は債券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。なお、 発行価格が額面金額を下 回るときは、それぞれの 発行価格差減額を埋める ために必要な金額を限度 額に加算した金額を限度	
	限 度 額	4,574,000	
出	目的	ろ 衛	
地方債補追加	債の	権	
第 第 4 1	崩	凝	

,				i -											
		後	償還の方法							<u>.</u> ,					
			利率												
		범	起債の方法						# #	· 要					
		舞	限度額	千円 7,431,000	15,470,000	679,000	557,000	994,000	3,757,000	181,000	175,000	544,000	370,000	2,843,000	8,675,000
		湿	償還の方法				借入れの年から据置期間 を含み30年以内に元利均	等若しくは元金均等若し くは元金不均等の方法に 、	より毎年度 1 別右しへは 2 期に償還し、又は一括せいの七注に	なvionのないより高知に 償還する。ただし、財政 の数へによりお審問目	びむロにより知旦がJin十 であつても練上償還し、 償還在限を毎結1 又は	ズ油 - ズニ America ン ヘニ 医利債に借り換えることができる。	) )		
		描	利率						年 9 パ ナシン	ト以内					
			起債の方法		普通貸借又	は債券発行 (他の地方	公共団体との共同発行	を合む。なお、発行価は、発売を	格が領国金額を下回る。 できまる	らいな、 たがたの紹 介質数単語	江戸市所家額を埋めるために必要される。	な金額を限度額に加算	した金額を限度額とす	, So)	
		女	限度額	千円 7,297,000	15,331,000	693,000	558,000	1,029,000	8,323,000	265,000	176,000	553,000	480,000	3,490,000	11,473,000
	更	4	₹	無	費	觀	暫	顤	製	颧	颧	英	齱	黄	費
			ш	米	業	貅	翭	継	**	継	業	粃	継	継	翭
	赘	ļ	3	<del>                                     </del>	ተ	ተ	栅	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>	#	₩.	₩.	<del>11  -</del>	卌	#
	2		記し	盎	Ж	亚	超	<u>#RK</u>	瓶	拠	祵	换	押	Ħ	剁
		-1		迴	定	兼	海	ধ	拠	윉H	₩	無	楼	沿	丰

災害復旧事業費	3,219,000			3,301,000			
学校教育施設等整備事業費	2,545,000			2,389,000			•
生涯学習施設等整備事業費	23,000			0 .			
社会福祉施設整備事業費	693,000			356,000		•	
設.整備事業費 一般財源化分)	645,000			700,000			
城活性化事業費	1,248,000			1,247,000			
災対策事業費	4,197,000		,	3,360,000			
地方道路等整備事業費	16,528,000			16,169,000			
併特例專業費	3,543,000			3,411,000			
原子力発電施設等立地 地域振興特別事業費	860,000			615,000			
川等整備事業費	1,438,000			985,000		•	
臨時高等学校改築等事業費	1,929,000	_		1,981,000			
交通安全施設整備事業費	395,000			319,000			
地域機関改修事業費	484,000			472,000			
				_	_	-	

172,000

		とする。   による。		茄	220,440,758	220,440,758	
		:れ220,440,758千円とする。 歳入歳出予算補正」による。		正額	年刊 439,307		
1		<b>炭出それぞ</b> 第1 表		権			
別会計補正予算	% °	条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ939,307千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ220,440,758千円とする。 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による		補正前の額	千円 221,380,065 221,380,065	221,380,065	
易果原衛雅特	平成27年度新潟県県賃管理特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。 歳入歳出予算の補正)	9,307千円を減額し、崩との金額並びに補正後		通	-	-4	
平成27年度新潟	含計の補正予算は、	え入歳出それぞれ95. 5分及び当該区分こ			第1項		
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	哥県県賃管理特別会 )補正)	1予算の総額から点 [の補正の款項の[	歲入歲出予算補正 歲 入		費板入	~	:
	平成27年度新潟県県 (歳入歳出予算の補正)	第1条 歲入歲出	第1表 歲入歲出 1 歲	款	第1款 県 債	· 縱	

		·		
	11	千円 220,440,758 220,440,758	220,440,758	
	補正額	千円 △ 939,307 △ 939,307	△ 939,307	
	補正前の額	手用 221,380,065 221,380,065	221,380,065	
		歉		
		第1項 県 債	ilia √u	
扭	業	極	##	
2 継	איי	第1禁	썙	

		\$ 50.				1/1111	千円 1,580,840	876,037	704,803	1,580,840		
		出それぞれ1,580,840千円とする。 第1表 歳入歳出予算補正」による。		·		補正額	千円 △ 326,816	000,000 □	316,816	△ 326,816		ı
**************************************	りるところによる。	条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ326,816千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,580,840千円とする。 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によ				補正前の額	千円 1,907,656	886,037	1,021,619	1,907,656		
平成27年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計補正予算	平成27年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。 歳入歳出予算の補正)	326,816千円を減額し、歳 ごとの金額並びに補正後の				遵		収入	越金	福		
产成27年度新潟県	金貸付事業特別会	歳入歳出それぞれ 区分及び当該区分			-			第1項 諸	第2項 繰	<b>4</b> 0		ļ
, pr	潟県地域グくり資 の補正)	出予算の総額から 算の補正の款項の		歲入歲出予算補正	<	ميو.	地域づくり資金貸付 事 業 収 入			۲		
	平成27年度新潟県地J (歳入歳出予算の補正)	第1条 歲入歲2 2 歲入歲出予	,	第1表 歲入歲	I I	款	第1款 地域グ			糉		

		· ·		·
	inin	手円 1,580,840 704,803 876,037	1,580,840	
	正額	千円 △ 326,816 △ 316,816 △ 10,000	△ 326,816	
	舞		7	
	補正前の額	千円 1,907,656 1,021,619 886,037	1,907,656	
	通	第1項 貸 付 事 業 費 第2項 貸付債権活用事業費	福	
2 歲 出	編	第1款 地域づくり資金 付事 業 費	報	

蘌
户
띰
補
ılıı¤
414
留
犇
継
冊
助
救
細
$\tilde{s}\tilde{x}$
些
遞
辫
廀
枡
27
桵
計

平成27年度新潟県災害救助事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ256,053千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,905,717千円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歲入歲出予算補正

1 競

К

-	手円 "17	369	125	1,72	903	87.	17	
111111	丰円 1,905,717	8	666,425	197,375	630,303	5,778	1,905,717	
鎖	千円 256,053	685	207,992	155,878	112,910	5,778	256,053	,
띰	,	◁			◁			
舞						,		
補正前の額	千円 1,649,664	1,054	458,433	41,497	743,213	3	1,649,664	
		K	邻	$\prec$	祖金	翎		
運	(	産収	<b>∀</b>	収	1金及び負担	解	ita	
		盘	蒸	點	分 担	漱		
		第2項	第4項	第5項	第7項	第8項	₫¤	
款	女助事業 収入						K	
ngs.	第1款 災害 救						瓣	

i	<del>iliu</del>	丰用 1,901,217	896,127	135,188	289,179	1,905,717	
	補正額	千円 256,053	△ 153,468	134,134	275,387	256,053	
	補正前の額	千円 1,645,164	1,049,595	1,054	13,792	1,649,664	
	項		.害 救助費	金積立金	田	गीळ	
		遵	第1項 災	第2項 基	第4項 繰	<b>₫</b> □	
報 田	槟	害救助事業			ı	##	
2 分		第1款 災				**************************************	

		1		
		手用 8,337 8,326	8,337	
	<del>1   1   1   1   1   1   1   1   1   1  </del>			
	鎖		<b>-</b>	
	범			
	舞、			
	正前の額	千円 8,336 8,325	8,336	
	横			
		4月		
	闽	軠	ąk <u>u</u>	
		第2項 繰	₫Œ	
		害 事	Ħ	
2 歳 出	禁	第1款 於 身 隨 害 終 合 施 設 事	繼	
		<b>第</b>		

km1	
4ml	
Ϋ́	
H	
4	
4	
ıjiı¤	
₹N	
哥	
#	
441	
雅	
冊	
上	
2m/	
امان امان	
₹#	
涇	
窦	
14	
747	
雅	
刽	
4	
重	
14	
些	
遞	
海	
11.2	
347	
平成27年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計補正予算	
27	
42	
14	
17	

平成27年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ965,433千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,548,844千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歲入歲出予算補正

搬

 $\prec$ 

	I				ı	
抽	千円 2,548,844	584,219	45,000	1,912,561	2,548,844	
類	千円 965,433	55,433	455,000	455,000	965,433	
   用	◁	◁	◁	◁	٥	
権						
補正前の額	千円 3,514,277	639,652	200,000	2,367,561	3,514,277	
		$\prec$	億	翎		
項		以		イ	iline.	
		第2項 諸	第3項 県	第4項 繰	đਧ	
禁	、企業支援資金貸付 業 収 7人				Υ	
	第1款 中小				熊	

		<b>年</b>	<u> </u>	<u> </u>			
		千円 2,548,844	1,282,722	397,043	869,079	2,548,844	
	1/1022	2,5	1,5	(1)	w	2,5	
							,
	虁	千円 965,433	910,000	37,917	17,516	965,433	
	1,1	396	910	37	. 17	396	
	범	◁	◁	◁	◁	◁	
:	舞						
	kmr(	手用 3,514,277	722	096	262	27.7	
	の 額	3,514,	2,192,722	434,960	886,595	3,514,277	
	扫		• •				
	梅						
			颧	無	翎		
			継				
			<del>     </del>	債	丑	<del>jluz</del>	
	所		付				
			賃	些	繗		
			第1項	第2項	3項	<b>4</b> 0	
			無	一一	無		,
		(全) (本)		,			
						丑	
田	模	中小企業支援資金貸付 專 業 業 費					
搬	SHORT:	(金)				盤	
2						155	
		第1款					
L		1					1

第2表 地方債補正1 ※ ■			:					
K	"		뇬	牾	世	ļ.		* ***
起債の目的	限度額	起債の方法	1	億億の方法	限度額	起債の方法	利率	修設の方法
小规模企業者等設備導入資金貸付事業費	200	普通貸借	年0.5パ ーセン ト 以内	行政法人通則法 年法律第103号) 基づく独立行政 企業基盤整備機 決書の規定によ	45,		温 温	に と と と と と と に に に に に に に に に に に に に
								·

		:1		<del>dia</del>	千円 122,547 289	255, 543	
	年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。 [出予算の補正] 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ110千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ255,543千円とする。	「第1表 歳入歳出予算補正」による。		4 正 額	十 ○ 110 ○ 110	011	
<b>事業特別会計補正予算</b>	/るところによる。 - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	:の歳入歳出予算の金額は、		補正前の額	千円 122,657 399	255, 653	
平成27年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計補正予算	平成27年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。 歳入歳出予算の補正) 1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ110千円を減額し、歳入歳出予算の総額を	該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表		項	秦	ites	
平成27年度新	資金貸付事業特別を から歳入歳出それ・				入 第1項 第	đα	
	平成27年度新潟県林業振興 (歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算の総額	2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当	第1表 歲入歲出予算補正 1 歲 入	燕	第1款 茶 紫 改 善 資 質 付 事 業 収	歳	

		1==	1	T			
	11/11/12	千円 122,497 122,497	255, 543				
	類	千円 110 110	110		·		ζ.
	本元	4 4	◁				
	補正前の額	千円 122,607 122,607	255, 653				
		無					
	茰	真 付 事	福				
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
2 歳 出	款	林	松		·		
• •		第 1 款					

, 25 54		inc.	千円 65,009 325 64,623	62,009	
平成27年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算 年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。 出予算の補正) 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16,226千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65,009千円とする。 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。		補正額	十円 △ 16,226 △ 226 △ 16,000	△ 16, 226	
平成27年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算 成27年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。 (入歳出予算の補正) 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16,226千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「		補正前の額	千円 81,235 551 80,623	81,235	
平成27年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予平成27年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予平成27年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。 歳入歳出予算の稲正) 1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16,226千円を減額し、歳入歳出予算の総額を意歳入歳出それでかれ16,226千円を減額し、歳入歳出予算の総額を意歳入歳出予算の経額を意	, · · · ,	項	<b>人 越</b>	iliz	•
z成27年度新潟県 資金貸付事業特別( 歳入歳出それぞれ] 区分及び当該区分。			第 第3項 繰	<b>₫</b> □	
日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本	8出子 <b>算</b> 補正 入	禁	無 業 等 等 等 次 を り を り を り を り を り を り る り る り り り り り	K	
平成27年度新潟県沿 (歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算	第1表 歲入歲出予算補正1 歲 入	기	第1款 沿岸漁 資 付 3	盤	

		Im.		1
		千円 64,959 64,959	62,009	
	1			·
			-	
		千円 26 26	56	
	額	手用 16,226 16,226	16,226	
	王	4 4		
	操			
	額	千円 81,185 81,185	81,235	
	前の	81	∞	
	<b>禁</b>			
į	- <del>1</del> *			-
		割		
		中米	illies	
~	齊	4		
		貧		
		第1項	<b>₫</b> □	
		金數		
		資	丑	
鈕	,	岸海 業 改計		
搬	耧	岸 (本)	業	
2		治質	7UE	
		第1款		

簿 1 띰 無 1111111 ব্দ 別 华 継 ተ \* 有 账 遞 辫 麼 升 平成 27

平成27年度新潟県有林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ39,416千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114,471千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歲入歲出予算補正

 $\prec$ 

5,726	114,471					
22	114					
		$\lor$				
5,351	39,416					
5	39,				:	
Ä	4					
11,077	153,887					
;;	153,					
						•
邻						
					,	
糧,	iline il					
n⊒¥					•	
通業	ŲΠ					
第6項			,			
	<b>~</b>					
		•		,		
			•			
	擬					
					•	
						<u>.                                    </u>

		千円 113,471	23,497	65,974	114,471
·	1111111				
·	額	千円 39,416	39,266	150	39,416
	舞	4	◁	◁	4
	補正前の額	手用 152,887	62,763	66,124	153,887
			1000	曹	
	闽		継	(()(()	排成
			第1項 事	第2項 県	₫Œ
		業			H
發田	業	. 有 林 事			繼
7		第1款 県			, <del></del>

第2表 地方債補正								
1 変 更								
世 条 6 日 农	構		担	温	<b>製</b>	범	-	後
日の割	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	奉	償還の方法
	H +		年5.0パーセン		十田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田			
			ト以内(ただし、	借入れの年から				
			利率見直し方式	据置期間を含み				*
			で借り入れる株	50年以内に元				
			式会社日本政策	利均等年賦償還				
国 七 井 車 柴 堆	17 C C	张玉衣用	金融公庫資金に	する。ただし、				
<b>4</b> 条	4,0,4	宣應員作	ついて、利率の	据置期間中であ				
,	•		見直しを行った	っても繰上償還				
			後においては、	し、償還年限を				
			当該見直し後の	短縮することが				
			利率)	ではる。				
		,						
							-	

3とする。 補正」による。	和田	子円 402,265 400,350	402, 265	
<ul><li></li></ul>	補正額	手用 △ 168,349 △ 168,349	∴ 168,349	
平成27年度新潟県都市開発資金事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。 (大蔵出予算の補正) 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」に 表 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」に 表 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」に	補正前の額	手用 570,614 568,699	570,614	
平成27年度新潟県都市開発資金事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。 歳入歳出予算の補正の熱項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額を歳7 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は 1表 歳入歳出予算補正	道	産収入	गीळ	
平成27年度新発資金事業特別会計の 発資金事業特別会計の 額から歳入歳出それぞ 款項の区分及び当該区		§ 念 入 第1項 財	· 4¤	
平成27年度新潟県都市開 (歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算の総3 2 歳入歳出予算の補正の3 第1表 歳入歳出予算の補正の3	<b>撇</b>	第1款 事 業 収	松	·

		千円 402,265 400,350	402,265	
	抗血	402	402	
	,,			
		H.		
	负	千円 168,349 168,349	168,349	
	坦	4 4	4	
	無			
	額	千円 570,614 568,699	614	
	6	千円 570,614 568,699	570,614	
	温			÷
	<b>一</b>			
		俐		
		丑	11.2	· · ·
	層			
	,	紫	<u>.</u>	
		第2項	<b>4</b> 0	
		<b>郵</b>		
		会 <del>庫</del> ※	#	
丑	禁	開発資		
獭	ZIME.	都市開	艦	
2		第1款 者	!	

平成27年度新潟県流域下水道事業特別会計補正予算

平成27年度新潟県流域下水道事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,967,545千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,324,315千円とする。

歳入歳出予算補正」による。 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歲入歲出予算補正 1 歲 八					
輸		項	補正前の額	4 正 額	
第1款 流域下水道事業収入			手用 13,291,860	千円 △ 2,967,545	F円 千円 10,324,315
	第1項 分担	日金及び負担金	4,920,604		
-	第2項 使用	用料及び手数料	455	◁	24 431
	第3項 国	庫 支 出 金	3,561,647	△ 1,676,497	1,885,150
	第4項 財	産 収 入	891	. 1	167 , 1,058
	第5項 繰	入	2,038,586	26,088	2,002,498
	第6項 諸	収入	336,049	△ 50,287	37 . 285,762
	第7項 県	債	2,347,000	△ 584,000	1,763,000
	第8項 繰	越金	86,628	△ 71,381	31 15,247
縣入	фП	<b>村</b> 田	13,291,860	△ 2,967,545	10,324,315
	·	*			
			•		

		1	_					1	
	<u> </u>	千円 10,323,815	3,358,246	3,644,534	3,321,035	200	200	10,324,315	
	補正額	→ 2,881,417	080,080 △	△ 2,791,995	△ 33,342	△ 86,128	△ 86,128	2,967,545	
,	補正前の額	手用 13,205,232	3,414,326	6,436,529	3,354,377	86,628	86,628	13,291,860	
		,	颧	數	チ		黄		
-	通		闡	现	使		· 備	ilia	
			第1項 管	第2項 建	第3項 県		第1項 予	<b>4</b> 0	
丑		水道事業費		e.		備費		Ħ	
2 瀬	款	第1款 流域下				第2款 子		艦	

第2表 継続費 補 J 変 更 1	丑						
Ā	P P	\$ 	華	温温	舞	벼	溆
₩	承	<b>事</b>	総額	年度 年割	額総額	年度	年 割 額
			日十	千円 8 964,459	F円 千円 4円 559	∞	千円 964,459
				9 1,234,836	, 988	6	1,234,836
				10 2,083,400	001	10	2,083,400
				11 1,924,000	000	11	1,924,000
				12 2,559,000	000	12	2,559,000
				13 1,618,000	000	13	1,618,000
				14 1,279,500	009	14	1,279,500
			V	15 197,360	. 098	15	197,360
				16 256,000	000	16	256,000
				17 54,700	, 002	17	54,700
第1款 流域下水道	第2項 建 設 費	信	22,375,595	18 281,150	150 22,767,159	18	281,150

	,												
479,250	767,200	1,986,100	1,730,541	1,520,678	1,272,401	573, 455	769,065	445,970	770,094	3,216,800	3,409,600	2,433,000	1,697,518
19	20	21	22	23	24	25	7	27	78	28	59	09	61
													55,233,924
479,250	767,200	1,986,100	1,730,541	1,520,678	1,272,401	573,455	769,065	744,500	80,000	3,216,800	3,409,600	2,433,000	1,697,518
19	82	21	22	23	24	25	56	27	28	28	59	09	61
													52,490,739
			,										信 濃 川 下 流 流 域下 水 道 事 業 費 (長 岡 処 理 区)

_									,					
	1,552,457	1,622,000	1,536,000	1,560,000	1,562,000	3,850,000	3,024,200	1,203,900	3,024,850	1,473,310	1,474,242	1,444,600	1,009,800	2,152,000
	62	63	元	2	3	4	5	9	7	8	6	10	11	12
	,									,				
٠	1,552,457	1,622,000	1,536,000	1,560,000	1,562,000	3,850,000	3,024,200	1,203,900	3,024,850	1,473,310	1,474,242	1,444,600	1,009,800	2,152,000
	62	63	卍	2	8.	4	2	9	2	8	6	10	11	12
	,											·		
	٠.													
														į

13   2,456,500   14   1,661,300   14   1,661,300   15   8256,400   15   8256,400   15   8256,400   15   8256,400   15   8256,400   16   442,600   17   124,000   18   279,600   18   279,600   18   279,600   19   8259,650   19   8259,650   10   8259,650		<del></del>								10				
13 2.456.500 14 1.661.300 15 885,400 16 442.600 17 124,000 18 279,600 20 691.800 21 1.230,700 22 1.023,005 24 1.376,107 25 951.990	2,456,500	1,661,300	835,400	442,600	124,000	279,600	559,650	691,800	1,230,700	1,023,005	1,078,289	1,376,107	951,990	589,727
13 2.456.500 14 1.661.300 15 885,400 16 442.600 17 124,000 18 279,600 20 691.800 21 1.230,700 22 1.023,005 24 1.376,107 25 951.990	13	14	15	16	17	18	19	8	27	22	83	24	25	56
13       14       15       16       17       18       19       20       21       11       22       1       23       24       25       26											'			
13       14       15       16       17       18       19       20       21       11       22       1       23       24       25       26							1					-		
13	,456,500	,661,300	835,400	442,600	124,000	279,600	559,650	691,800	,230,700	,023,005	,078,289	,376,107	951,990	589,727
	2	1							1	1	1	1		
	13	14	15	16	17	18	19	07	21	22	23	24	22	26
		,												
		٠.										,		
						,,								
														÷
						,	•				,			
								i.						
	,		٠											
											-			
	,													
•														

		1				ı		1					1 1
568,856	1,809,673	1,737,160	571,290	640,000	2,420,000	2,459,500	5,566,500	5,845,534	3,442,100	6,456,200	3,960,000	4,037,000	5,487,000
27	78	29	30	4	5	9	7	8	6	10	11	12	13
,						- F							66,214,909
1,661,794	282,000			640,000	2,420,000	2,459,500	5,566,500	5,845,534	3,442,100	6,456,200	3,960,000	4,037,000	5,487,000
27	78			4	5	9	2	<b>8</b>	6	10	=	12	13
													65,890,937
													阿賀野川流域下水道事業費(新井郷川処理区)
													,

8	00	8	8	9	00	00	8	47	613	37.8	:41	118	11
3,473,000	2,750,000	3,070,500	2,603,000	2,176,000	1,732,600	2,163,000	1,388,700	803,447	272,219	504,278	1,221,441	1,776,918	1,022,911
14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	22	56	27
,													
3,473,000	2,750,000	3,070,500	2,603,000	2,176,000	1,732,600	2,163,000	1,388,700	803,447	272,219	504,278	1,221,441	1,776,918	1,482,000
14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	36	27
							-					-	
										•			
							,	·					
											,		
			,										

			i	I	`		Ι		<u> </u>	i	ı		1
648,990	294,071	1,636,800	886,800	1,629,350	3,513,908	3,948,000	4,716,000	4,946,000	4,557,500	5,734,500	4,416,900	3,755,500	4,240,600
83	53	L	8	6	10	11	12	13	14	15	16	17	18
													60,122,396
160,000		1,636,800	886,800	1,629,350	3,513,908	3,948,000	4,716,000	4,946,000	4,557,500	5,734,500	4,416,900	3,755,500	4,240,600
28		7	8	6	10	11	12	13	14	15	91	17	18
													59,903,586
			,						i				四

2,873,000	3,594,900	2,678,200	2,773,219	2,510,916	966,500	130,911	82,082	253,200	277,610	
2,87;	3,59	2,678	2,77;	2,510	196	13(	8	52	27.	
19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
		,								
2,873,000	3,594,900	2,678,200	2,773,219	2,510,916	966,500	130,911	82,082	252,000	000'09	
19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
									:	
									•	
						,				
Ī	٠						•			
						·		. **		
							•			
						,				
									,	
				•						

第3表 債務負担行為補正 1 追 加									
· ·	斯	崩	噩	酸	赵	額	説		崩
信濃川下流流域下水道建設工事請負契約		平成28年	赵		105,4	105,400千円	į		
			-			-			,
	-								
			•						
					:	•			
							-		

_					
		級	償還の方法	借入れるの年から路間期間を含み40年の日本の年間を含め40年以の路路時間期に、20年代日本市時間時代で20年代で20日本時代で20日本時間、20日本時間、20日本の一次で、201年時間間中であらて、201年間離し、601年間を101年間を101年間が201年で101年間を101年に101年間に101年に101年間に101年に101年に101年に101	
	•	띰	奉	后 5	
	·		起債の方法	程 旧 年	
		揮	限度額	千円 1,763,000	·
		福	償還の方法	借入 を の を を を を の の の の の の の の の の の の の	
v		범	断科	年   ~ 6 かり ど / 内	
			起債の方法	普又発行額をとその格をた要をにた限す通は行価面下きれ発差埋めな限加金度る貸債(格金回はぞ行減めに金度算額額)間券発が額る、れ価額る必額額しをと	
		舞	限度額	子丹2,347,000	
	(債権) 正		<u>.                                    </u>	# ***	
	4表 地方1	(	道 S	河 · ·	
	樂	4	<u> </u>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

平成27年度新潟県港湾整備事業特別会計補正予算

平成27年度新潟県港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ101,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,349,914千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 (地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

大	1]112	主数 料       上156,708       本 101,000       中田 2,349,914         出金       15,000       本 15,000       10,995         人       10,951       44       10,995         情       542,000       22,000       450,000	2,450,914 $\triangle$ 101,000 2,349,914	
<sup>11</sup>   <sup>260</sup>   <b>ペ</b>	斯	第1項 使用料及び 第2項 国 庫 支 第5項 諸 収 第6項 県	<b>₫</b> ¤	

	<del>1</del> 10	2,349,761 749,770	2,349,914	
	補 正 額	年 ○ 101,000 ○ 101,000	101,000	
	、補正前の額	子用 2,450,761 850,770	2,450,914	
	通	***	dies	
		差費 第1項 事	<b>₫</b> □	
2 歲 出		第1款 港 湾 整 備 事 業	報機	

	級	償還の方法	الم		
		料料	<u>に</u> ジ 福	•	
	범	起債の方法	権		
	世	限度額	75,000	450,000	
	湿	償還の方法	借入れの年から据画期を含み40年以内の年から指示を含み40年以内に記憶期間不力ない元を与等者によりをは近後の方法により毎年がは1期又は2期に償還し、対対しが調明の割合がいより、財政の割合によりが高速に、償還するからによりを発し、又は任治遺債に確かを表表した。ないたができる。となるとができる。を教にし、対は任道値には、一個を表表を表表した。		
	汩.	利率	年   40 だかび バン内		
		起債の方法	普は、がをきぞ価をめ金額た度る通債発額下はれ格理に額に金額(o)貸券行面回、の差め必を加額額付借券価金名を発減る要限算をと及行格額とれ行額たな度し限す		
	4	限度額	千円 461,000 81,000	542,000	
5 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人		1	事業 債	抽	
第2表 地	いま 信 の	Ľ	形 節 踏 離 素	包	

簿 1 띰 ≉ 1)11111 邻 翭 # 鬞 泄 窳 辫 廀 枡 27 松 計

(総 別)

第1条 平成27年度新潟県電気事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

<u>njed</u>	MWh 3,843
定	553,
**	
黑	
恢	
oj#ł	MWh 1,394
魠	574,
烞	
吊	
	ojej
分	力
	鮰
	然
	嵌
	係
	翼
	継
×	र्ग्रा
	1

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

 $\prec$ 

以

1100	千円 10,637,569	10,460,654	6,029	170,886
予定額	千円 257,112	260,222	3,128	18
補田	◁	◁		◁
補正前の予定額	千円 10,894,681	10,720,876	2,901	170,904
	梢	料	料	焆
ш	業収	以	以	外板
	<del>                                      </del>	継	務	業
-	電気	嵊	斑	#
南	第1款	第1項	第2項	第3項

		手用 5,562,766	4,308,943	409,842	823,981		とおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,388,006千円は、次のとおり補			- flux	手用 542,739	1,127	3,319	50,207	1,476	
	正予定額	子丹 3,427	78,080	59,101	133,754		的支出額に対し不足する名			正予定額	手円 249,581	827	252,484	009	1,476	_
文 田	補正前の予定額 補 1	5,566,193 △	4,387,023	468,943	690,227		さし、資本的収入額が資本		収入入	補正前の予定額 補 1	千円 ←円 △ 792,320 △	300	255,803	49,607		
		電気事業費用	項営業費用	項 財 務 費 用	項事業外費用					ш	(資本的収入	項 固定資産売却代金	3項貸付金返済金	項 受 託 金	項国庫補助金	
	· 液	第1款	第1項	第2項	第3項	(資本的収入及び支出)	第4条 資本的収入及び支出の予定額を次の	てんするものとする。			第1款	第2項	第3	第4項	第6項	

								消費税		手用 106,014					,	106,014
		千円 745	206	27	35,247		遊	地域振興	積立金	十			100,000			100,000
	ilia	千円 2,930,745	1,489,506		35,		超	建設改良	積立金	千円 84,000						84,000
	正予定額	←円 286	894	16	265	-	7 4	減 債	積立金	十田	94,000					94,000
丑	# 正 · · ·	4	◁		*		舞	出 本 本 整 所	海 愛 愛 多 多 多 多 多 多 多 多 多 多 多 多 多 多 多 多 多	千円 2,319						2,319
	補正前の予定額	←円 2,931,031	1,490,400	. 11	34,655			過 年 既 当 米 華 化 量 计	(金)	千円 789,691	1,210,965	27			066	2,001,673
K	里	丑	-	海	歡			差引不足額		千円 982,024	1,304,965	27	100,000		066	2,388,006
		本 的 支	設 改 良		第 工 事		计	九 当 8 条17.18条金10.18条金	大くごん気	千円 507,482				35,247	10	542,739
	南	第1款 資 オ	第1項 建、	第3項 投	第5項 受			支出予定額		千円 1,489,506	1,304,965	27	100,000	35,247	1,000	2,930,745
		第						存		建設改良費	企業債償還金	投資	他会計繰出金	受託工事費	雑支出	1111111
•					٧			×		第1項 3	第2項	第3項 1	第4項 1	第5項	第6項 3	

千円 (697 126,178 231,018 437,414 232,570 245,932 280,969 84,037 1,654,991 錮 4, 緻 幂 # 金 年度 23 \$ 33 26 8  $^{8}$ 30 327 更 3,357,806 額 変 鱌 千円,697 232,570 245,932 231,018 126,178 323,728 437,483 84,037 1,612,163 繈 4, 额 鄅 ₩ 年度 26 83 \$ 32 28 22 27 83 ೫ 谻 3,357,806 緻 元 纀 戶業 袙 鲥 発事 凹 継 策設 伀 継続費の総額及び年割額を次のとおり改める。 # 胎建 建設改良費 严 資本的支出 榖 챢 第5条

手円 917,281 額 ④ 更 窽 千円 1,002,048 额 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。 谻 比 實。 實 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費) 朴 貒 繗 顯 第6条

平成 27年度新潟県工業用水道事業会計補正予算

(総 副)

第1条 平成27年度新潟県工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

n] <del>n]</del>	声 ラ ラ
低	92か所 ートル ートル
₩.	334 330 74 74 74 74
更	016, ( 139, ½
恢	92か所 51,016,634 立方メートル 139,390 立方メートル
	91か所 56,255,380 立方メートル 153,703 立方メートル
定.	91;
۴	55,38( 立方, 53,70; 立方,
元	56,2
	数量量
分	治, 治 也。治, 水
	大 間 総 約 日 平 均
	然 年 1 一 田
	3 2 3
	廃
	黙
	継
<u> × </u>	र्भृषा
	1

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

 $\prec$ 

以

葆	Ш	補正前の予定額	補正予定額	វីម៉ាជ
第1款 工業用水道	事業収益	子丹 2,037,427	千円 ←円 △ 52,358	千円 1,985,069
第1項 営 業	以	1,545,678	△ 4,244	1,541,434
第2項 営 業 身	外收益	253,981	81,977	335,958
第3項 特 別	老	237,768	$\triangle$ 130,091	107,677
				•

田

支

11111111	千円 2,142,355	1,982,482	149,873
補正予定額	千円 ←円 △ 161,308	△ 250,061	88,753
補正前の予定額	手用 2,303,663	2,232,543	61,120
ш	業用水道事業費用	営 業 費 用	営 業 外 費 用
献	第1款 工	第1項 営	第2項 营

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額179,815千円は、次のとおり補 (資本的収入及び支出)

 $\prec$ 

以

てんするものとする。

	,					
ij <del>u</del>	千円 180,462	160,500	10,467	1,425	8,040	
予定額	千円 244,984	253,800	649	1,425	8,040	
無田田田	4	◁				
補正前の予定額	千円 425,446	414,300	11,116			
	Y	争	翎	倒	$\prec$	
ш	0 収	継	計補助	補助	权	
	*		<b>∜</b> ¥	画		
	炣	刽	毎	H	紫	
本	第1款 3	第1項	第2項	第4項	第5項	

1012	千円 360,277	229,170	131,107
補正予定額	+ → 220,583	△ 229,583	000'6
補正前の予定額	千円 580,860	458,753	122,107
	丑	翻	俐
ш	ł×	良	鬞
	的	松	債償
	₩	談	貅
	烻	選	쇰
奉	第1款 3	第1項	第2項

丑

支

	=		E		
	消費税	改数で	千円 15,650	785	16,435
巡	₩ <b>√</b> 1	ŋ<#i	千円 109	113	222
,財	過二 本本			99,113	99,222
ん	建設改良	積立金	千円 32,949		.32,949
舞	(()	立金	出	31,209	31,209
.,	演		E 8	·	70
	差引不足額		千円 48,708	131,107	179,815
<b>∄</b>	元 世 罗 察言 一 及 6	<b>ベヘ</b> ア を領	千円 180,462		180,462
,	支出子定額		千円 229,170	131,107	360,277
	夺		設改良費	A	福
			第1項 建	2項 企	

(企業債)

第5条 起債の限度額を次のとおり改める。

日		6
	道改築事業費	改築事業
	道設備增強費	設備増強
	設備増強費	備増強

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

		#W					<u>.</u>						_
		(他会計からの補助金) 第7条 工業用水道事業の経営の健全化を促進するため及び新潟臨海工業用水道事業の水源確保のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を									• •		
		助を受		,									
	田 <sub>9</sub>	公計~補						,					
額	千円 458,516	\$ 5.0%											
風		交子計か											
鮗		ため一種	~										
	升 33 十 1	確保の											
貘	千円 448,093	業の水源											
<b>₹</b> #		水道事業							,				
吊		年工業用					•						
-	一	新湯臨済											
觀	中	* BAC				•				,		•	
		<b>単するた</b>	-					,	•				
	怨	んを促進											
	Щ(	うの健全		•	٠								
雑	畿	業の経営											
		補助金) 水道事	改める。		•								
		(他会計からの補助金) §7条 工業用水道事	37,645千円に改める。		,						•		
		(他会言 第7条	37,64										

平成27年度新潟県工業用地造成事業会計補正予算

(総 則)

第1条 平成27年度新潟県工業用地造成事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

定量	メートル 105,473
炉	平方
軍	
刻	
	を方メートル 277,000
讯	平方メ· 277
1 → .	PT.
冺	
	和
分	彪
	6
	果
	+1
	、篠
	壓
	継
M	渖
	分 元子定量 変更予定

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

坝

 $\prec$ 

献			ш		補正前の予定額	補正予定額	茄
 第1款工	業用地造	成事	業収	湖	千円 4,758,775	千円 ←円 △ 2,135,190	千円 2,623,585
第1項 貧	应業	=	以	棋	3,960,040	$\triangle$ 2,139,258	1,820,782
第2項 資	海米	女	以	相	798,735	4,068	802,803

,						とおり補てんするも						
	1111111	千円 1,985,212	1,956,283	27,929		337,889千円は、次の		ilina ·	手用 338,009	3,319		
	補正予定額	千円 △ 1,499,455	△ 1,498,452	△ 1,003		補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額337,889千円は、次のとおり補てんするも		補正予定額	千円 ←円 △ 252,484	△ 252,484		
	補正前の予定額	千円 3,484,667	3,454,735	28,932		資本的収入額が資本的対	大	補正前の予定額	千円 590,493	255,803		
	_ [[]	]地造成事業費用	業費用	業外費用	-	り補正する。ただし、衸		m	本 的 大 出	会計借入金返済金		
	南	第1款 工業用	第1項 営	第2項 営		資本的支出の予定額を次のとおり。 る。		献	第1款 資 2	第3項 他会		
					(資本的支出)	第4条 資本的支出 のとする。						

_							
	,						
	補ってめ野源	当年及境色的完全	千円 22,380	312,180	3,319	. 10	337,889
· ·	差 引 不 足 額		千円 22,380	312,180	3,319	10	337,889
4	充 当 財 源	収入予定額	卡円 120				120
	文 出 孑 ĉ 籲		平用 22,500	312,180	3,319	10	338,009
	· ×		第1項 工業用地造成費	第2項 企業債債還金	3 涶	第4項 雑 支 出	; <del>ji</del> n

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

鏡	千円 59,523
邻	
軍	
数	
	手用 59,172
﴾	
元	
惠	童
	中
	綠
	Щ
舽	搬

(他会計からの補助金)

第6条 工業用地造成事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を786,437千円に改める。

平成27年度新潟県新潟東港臨海用地造成事業会計補正予算

線

第1条 平成27年度新潟県新潟東港臨海用地造成事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

	顜	イトイー 1,088
	恒	平方メ <del>・</del> 11
	黑	l <del>s -</del>
	数	
	積	メートル 38,717
	垣	平 大 3
	元	
		和
	分	
		影
		. 6
		0
٠		岩
i	<u> × </u>	+1

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

坝

 $\prec$ 

,	·		
11/11 <u>1</u>	千円 126,939	124,622	2,317
補正予定額	千円 △ 166,232	△ 166,251	19
補正前の予定額	千円 293,171	290,873	2,298
m	業で満	京湖	以料
·	用地造成事	声楽	営 業 外
操	第1款	第1項	第2項

					度分損益勘定留保資							
	<del>da</del>	千円 70,472 70,319	153		額1,288千円は、過年		ihu	千円 1,288	1,288			
	補正予定額	千円 △ 110,022 △ 109,969	□ 23		正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,288千円は、過年度分損益勘定留保資		補正予定額	+ 年	△ 227			•
及田田	補正前の予定額	手円 180,494 180,288	206		資本的収入額が資本的	大	補正前の予定額	千円 1,515	1,515			-
	ш	造 成 事 業 費 用業 費 用	業外費用		り補正する。ただし、	T.	<u></u>	本的支出	地造成事業費			
	献	第1款 用 地第1項 営	第2項 営		資本的支出の予定額を次のとおり補 てんするものとする。		献	第1款 資 、	第1項 用			
				(資本的支出)	第4条 資本的支出の予定額を 金で補てんするものとする。				·			

算 户 띰 舞 1111111 邻 継 ተ 驱 裖 괟 窳 辮 廀 ₩ 22 成 計

(総 温)

第1条 平成27年度新潟県病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

n) <del>m</del> (	~	$\prec$	$\prec$	<	<	<	
#	000	000	000	2,199	5,374	7,573	
44	805,000	1,306,000	2,111,000	2,	'n	7,	
黑		1	2,				
枫							
	<	<	<	<	<	≺ ′	
紙	842,000	1,312,000	2,154,000	2,301	5,399	7,700	
烞	   %	1,31	2,15				
卍							
	郯	*		巡	*		
分							
			ılınız.		•	111111	
	7	类		$\prec$	癸		
		数			燅		
		भ			≁		
		₩į			均康		
					计		
M		三			Ш		

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

枡

	īha	千円 72,793,539	56,210,024	16,541,275	42,240	
	補正予定額	千円 1,478,997	△ 1,755,905	3,234,848	54	
収入	補正前の予定額	千円 71,314,542	57,965,929	13,306,427	42,186	
	ш	業収益	受料	外板梯	医猫	
		病 院 事	質 医 業	困業	頁 特 別	
	禄	第1款	第1項	第2項	第3項	

1)hiz	千円 72,737,948	71,074,198	1,663,750	
正予定額	千円 1,505,946	1,719,572	213,426	7 200
乗			◁	◁
補正前の予定額	千円 71,232,002	69,354,626	1,877,176	200
	一一一	町	田	失
	**************************************	英	外 費	幫
	<b>₩</b>	継	継	題
	浙	展	医	华
献	第1款 派	第1項	第2項	第3項

丑

支

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,104,085千円は、過年度分損益 勘定留保資金1,523,052千円及び当年度分損益勘定留保資金3,581,033千円で補てんするものとする。

		一 場	- I	<del>lla</del>
读	ш	価上即の丁元領	備比宁定領	
第1款 資 本 1	的収入	千円 11,177,623	←円 ←円 △ 1,578,532	手用 9,599,091
第1項 固定資	産売却代	259,890	33,937	293,827
第2項 投 資	回 収 金.	1,521	110,084	111,605
第3項 企	業債	6,589,000	000,398,000	6,191,000
第5項 負 担 金	金文币金	2,267,440	△ 1,324,199	943,241
第6項 その他	他資本的収入	29,362	△ 354	29,008
	,	大田		
南	ш	補正前の予定額	補正予定額	抽
第1款 資本	的支出	千円 15,092,281	千円 ←円 △ 389,105	千円 14,703,176
第1項 建 設	改良費	8,996,253	△ 390,018	8,606,235
第3項 投	渙	1,521	84	1,605
第5項 その他	他資本的支出		829	829

金額	年 割 額	年日	546,230	3,726,370	409,913	1,519,942	2,772,782	2,722,143	409,419	341,090	290,004	802,010	4,323,017	000
	年度	25	79	27	. 82	29	30	31	32	33	27	58	23	8
変更	総額	<u></u>				12,447,889		,						i i
類	年 割 額	正 0	546,230	3,761,792	108,795	1,176,475	2,587,151	3,487,639	407,131	372,676	484,376	2,262,998	4,263,158	L
翎	年度	25	26	27	82	53	30	31	32	33	27	28	53	8
元	総額	田十				12,447,889			ı					i i
<b>第</b>	K					十日町病院改築事業								计 计 化 化 化 计 件 计
<b>"</b>	Ź.								中光光中	1 年以父及过				
草	AP.									1 河今四大日				

		1	1						
155,907	178,214	80,505							
31	32	33			7	1		1	
			· · ·	金額	年世 6,191,000		金 額	千円 38,735,430 100	<b>* * * * * * * * * *</b>
183,362	154,776			₩			<del> </del>  ■		F用红
18	15			松			枫		21,167
31	32	>		襲	千円 6,589,000	52.	額	手用 36,970,926 1,000	5 金額を5,52
				邻	9	とおり改を	倒	38	助を受ける
				吊		を次の	吊		
				的	業	きない経費) とのできない経費の金額を次のとおり改める。	<b>一种</b>	數數	ため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を5,521,167千円に改める。
				m	<del>=</del>	きない経費) とのできない		中	- 一般
			_	6	備	できな! ことの・		架 影	5 ため-
			り改める。	重	松	ることの、 流用する。			を促進す、
,			: 債) 起債の限度額を次のとおり改める。	崩	病院	議会の議決を経なければ流用することので7条 議会の議決を経なければ流用するこ	极	1 2 縣 校	からの補助金) 病院事業の経営の健全化を促進する
			援額を	l		をけれる決を紹		I	「 動金) での経営
			債) ご債の限			農決を組 養会の調	,		(他会計からの補助金) §8条 病院事業の経
			業			(議会の講等の講集) 第7条 調			(他会計功第8条 消
,			④ 解	•		後 第			(4)

手用 18,313,219 額 ④ 更 変 千円 17,582,774 额 谻 ıΚ 豃 Ш 庚 贸 第9条 たな卸資産の購入限度額を次のとおり改める。  $\prec$ 撫 涶 資 餇 4% 椞 **₹** (たな卸資産購入限度額)

平成27年度新潟県魚沼基幹病院事業会計補正予算

急等

第1条 平成27年度新潟県魚沼基幹病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

変更予定量	308床		198,000 人	248 A	598 人	846 人
元子定量	354床		230,000 人	285 A	703 人	
分		入文米、米	<del>jin</del>	入。		ilin
M	病床数	年 間 患 者 数			1 日平均患者数	
1	"	, ,,				

千円 2,477,361 丰円 2,837,058 1,553,017 2,455,760 1,284,041 111111 抽 千円 218,269 千円 379,485 28,530 218,269 350,955 緻 繈 完 完 1 户 띰 띰  $\triangleleft$ ◁ 4 ◁  $\triangleleft$ 糯 無 千円 2,695,630 田 3,216,543  $\prec$ 1,581,547 1,634,996 2,674,029 補正前の予定額 補正前の予定額 以 支 第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。 第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。 뵊 뵊  $\blacksquare$ Щ Щ Ш Ш 共 蚪 貫 継 类 矣 빠 ተ 貅 継 継 厑 巡 困 医 医 裖 漸 第2項 第1項 第2項 第1款 第1款 本 本 (資本的収入及び支出) (収益的収入及び支出)

				•								e V
	ilin.	千円 4,026,546	2,336,000	1,690,546		, 111111	千円 4,026,546	4,013,519		金額	年刊 2,336,000	
,	予定額	千円 29,376	10,000	19,376		予定額	千円 29,376	29,376		※ 更	E 0	t & 20.
. <b>K</b>	額 補正	千円 △ 228	000	722	丑	4 正	千円 322 △	395		金額	千円 2,346,000	72,229千円にす
以	補正前の予定額	千円 4,055,922	2,346,000	1,709,922	₩		千円 4,055,922	4,042,895		卍		げる金額を1,4
	ш	坝入	使	交付金		<u>.</u>	大田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	良費		目的	事業費	rからの補助金) 病院事業の促進のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を1,472,229千円に改める。
i	ı	資本的	企業	負担 金			資本 的	建設改	り改める。	債の	整備	<b>改会計からこの</b>
	献	第1款	第1項	第2項		献	第1款	第1項	: <b>貴</b> ) 起債の限度額を次のとおり改める。	距	病院	金)  促進のため一
									(金業債)第5条起債の限度	,		(他会計からの補助金) 第6条 病院事業の促済

	I-I	计	成 27 4	种	政	觋	≕	1 费	₩	1)1112	華田田	<b>%</b>	神						·		
平成27年度新潟県- (繰越明許費の補正)	平成27年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。 繰越明許費の補正)	正子	算は、沙	い。	826	3	74	0													
第1条 繰越明許	繰越明許費の追加及び変更は、「第1表	運供	,「第1詩		韓越明	許費有	五	繰越明許費補正」による。	0												
		•																	٠		
第1表 繰越明許費補正	費補正																				
1 追	加																				
幾					運		•			<del> 11  1</del> +			<b>     </b>		``	柘		倒		類	
第2款 総	務		第1項	赵		無		實	型	類	プロ	ジー	Н	7	<b>事</b>	業	艶			手用 121,010	F <sub>C</sub>
			第2項	쇑	務	細	開	實	卑	承	把		性 1	1k	퐾	廉	丰			202,321	
									₩		1	ᡧ□		緻	備		費			762,330	
	·	~							些	中		掛	祵	緬		用				130,301	
									型	類	搬	獸	咺	貅	緻	籗	~—			626	6
									双	**	分段	無	燊	本	制整	籠	觀			10,666	

497,027	32,039	34,207	1,304,796	518,866	272,759	1,539	2,000	296,311	162,096	65,702	6,027	30,240	29,870
			:										
新潟県航空消防防災体制整備費	航空消防救急無線整備費	地域防災力向上費	高幣者福祉施設整備補助金	バリアフリーまちづくり事業費	障害者支援施設等整備補助金	保育所等設置補助金	新エネルギー産業群形成費	農林水産業総合振興事業助成費	広域漁場整備事業費	漁場環境保全創造事業費	加茂湖海水導入施設維持管理費	水産海洋研究所施設整備費	県営水産流通基盤整備事業費
<b>一种</b>			保健費	祉費		庭費	興 費	推進費	業			·. ·	
¥			齢福祉	害糧		神	業	域農政	囲				
第2項 防			第5項 高	第8項 障		第9項 児	第2項 産	第2項 地	第7項 水				
環境費			健費				黄	業費					
任话			祉 保				継	林水産					
県 田			福				選	丰成					
第3款			第4款	,			第6款	第7款					

<u> </u>	1				1		1	I	<del></del>	<del>-</del>			_
227,057	113,470	16,332	407,363	113,498	21,870	52,762	274,302	43,797	18,776	69,881	9,149	276,411	367,762
県営水産物供給基盤機能保全事業費	市町村営水産物供給基盤機能保全事業補助金	果 当 淮 港 整 備 事 業 費	林道開設事業費	林道開設事業助成費	県単林道整備事業補助金	地域活性化林道事業費	子 防 治 山 事 業 費	防災林造成事業費	奥地保安林保全緊急対策事業費	地方べり防止事業費	小规模治山事業費	土地改良施設県管理費	県営かんがい排水事業費
			第8項 林 琳 母		· ·	,						第9項農地管理費	第10項 農 地 基 盤 整 備 費
								•					

94,178	75,364	7,522	58,910	9,233	4,358	204,696	21,680	53,758	353,521	7,650	8,457	20,808	120,635
県 営 基 幹 水 利 施 設 ストックマネジメント事業費	県 営 農 地 防 災 排 水 事 業 費	県営地すべり対策農地事業費	県営地盤沈下対策農地事業費	国営附帯県営農地防災事業費	県営特定農業用管水路等特別対策事業費	県 宮 農 道 整 備 事 業 費	過疎地域等農道代行事業費	県営地域用水環境整備事業費	県営中山間地域対策事業費	地域農業水利施設ストックマネジメント 事 業 助 成 費	団体営農村振興総合整備事業助成費	基盤整備促進事業助成費	県単地すべり防止事業費
													,
							4.						

 45,678	78,175	35,100	4,899	45,823	4,989	30,841	17,790	2,400	130,910	7,604	161,691	33,718	12,190
県単農業・農村整備事業補助金	中山間地域耕作条件改善事業助成費	県 単 農 道 特 殊 改 良 事 業 費	基幹水利施設ストックマネジメント 事 業 受 託 費	地盤沈下対策農地事業受託費	震災対策農業水利施設点檢·調査計画 事 業 補 助 金	農村地域小水力発電導入促進事業補助金	農業用水水利権変更更新調査費	県 営 農 業 農 村 整 備 調 査 計 画 費	团体営調査設計事業補助金	土木設計管理行政事務費	土木施設等環境整備対策費	うるおいの新潟創成事業費	公共事業企画調査費
		·					第11項 農 地 計 画 費			第1項 土 木 管 理 費			
			. ,							木			
	·									第8款 土			

県

報

						, .					_		
20,496	24,532	47,342	104,738	77,220	418,080	109,614	126,807	592,095	71,461	73,379	276,790	922,200	193,528
								N		et y s			
數	颧	量	<b>一</b>	曹(	<b>斯</b>	觀	費	======================================	黄	費	黄		<b>概</b>
測	柯	本		縮	絲		籍					(油	TOPPY
画業	驅	調	型		ᢀ	樂	持修	克	武	策	夠	省)	ə
選	密	紹	御	多	转	参	維	賴	施	茶	構	強	
和	迵	真	井	拱	雑	楪	施設	继	∜ዘ	淡	ý	補修	舞
維持	쬾	簽	雑	雑	ž	槊	<del>(j</del> iii	弦	茶	防	т,	う。	
資	黙	選	妱	迴	4	迴	· 135	<del>[ii]</del> n	煙	路	Q	ч,	捯
বৃধ	開	戴		摋	ĺ.		%					Q .	
# #	類四	搬	刾	϶	梔		防	*	K	ূ	麵	静	<u></u>
	第2項 道路橋りょう費												
	***												

		防災・防雪施設補修費	268,833
		道路融雪施設補修費	318,323
		緊急地方道路整備費(街路)	773,635
	第3項河川 海 帯 瀬	河川管理施設機能確保事業費	67,015
	. •	排水機場等整備費	35,938
,		魚野川流域水資源確保檢討費	11,124
		河 川 調 査 費	6,264
		総合流域防災対策情報基盤等整備費	36,020
		ハザードマップ作成・周知支援費	18,000
		河 川 維 持 費	278,730
		河 川 環 境 整 備 費	21,591
		河川整備促進事業費	36,855
		河川災害復旧助成費	9,205,920
,		河川災害関連費	152,858

160,000	6,800	2,631	11,600	1,800	17,626	10,180	9,270	2,526	961	119,849	18,595	25,829	206,181
											-	-	
虧	争	顜	實	丰	一	<b>製</b>	籍費	搬	業費	衡	颧	<b>新</b>	歡
無		米	祵	一种	貛	樂	参	設維持修繕	₩,	継	, 1	<b>♣</b>   ∐	業
农	华	発事	牆	靐	参	持修	維持	設維	改良	争	끸	证 税	****
蝉	辮	噩	五	Q	葡	雑	施設	上 施	設備	経	斑	鞍	垂
恒		<□	含	*	崧	끯	防止	崩壊防	砂防	<del>[] </del>  1		出	
亚	业	線	Ē	, to	防	防施	2	斜地片	松米	砂災	<u>#</u>  0	滋	盌
塊	兼	戸庭	戻	岩	多	多	出	⑩	克電	++	<b>沙</b>	急傾	チ
			東			<u>!</u>		1	<u> </u>	<u> </u>	1		暫
													国
			短						k.				ihn
									*			•	七
			多					16					草
			第4項										第5項
			<u> </u>			_			4.0			-1-1	1

	1	1	ī		_	1			1				
32,400	6,922	1,953	122,914	43,935	2,500	59,660	151,181	20,050	41,686	95,000	581,106	17,289	370,273
<u> </u>													,
颧	定費	援費	新	黄	華	類	担金	費	重	一种	曹	暫	業費
西	計画策定	长	事業	設	備	団	負	祵	爨	備	<b>\$</b>	年	助事
ә	翁	(	備	)	奉	·	整備	鰮				罄	令
<b>*</b>	首整備	グ	院整	沿	遊	抍	緞	貅	修	舽	公	境	良統
維	下水道	建物	澎	争	瓣	<b>作</b>	新幹	純	竨	剣	漠	3	i 設改
及	流域別	計	県立	公河	年	温	紹	搬	搬	搬	操	港湾	港湾施
	<i>*</i>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				<u> </u>	樫	敷	,×-	,×-	,,,,,	790.	<i>→</i> .
			·				紙						
	!	黙				:	정	純					
	ı	1.00					圏			•			
		第6項 建				-	<b>通</b> 交	第9項 港					
		第(					第7項	等					
											,		
			•										
					•								

362,779	489,76	972,562	37,622	1,347,772	28,306	64,253	47,940	5,740	25,847	122,206	311,319	2,732,966	2,094
港湾海岸保全費	東区警察署(仮称)建築費	高校全面改築費	高校大規模・耐震改修費	高校大規模・耐震改修費 (県単)	特別支援学校バリアフリー整備費	特別支援学校バリアフリー整備費 (県単)	少年自然の家建設費	認定こども園整備等補助金	林道施設災害復旧事業助成費	治山施設災害復旧費	耕地災害復旧費	建 設 関 係 災 害 復 旧 費	県 単 災 害 復 旧 費
	第1項警察管理費	第3項 高 等 学 校 費			第4項 特 別 支 援 学 校 費		第5項 生 涯 学 習 推 進 費	第8項 私学教育振興費	第1項農林水産施設第1項災害後旧費			第2項 土 木 施 設	
	第9款警察	第10款 教 育 費							第11款 災 害 復 旧 費				

30,802,739 丰 4□

									7		_	· ·	
	補正後	205,999	833,942	281,922	326,800	135,224	1,254,001	404,042	9,059,474	141,780	5,564,285	946,040	1,890,341
	補正前の額	千円 191,913	200,000	56,500	140,800	100,800	331,000	332,964	7,777,660	133,305	52,356	141,196	581,939
	处	定修繕費	整備事業費	市町村営漁港施設機能強化事業補助金	励補助金	事業費	除事業費	整備事業費	盤整備事業費	事業費	業	(声 首) 基	路整備事業費
	**	金維持特	産生産基盤	漁港施設機能	林语林璇	中,	港 水 防	め治等	営体育成基	調	路	以	くり基盤道
	<del>      </del>	小	県 営 水	市町村町	民有	復旧	地	県強た	東南路	地	ূূ	型器	地域グ
	断	総務管理費	水産業費		林業費		農地基盤整備費			農地計画費	道路橋りょう費		
		第2項	第7項		第8項		第10項			第11項	第2項		
画	款	務	. 水 産 業 費		3						木		
22	分件	第2款 総	第7款 農林			·					第8款 土		

								٠,					
468,088	840,000	525,778	151,917	9,477,383	677,446	4,570,049	433,328	2,529,909	639,574	392,800	159,879	172,932	235,514
30,000	380,000	70,000	62,769	661,386	290,000	1,457,300	68,400	165,900	185,332	53,700	70,000	000'09	16,068~
道路安全施設費	道路改善費	舗 装 道 補 修 費	雪 寒 施 設 整 備 費	緊急地方道路整備費	第3項 河 川 海 岸 費   河   川   補   修   費	広域河   改修費	河川総合流域防災対策整備費	床上浸水対策特別緊急事業費		海 岸 侵 负 対 策 費	海 岸 施 散 補 修 費	第 第 権 費	ダム施設緊急整備事業費
										-			

							聲		崩		松	型	. the	曹	230,135	135	498,835
		第4項	多		稏	痶	剰		ádE		命	整	45	鹿	72,	72,800	1,135,505
							⊀		三	-	砂	以	70	麒	187,200	500	310,645
							\$	玩絲	<b>企</b> 浣	類	防災	女	翷	備費	325,520	220	1,228,283
							令		斑	, ,	Н	ተ	1mhr	中	197,000	000	309,754
							岩	和	*\		Q	揉	潊	黄	347,360	360	712,823
							型	如	*	ી (ત	防山	工和	# <del> </del>	觀	199,875	875	273,351
				-			ళ	蔥	绛	地 )	崩	壊対	) 策	#[0]	62,400	400	429,678
			:				兼	Z	¥Ш		崩	衣	紙	麒	10,000	000	27,700
		第5項	善善	₽	111111	画	争		とと	(m/l )	緻	無	1itue	暫	130,421	421	276,582
							KA		運	1-V-1	整	備	.iime	衡	53,743	743	257,262
,					•		K	<u> 104</u>	緻	備	黄		)	(亩	70,400	400	. 222,863
		第6項	直建		狱	華		京	4	渔	年	完 改	彙 ?	觀	84,977	226	338,621
第10款 教 育	觀	第1項	教	御	総	務費	些	Ħ	掛	核	整備	備関	孫	#阿	4,	4,761	14,159

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
54,601	109	
54,	48,409,109	
	48,	
52,718	,598	
52	15,645,598	
	<del>5</del>	
曹风		
刔		
퐾		
錼		
쐭	,	
選		
靊		
エ		
申		
觏		
赵		
作	Ì	
<b>新</b>	盂	
×		
第6項		
第(		
	<b>₫</b> □	

		<del></del> .	<del></del>			1			
		繰越明許費」によ		競	1,330	5,000	6,330		
		繰越明許		,					
		「第1表		徘					,
		経費は、		柗	t 業 費	#			·
		なたなった。		. 47	造林事	*			
黄		用すること		   	念県行				
計補正	-	越して使		   	百年記	有			
別会	%	三度に繰り		TIP TIP	明治」	谱			
華業	といろによ	こより 翌年			概				
语 文 世 本	算は、次に定めるところによる。	項の規定			継	:	<del>ilia</del>		
) 新新	算は、次	213条第1		通	<del>juli,</del>		;		
27 年	の補正予	(67号) 第2			第1項				
计	<b>終特別会</b> 言	2年法律第			歡	, <u></u>			
	平成27年度新潟県有林事業特別会計の補正予 、繰越明許費)	去(昭和2	指		<b>華</b> 業				
	年度新潟J 幹費)	地方自治於	<b>黎</b> 树	模	有林		<b>₫</b> □		
	平成27年度》(繰越明許費)	第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、 る。	第 1 表		第1款 県				
	<u>.</u> .				無			<u>.                                    </u>	

							,				
		また。	,		類	千円 117,028	62,000	179,028			
		【表 繰越明許費」によ			邻						
		() ()				allen'	nbm/				
		5経費は			袙	理	備費				
		ができる				<b>登</b>	整		``		
海		4 と ろ			継	談	殼				
補正予		く使用さ				施	施				
11111		誤り越し	•		<del>m</del> -	愆	汽				
業特別会	ろによる	年度に終				- 地	羪				
備事	72 22	1. 1. 1. 2.				再					
9 県港湾整	正予算は、次に定めるところによる。	第1項の規定に			通	継		韫			
平成27年度新潟	会計の補正予	7号)第213条				第1項 事					•
平	<b>事業特別</b>	2年法律第6				<b>퇃</b>					
	平成27年度新潟県港湾整備事業特別会計の補 繰越明許費)	第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表る。		繰越明許費	款	湾整備事業		<b>á</b> a		,	
	平成27年度新 (繰越明許費)	第1条 地7		第1表 繰		第1款 港 %		-			

#### 調理師試験の実施について(公告)

調理師法(昭和33年法律第147号)第3条の2第1項の規定により、平成28年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 試験日時

平成28年7月12日 (火)

午後1時から午後3時30分まで

2 試験場所

試 験 地 受 験 者

新 潟 市 村上市、関川村、栗島浦村、新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、五泉市、阿賀町、新潟 市及び佐渡市居住者

長 岡 市 三条市、加茂市、燕市、田上町、弥彦村、長岡市、見附市、出雲崎町、小千谷市、柏崎市及 び刈羽村居住者

南 魚 沼 市 魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市及び津南町居住者

上 越 市 上越市、妙高市及び糸魚川市居住者

県外居住者にあっては、希望の試験地とする。

(試験会場は、受験票に記載して通知する。)

3 試験科目

食文化概論、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学、調理理論

4 受験資格

学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者又は調理師法附則第3項の規定に該当する者で、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で、厚生労働省令の定めるものにおいて2年以上調理の業務に従事した者。

- 5 出願に関する書類
  - (1) 受験願書 1部

受験願書は、新潟県調理師法施行細則(昭和52年新潟県規則第21号。以下「施行細則」という。)別記第4号様式によるものとする。

- (2) 調理業務従事証明書 1部
  - ア 調理師法第3条第1項第2号に規定する調理業務に従事した旨の証明書は、施行細則別記第5号様式に よるものとし、原則として当該施設長(業務を委託している場合は、雇用主である受託業者の長)が証明 すること。ただし、従事者と施設長が同一人、配偶者又は2親等内の血族の場合、若しくは廃業等によっ て元の施設長がいない場合には、調理師会等所属団体の長又は同業者が証明すること。
  - イ 証明印は、当該施設の施設長の職印(証明者の「職名」が刻印されているもの)を用いること。個人が 証明する場合は、市町村に登録されている印鑑を用い、印鑑登録証明書1部を添付すること。
  - ウ 給食施設の開設年月日とは、寄宿舎、学校、病院等の施設であって、多数人に対して食物を供与する施 設として開始した年月日をいうものであること。
  - エ 訂正箇所には原則として証明者の訂正印を押すこと。
  - オ 一つの勤務先における従事期間が2年未満の場合は、合計して2年以上になるように別の勤務先の証明書も必要であること。
  - カ 勤務日数及び時間は、週4日以上かつ1日6時間以上又は週5日以上かつ1日5時間以上であること。
- (3) 卒業証明書等 1部

学校教育法第57条に規定する者又は調理師法附則第3項の規定に該当する者であることを証するもの(改姓者は戸籍抄本1部を添付すること)。

卒業証書の写しを提出する場合は、原本を持参し、受付時に照合を受けること。

(4) 写真 1枚

出願前6か月以内に、無帽で正面向に肩口から上を撮影したもの(縦4.5センチメートル横3.5センチメートル)で、裏面に住所、氏名、撮影年月日及び受験地を記載し、写真用台紙に貼ること。

- 6 受験手数料
  - (1) 受験手数料は、6,400円の額に相当する新潟県収入証紙を受験願書の所定の位置に貼って納入すること(収

入証紙は消印しないこと)。

- (2) 受験手数料は、受験願書を受理した後は、いかなる理由があっても返還しない。
- 7 出願に関する書類の受付期間

平成28年5月16日(月)から5月23日(月)まで

- 8 出願に関する書類の提出先
  - (1) 県内居住者にあっては、住所地を管轄する地域振興局健康福祉(環境)部等(新潟市においては、新潟市保健所(以下「保健所等」という。)
  - (2) 県外居住者にあっては、新潟県福祉保健部健康対策課(新潟市中央区新光町4番地1)
- 9 受験票の送付

受験票は、試験日の約7日前までに本人あて郵送する。

- 10 合格者の発表等
  - (1) 平成28年8月2日(火)午前9時から、新潟県庁行政庁舎1階広報展示室前掲示板及び保健所等に合格者の受験番号を掲示するとともに、新潟県ホームページでも合格者の受験番号を掲載して発表する。
  - (2) 合格者には、合格通知書を郵送により交付する。
  - (3) 合格発表の日から9月2日(金)までの間(閉庁日は除く)、受験者本人が受験票及び本人であることが 証明できるものを呈示することにより、新潟県福祉保健部健康対策課及び住所地を管轄する地域振興局健康 福祉(環境)部において、各人の得点の開示を求めることができる。

なお、新潟市及び県外居住者については、新潟県福祉保健部健康対策課が開示場所となる。

- (4) 電話による合否及び得点の照会には応じない。
- 11 その他
  - (1) 受験願書に虚偽の記載をしたり、虚偽の証明書を提出したことが判明した場合には、受験資格又は合格を取り消すことがある。
  - (2) 試験に関して不明な点は、保健所等又は新潟県福祉保健部健康対策課 (025-280-5198) へ問い合わせること。

#### 大規模小売店舗の新設について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名 称 (仮称) 花園ショッピングセンター

所在地 長岡市花園南部土地区画整理事業地内25街区

- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並び に法人にあっては代表者の氏名
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者
    - ・氏名又は名称 株式会社原信 法人代表者氏名 代表取締役 原 和彦 住所 長岡市中興野18番地2
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
    - ・氏名又は名称 株式会社トップカルチャー 法人代表者氏名 代表取締役 清水 秀雄 住所 新潟市西区小針4丁目9番1号
    - ・ほか4者
- 3 大規模小売店舗の新設をする日 平成28年11月17日
- 4 大規模小売店舗の店舗面積の合計 計6,360平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

報

- (1) 駐車場の位置及び収容台数
  - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
  - ・収容台数 計370台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数
  - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
  - 収容台数 計150台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
  - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
  - ・面積 計168平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
  - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
  - ・容量 計54立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - ・株式会社トップカルチャー及び株式会社原信 午前7時から午後12時
    - 株式会社セリア及び未定2者 午前9時から午後10時
  - (2) 来客が駐車場を利用できる時間帯 午前6時30分から翌午前0時30分
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
    - ・出入口の数 3箇所
    - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
    - ・荷さばき施設1、2、4、5、6 午前6時から午後9時
    - 荷さばき施設3 午前4時から午前6時
- 7 届出年月日

平成28年3月16日

8 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業·地場産業振興課 (なお、長岡市商工部商業振興課でも閲覧ができます。)

9 縦覧期間

平成28年4月1日から平成28年8月1日まで

10 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業·地場産業振興課 商業振興係

雷 話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

### 大規模小売店舗の新設について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表 する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の 日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成28年4月1日

裕 彦 泉田 新潟県知事

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 冨士屋スクエア

所在地 上越市大字土橋2283番地 外

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並び

に法人にあっては代表者の氏名

- (1) 大規模小売店舗を設置する者
  - ・氏名又は名称 有限会社マルコ冨士屋商店 法人代表者氏名 代表取締役 小菅 一雄 住所 上越市大字土橋2290番地
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
  - ・氏名又は名称 株式会社銀座 法人代表者氏名 代表取締役 薄田 誠 住所 新潟市東区木戸4丁目13番12号 ほか2者
- 3 大規模小売店舗の新設をする日 平成28年11月17日
- 4 大規模小売店舗の店舗面積の合計 計1,179平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数
    - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
    - 収容台数 計58台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
    - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
    - ・収容台数 計18台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
    - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
    - ・面積 計99平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
    - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
    - ・容量 計10立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - ・株式会社銀座ほか1者 午前8時から午後10時 ・株式会社ローソン
    - ・株式会社ローソン 24時間
  - (2) 来客が駐車場を利用できる時間帯 24時間
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
    - ・出入口の数 3箇所
    - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
    - ・荷さばき施設1午前9時から午後9時
    - ・荷さばき施設2午前6時から午後9時
- 7 届出年月日

平成28年3月16日

8 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課 (なお、上越市産業観光部産業振興課でも閲覧ができます。)

9 縦覧期間

平成28年4月1日から平成28年8月1日まで

10 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業·地場産業振興課 商業振興係

電 話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

#### 争議行為を行う旨の通知について(公告)

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定により、新潟県厚生連労働組合執行委員長白井康博から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 要求事項

賃金引き上げ、年度末・決算手当支給、労働条件改善、施設改善等要求の実現

9 期 問

平成28年4月2日午前0時以降、目的達成まで

3 場 所

糸魚川市大字竹ヶ花457番地1

糸魚川総合病院

糸魚川市大字竹ヶ花457番地1

介護老人保健施設 なでしこ

妙高市田町2丁目4番7号

けいなん総合病院

妙高市田町2丁目4番7号

介護老人保健施設 はねうま

上越市大道福田616番地

上越総合病院

上越市大道福田616番地

介護老人保健施設 アルカディア

柏崎市北半田2丁目11番3号

柏崎総合医療センター

十日町市中条己2941番地

中条病院

十日町市中条己2941番地

介護老人保健施設 きたはら

十日町市中条己2941番地

中条第二病院

小千谷市城内4丁目1番38号

魚沼病院

長岡市川崎町2041番地

長岡中央綜合病院

三条市塚野目5丁目1番62号

三条総合病院

新潟市西区小針3丁目27番11号

新潟医療センター

新潟市西区小針3丁目27番11号

老人保健施設 こばり園

新潟市北区石動1丁目11番地1

豊栄病院

阿賀野市岡山町13番23号

あがの市民病院

阿賀野市岡山町13番23号

介護老人保健施設 五頭の里

村上市田端町2番17号

村上総合病院

村上市瀬波温泉2丁目4番15号

瀬波病院

佐渡市千種161番地

佐渡総合病院

佐渡市豊岡550番地

岩首診療所

佐渡市赤泊2206番地3

佐渡市赤泊診療所

佐渡市真野73番地

真野みずほ病院

佐渡市羽茂本郷22番地

羽茂病院

長岡市栄町2丁目1番50号

栃尾郷診療所

長岡市栄町2丁目1番50号

介護老人保健施設 とちお

佐渡市中興乙1601番地1

介護老人保健施設 さど

4 概 要

全職場において、全面または、一部ストライキ及び争議行為を実施します。

## 争議行為を行う旨の通知について(公告)

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定により、日本赤十字労働組合長岡支部執行委員長 山崎大輔から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 要求事項

人員要求、待遇改善、施設設備、その他の要求

2 期 間

平成28年4月3日午前0時以降本問題解決まで

3 場 所

日本赤十字労働組合長岡支部の組合員が従事する全職場

4 概 要

あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独にもしくは併用して実施する。ただし、救急患者には対応する。

#### 特定調達契約(物品の購入等)に係る競争入札参加者の資格について(公告)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、新潟県が発注する物品の購入又は物品の製造の請負についての競争入札に参加しようとする者の平成28年度における資格審査の申請方法及び申請時期等について次のとおり公告する。

なお、既に平成29年3月31日まで有効な資格の決定を受けている者については、この公告するところによる申請の必要はない。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 調達をする物品等の種類 次のとおりとする。
  - (1) 文具事務機器類
  - (2) 家具類
  - (3) 印刷·印章類
  - (4) 機械類
  - (5) 薬品・肥飼料・資材類

- (6) 車両·船舶類
- (7) 燃料·油脂類
- (8) 工事用材料類
- (9) 雑類
- 2 競争入札に参加することができる者
  - (1) 営業に関し許可、認可等(以下「許認可等」という。)を必要とする場合において、許認可等を受けている者
  - (2) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の初日(以下「審査基準日」という。)において、引き続き1年 以上事業を営んでいる者(審査基準日以前に引き続き1年以上事業を営んでいた者から、当該申請を行う日 までに当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者及び国又は地方公共団体が出資している法人のうち 知事が入札の参加に支障がないと認めたものを含む。)
  - (3) 後記3に規定する税について未納がない者
  - (4) 知事から指名競争入札に関し、現に指名停止の措置を受けていない者
  - (5) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者
    - ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者
    - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力 団員を利用していると認められる者
    - ウ 暴力団員であると認められる者
    - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持 又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
    - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
    - カ 法人であって、その役員(その支店又は営業所の代表者を含む。以下同じ。)が、自己、自社若しくは第 三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの
    - キ 法人であって、その役員のうちにウからオまでのいずれかに該当する者があるもの
- 3 資格審査の申請方法

競争入札に参加しようとする者は、物品入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 法人の場合
  - ア 法人の登記事項証明書(外国に籍を有する法人にあっては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発 行するこれに相当する書類)
  - イ 審査基準日の直前の決算期から1年前までの間の事業年度に係る財務諸表
  - ウ その営業に関し必要な許認可等を受けていることを証する書類
  - エ 前記2の(2)に規定する営業の全部又は一部を承継した法人であって、審査基準日において当該承継の 日から1年未満のものにあっては、営業譲渡又は合併をした事実を証する書類その他知事が必要と認める 書類
  - オ 新潟県に事務所又は事業所(2以上の事務所又は事業所がある場合には主たる事務所又は事業所。以下 同じ。)を有する法人にあっては、新潟県の県税納税証明書
  - カ 新潟県に事務所又は事業所を有しない法人にあっては、法人税の納税証明書(外国に籍を有する法人に あっては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類)
  - キ 消費税及び地方消費税の納税証明書
  - ク 前記2の(5)のアからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
- (2) 個人の場合
  - ア 成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。)及び民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第1項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第2項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書(日本の国籍を有しない者にあっては、知事が別に指示する書類)

- イ 審査基準日の直前の決算期から1年前までの間の営業年度に係る収支計算書
- ウ その営業に関し必要な許認可等を受けていることを証する書類
- エ 前記2の(2)に規定する営業の全部又は一部を承継した者であって、審査基準日において当該承継の日から1年未満のものにあっては、営業譲渡又は相続をした事実を証する書類その他知事が必要と認める書類
- オ 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあっては、新潟県の県税納税証明書
- カ 新潟県に事務所又は事業所を有しない者にあっては、所得税の納税証明書(外国に籍を有する者にあっては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類)
- キ 消費税及び地方消費税の納税証明書
- ク 前記2の(5)のアからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 4 申請書類の作成に用いる言語等
  - (1) 申請書及び財務諸表又は収支計算書は、日本語で作成すること。 なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
  - (2) 提出書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本通貨に換算し、記載すること。
- 5 申請書用紙の請求

申請書用紙は、新潟県出納局会計検査課で交付する。

申請書用紙を郵便で請求する場合は、封筒の表に「物品入札参加資格審査申請書用紙請求」と朱書し、あて 先を明記した返信用封筒(角形2号)に250円切手を貼って同封し、出納局会計検査課へ請求すること。

また、申請書用紙については、新潟県出納局ホームページ(下記ホームページアドレス)から取得することも可能である。

http://www.pref.niigata.lg.jp/kaikeikensa/20buppin.html

6 申請の時期

平成29年3月31日まで随時受け付ける。

なお、審査事務の都合上、入札に間に合わないことがある。

7 資格審査結果の通知

物品入札参加資格を有すると決定したときは、物品入札参加資格承認通知書により通知する。

8 資格の有効期間

物品入札参加資格決定の日から平成29年3月31日までとする。

9 申請書の提出先及び照会先

郵便番号950-8570

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課物品契約係

電話025-280-5490 (直通)

## 特定調達契約(庁舎等管理業務の委託)に係る競争入札参加者の資格について(公告)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、新潟県が発注する庁舎等管理業務の委託についての競争入札に参加しようとする者の平成28年度における資格審査の申請方法及び申請時期等について次のとおり公告する。

なお、既に平成29年2月28日まで有効な資格の決定を受けている者については、この公告するところによる申請の必要はない。

平成28年4月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 調達をする庁舎等管理業務の種類
  - 次のとおりとする。
  - (1) 建築物清掃業務
  - (2) 建築物空気環境測定業務
  - (3) 建築物飲料水水質検査業務
  - (4) 建築物飲料水貯水槽清掃業務
  - (5) 建築物ねずみ昆虫等防除業務
  - (6) 建築物空気調和用ダクト清掃業務
  - (7) 建築物排水管清掃業務

- (8) 建築物環境衛生総合管理業務
- 2 競争入札に参加することができる者
  - (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項の登録(以下「建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録」という。)を受けている者(知事がこれと同等の庁舎等管理業務を遂行する能力があると認めた者を含む。)
  - (2) 営業に関し許可、認可等(以下「許認可等」という。)を必要とする場合において、これらを得ている者
  - (3) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の初日(以下「審査基準日」という。)において、引き続き1年 以上事業を営んでいる者(審査基準日以前に引き続き1年以上事業を営んでいた者から、当該申請を行う日 までに当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者及び国又は地方公共団体が出資している法人のうち 知事が入札の参加に支障がないと認めたものを含む。)
  - (4) 後記3に規定する税について未納がない者
  - (5) 知事から指名競争入札に関し、現に指名停止の措置を受けている者以外の者
  - (6) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者
    - ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者
    - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力 団員を利用していると認められる者
    - ウ 暴力団員であると認められる者
    - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持 又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
    - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
    - カ 法人であって、その役員(その支店又は営業所の代表者を含む。以下同じ。)が、自己、自社若しくは第 三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの
    - キ 法人であって、その役員のうちにウからオまでのいずれかに該当する者があるもの
- 3 資格審査の申請方法

競争入札に参加しようとする者は、庁舎等管理業務入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 法人の場合
  - ア 法人の登記事項証明書(外国法人にあっては、知事が別に指示する書類)
  - イ 審査基準日の直前の決算期から1年前までの間の事業年度に係る財務諸表
  - ウ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録を受けていることを証する書類
  - エ その営業に関し必要な許認可等を受けていることを証する書類
  - オ 前記2の(3)に規定する営業の全部又は一部を承継した法人であって、審査基準日において当該承継の日 から1年未満のものにあっては、営業譲渡又は合併をした事実を証する書類その他知事が必要と認める書 類
  - カ 新潟県に事務所又は事業所 (2以上の事務所又は事業所を有する場合にあっては、主たる事務所又は事 業所。以下同じ。)を有する法人にあっては、新潟県の県税納税証明書
  - キ 新潟県に事務所又は事業所を有しない法人にあっては、法人税の納税証明書(外国法人にあっては、知事が別に指示する書類)
  - ク 消費税及び地方消費税の納税証明書
  - ケ 前記2の(6)のアからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
- (2) 個人の場合
  - ア 成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。)及び民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第1項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第2項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書(日本の国籍を有しない者にあっては、知事が別に指示する書類)
  - イ 審査基準日の直前の決算期から1年前までの間の営業年度に係る収支計算書

- ウ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録を受けていることを証する書類
- エ その営業に関し必要な許認可等を受けていることを証する書類
- オ 前記2の(3)に規定する営業の全部又は一部を承継した者であって、審査基準日において当該承継の日から1年未満の者にあっては、営業譲渡又は相続をした事実を証する書類その他知事が必要と認める書類
- カ 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあっては、新潟県の県税納税証明書
- キ 新潟県に事務所又は事業所を有しない者にあっては、所得税の納税証明書
- ク 消費税及び地方消費税の納税証明書
- ケ 前記2の(6)のアからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 4 申請書類の作成に用いる言語等
  - (1) 申請書及び財務諸表又は収支計算書は、日本語で作成すること。 なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
  - (2) 提出書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本通貨に換算し、記載すること。
- 5 申請書用紙の請求

申請書用紙は、新潟県出納局会計検査課で交付する。

申請書用紙を郵便で請求する場合は、封筒の表に「庁舎等管理業務入札参加資格審査申請書用紙請求」と朱書し、宛先を明記した返信用封筒(角形2号)に250円切手を貼って同封し、出納局会計検査課へ請求すること。また、申請書用紙については、新潟県出納局ホームページ(下記ホームページアドレス)から取得することも可能である。

http://www.pref.niigata.lg.jp/kaikeikensa/20chousya.html

6 申請の時期

平成29年2月28日まで随時受け付ける。

なお、審査事務の都合上、入札に間に合わないことがある。

7 資格審査結果の通知

庁舎等管理業務入札参加資格を有すると決定したときは、庁舎等管理業務入札参加資格承認通知書により通知する。

8 資格の有効期間

庁舎等管理業務入札参加資格決定の日から平成29年2月28日までとする。

なお、平成29年3月1日以降有効な資格については、別途公告する。

9 申請書の提出先及び照会先

郵便番号950-8570

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課物品契約係

電話025-280-5490 (直通)

## 病院局告示

#### ◎新潟県病院局告示第3号

新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号)第9条の2の規定により、収入の納付について代理納付させるため、次のとおり指定代理納付者を指定した。

平成28年4月1日

新潟県病院事業管理者 若月 道秀

1 指定した事務

新潟県立妙高病院、新潟県立中央病院、新潟県立十日町病院、新潟県立吉田病院、新潟県立がんセンター新 潟病院、新潟県立坂町病院、新潟県立新発田病院及び新潟県立リウマチセンターにおいて、納入義務者に代わって診療費等の収入を納付する事務

- 2 指定代理納付者の住所及び名称
  - (1) 東京都文京区本郷3丁目33番5号 三菱UFJニコス株式会社
  - (2) 東京都港区南青山5丁目1番22号

株式会社ジェーシービー

3 指定期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

## 選挙管理委員会規程

### 新潟県選挙管理委員会規程第3号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年4月1日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程(平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改	正	後		改	正	前
表第1(病院)			別	表第1(病院)		
市区町村名	病院の名称	所在地		市区町村名	病院の名称	所在地
(略)				(略)		
新潟市中央区	新潟大学医歯学総	新潟市中央区		新潟市中央区	新潟大学医歯学総	新潟市中央区
	合病院	旭町通1丁目			合病院	旭町通1丁目
		754				754
					新潟逓信病院	新潟市中央区
						八千代2丁目
						2-8
	県立がんセンター	新潟市中央区			県立がんセンター	新潟市中央区
	新潟病院	川岸町2丁目			新潟病院	川岸町2丁目
		15-3				15—3
	(略)	(略)			(略)	(略)
	介護老人保健施設	新潟市中央区			介護老人保健施設	新潟市中央区
	葵の園・新潟島	柳島町3丁目			葵の園・新潟島	柳島町3丁目
		18番地 7				18番地 7
	新潟万代病院	新潟市中央区				
		八千代2丁目				
		2番8号				
(略)				(略)		

#### 附則

この規程は、公布の日から施行する。

## 監査委員公表

## 監 査 結 果 公 表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査結果を次のとおり公表する。

平成28年4月1日

新潟県監査委員 野 上 信 子

新潟県監査委員 楡 井 辰 雄 新潟県監査委員 佐 藤 卓 之 新潟県監査委員 田 宮 強 志

#### 住民監査請求に係る監査結果

#### 第1 監査の請求

#### 1 請求人

新潟市北区横土居3767番地2 小柳 隆

- 2 請求の要旨
  - (1) 警察本部警務部装備施設課は現県庁舎ができた当時から現在まで、新潟県警察庁舎1階司法記者室 (170.17㎡) を第三者 (司法記者クラブ) に無償で使用を許しているが、必要な手続を怠り、得べき費用等の徴収を怠っている。
  - (2) 装備施設課へ司法記者室の庁舎使用実態を情報公開請求したところ、第三者に対して使用許可などの手続なく無償で貸し付けており、その使用者の素性を証するもの(会則など)を保有してない旨の行政文書非公開決定通知がされた。
  - (3) 司法記者室は、使用する者が都合に合わせたブースに区切り、記者クラブ加盟14社(記者52名)が各々 机等事務用品を備えて占有使用している。警察本部警務部広報広聴課は、それらの加盟各社名及び記者名 簿を保有している。
  - (4) 報道機関が行政財産を無償使用することは、行政府官庁通達(昭和33年1月7日)及び京都地裁判決(平成4年2月10日)などから正当である。

しかし、公有財産事務取扱規則の施行について(管財課長通知)では、行政財産である「新聞記者室等」 を、目的内使用の施設であることを記すが、その施設を使用する者の特例(使用者の特定、手続の省略な ど)を規定したものではない。

- (5) 民法の使用貸借では民法595条(借用物の費用の負担)及び594条(借主による使用及び収益)の規定により、使用者は費用の負担及び使用収益の履行が必要である。
- (6) 装備施設課の司法記者室の使用許可に重大な瑕疵が存在しており、司法記者室の使用は、地方自治法、 行政手続法に違反しており無効である。そのため、報道機関の警察庁舎使用は、判例等の特例に救済され る理由がなく無効である。
- (7) よって、過去10年間に相当する使用料及び費用の合計金額55,247,170円を、無償使用者に請求せよ。
- 3 請求の受理

本件請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条に規定する要件を具備しているものと認め、請求書が提出された平成28年2月9日をもってこれを受理した。

## 第2 証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成28年3月4日、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を与えた ところ、本件請求に係る補足説明が行われたが、請求の内容に変更を生じるものはないと判断した。

## 第3 監査の実施

1 監査の対象

司法記者室について、使用許可手続等をせず、使用者からの使用料及び光熱水費等実費を徴収しないことが財産の管理を怠る事実に当たるか否かを監査の対象とした。

2 監査対象機関

警察本部警務部広報広聴課、装備施設課

#### 第4 監査の結果

監査対象機関の関係職員からの聞き取り及び関係書類の精査を行った。その概要は、次のとおりである。

- 1 事実関係の確認
  - (1) 司法記者室の概要

住所:新潟市中央区新光町4-1 県庁警察庁舎1階の一部

面積:170.17m<sup>2</sup>

公有財産上の位置づけは、行政財産に該当する。

(2) 設置目的

司法記者室は、報道機関を通じて警察広報活動を行うことにより、県民に対して警察広報・警察情報を迅速・的確に伝達することを目的に設置されている。中でも新聞、テレビ、ラジオのマスメディアは、県

民に警察広報を迅速かつ適時に伝達する手段として有効であり、県民にとっても有効かつ不可欠な広報媒体と言える。

#### (3) 利用者

司法記者室は、報道機関の記者に提供しているものであり、原則的には報道機関の記者であれば司法記者室を利用し得るが、警察本部各所属への取材活動を日常的・継続的に行っている報道機関で、「新潟県司法記者クラブ」加盟の記者に警察本部発行の報道関係者入庁証を交付の上、利用させている。

また、報道関係者入庁証の発行を受けている者以外の記者の利用は、限られたワーキングスペースであること、庁舎管理上の問題等から制限している。

#### (4) 司法記者室の使用実態

司法記者室は、報道機関各社が警察本部への取材活動の拠点としているほか、記者に対する報道発表連絡、記者発表(記者レク)、報道係からの連絡等に使用されている。

#### (5) 記者室の庁舎使用に係る県の規定

新潟県公有財産事務取扱規則(昭和48年3月30日新潟県規則第20号)の運用通知「新潟県公有財産事務取扱規則の施行について(昭和48年4月1日付け管第90号)」で「庁舎内に設置される新聞記者室等は、県の事務、事業の遂行のため施設を供するものであるから行政財産の目的外使用には該当しないものであること。」としている。

#### (6) 行政財産の目的外使用許可に関する法の規定

行政財産は、行政目的を達成するために必要な財産であるため、貸付け、交換、売払い等が原則的に禁止されているが、法第238条の4第7項の規定により、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可することができるとされている。

## 2 監査対象機関の見解

### (1) 目的外使用に当たらない理由

公共的情報である警察広報事項を迅速かつ広範に県民に伝達して県警察の警察活動を遂行するため、警察庁舎内に司法記者室を設置し、記者に使用させているものであり、目的内使用であると考えている。

記者室の使用が目的外使用に該当するか否かが争われた判例としては、平成4年2月10日の京都地裁判決で「記者室は、京都府の事務または事業の遂行のため京都府が施設を供するものであり、直截に公用に供されているものといえるから、行政財産の目的内使用に当り、これが、行政財産を第三者に対し、目的外に使用させる場合に該当しないものと認められる。」と判示されている。

国の取扱いは、昭和33年1月7日付け大蔵省管財局長通達で「(新聞記者室) は、国の事務、事業の遂行のため、国が当該施設を提供するものであるから、この基準における使用収益とはみなさないことができる。」として、当該施設の使用は庁舎の目的外使用には当たらないとされている。

#### (2) 光熱水費等実費を徴収しない理由

県庁舎を使用する県職員から実費を徴収していないのと同様に、行政財産の目的内使用における使用者から実費を徴収する必要はないものと考える。

また、新潟県の公有財産管理の事務を主管する総務管理部管財課の取扱いに基づき、行政財産の目的外使用には該当しないため、光熱水費等実費は徴収していない。

#### 3 判断

以上の事実関係の確認及び監査対象機関の見解を踏まえ、本件請求に対し、次のとおり判断する。また、 判断に当たっては、法令の規定、判例及び国の取扱いを考慮した。

請求人の主張は、司法記者室を報道機関に無償で使用させていながら、その許可等必要な手続を怠っていることが行政手続法に違反しているため、報道機関に対し、使用料及び光熱水費等実費を請求することを求めていると解される。

行政財産は、行政目的を達成するために必要な財産であるため、貸付け、交換、売払い等が原則的に禁止されているが、法238条の4第7項の規定により、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用の許可ができることとされている。

これを本件請求についてみると、司法記者室は公共的情報である警察広報事項を迅速かつ広範に県民に伝達し、県警察の警察活動を遂行する目的で県が直接公用に供しており、法238条の4第7項の規定にいう目的外使用には当たらないと認められる。また、司法記者室は、県が直接公用に供していることから、請求人の主張する使用貸借には該当せず、使用許可申請を提出させていない取扱いについて、手続を怠っているという請求人の主張には理由がない。

光熱水費等実費を徴収すべきという主張については、上記のとおり司法記者室は県が直接公用に供してい

ることから考えると、県庁舎を使用する県職員から実費を徴収していないのと同様に行政財産の目的内使用における使用者から実費を徴収する必要はないとする監査対象機関の考え方には、合理性が認められる。

以上のとおり、司法記者室について、財産の管理を怠る事実は認められなかった。

よって、請求人の主張については、理由がないものと判断する。

## 教育委員会規則

新潟県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成28年4月1日

新潟県教育委員会

教育長 池 田 幸 博

#### 新潟県教育委員会規則第7号

新潟県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則を廃止する規則

新潟県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則(昭和33年新潟県教育委員会規則第4号)は、廃止する。

#### 附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

新潟県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成28年4月1日

新潟県教育委員会

教育長 池田幸博

## 新潟県教育委員会規則第8号

新潟県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則を廃止する規則

新潟県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則(昭和33年新潟県教育委員会規則第5号)は、廃止する。

#### 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月1日

新潟県教育委員会

教育長 池 田 幸 博

## 新潟県教育委員会規則第6号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則(平成元年新潟県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)を当該改正表に対応する次の表の改 正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改	正	後		改	正	前	
,			別記				
<b>'号様式</b> (第9곍	く月月 (で)			(第9条関係	)		
<b>万休八</b> (弟93	ミ)対(が)		第27万惊孔	(男9余関係)	)		
(報告)			(暗)				
	有効期間更新申	請書		有	効期間更新申請	書	
(報告)			(報告)				
2 修了又は履修した免許	状更新講習		2 修了又	は履修した免許状更新講習	9		
事項	開設者	修了(履修)年月日 対象免許種		事項	開設者	修了(履修)年	月日 対象免許種
必修領域		年月日	教育政策の	ての省察並びに子どもの変化、 動向及び学校の内外における		年 月	F /
選択必修領域		年月日		ついての理解に関する事項			
		<del>                                     </del>	教科指導・ 関する事項	生徒指導その他教育の充実に		年 月 年 月	日 教·養·栄 日 教·養・栄 日 教・養・栄
選択領域		年 月 日 教・養・栄 年 月 日 教・養・栄 年 月 日 教・養・栄				年 月	日 教・養・栄
<b>)号様式</b> (第10	冬盟(区)		第3054	:(第10条関係	<b>E</b> )		
<b>/ 方作 (</b>	木肉 (不)		分りなり	, (分10木肉)	F)		
(略)			(階)				
	更新講習修了確認	}申請書		更新	講習修了確認申	請書	
(報告)			(略)				
2 修了又は履修した免許	状更新講習		2 修了又	は履修した免許状更新講習	i i		
事項	開設者	修了(履修)年月日 対象免許種		事項	開設者	修了(履修)年	月日 対象免許種
必修領域		年月日	教職につい	ての省察並びに子どもの変化、 動向及び学校の内外における		年 月	В
選択必修領域		年月日	連携協力に	ついての理解に関する事項			
NAME OF THE OWNER OWNER OF THE OWNER OWNE		+	教科指導・ 関する事項	生徒指導その他教育の充実に		年 月 年 月	日 教·養·栄 日 教·養・栄
選択領域		年 月 日 教・養・栄				年 月	日 教・養・栄
		年 月 日 教・養・栄					
<b>□#</b>	夕田はい		<u></u>	・ (左10夕目15	(E)		
号様式(第10	余関係)		弗3  芳觨丸	:(第10条関係	<b>糸</b> 丿		
			(略)				
(略)	《教育公務員特例法の一	部を改正する法律(平成19年法律		職員免許法及び教育公務員 号) 附則第2条第3項第3	1 特例法の一部を	と改正する法律(	平成19年法律
教育職員免許法及び		清書		号)附則第2条第3項第3	号の確認申請書	*	
教育職員免許法及び 第98号)附則第2条	: 邪3 垻第3 号の確認申		(略)				
教育職員免許法及U 第98号)附則第2条 (略)				は履修した免許状更新講習	1		
教育職員免許法及U 第98号)附則第2条 (略) 2 修了又は履修した免許	F状更新講習		2 修了又	は腹豚した光計仏史利語官			
教育職員免許法及び 第98号)附則第2条 (略) 2 修了又は履修した免許 事項		修了(履修)年月日	2 修了又(	事項	В	開設者	修了(履修)年月日
教育職員免許法及U 第98号)附則第2条 (略) 2 修了又は履修した免許	F状更新講習	修丁 (履修) 年月日 年 月 日	教職につい育政策の動	事項 いての省察並びに子どもの変化 前向及び学校の内外における連	、教	用設者	修了(履修)年月日 年 月 日
教育職員免許法及び 第98号)附則第2条 (略) 2 修了又は履修した免許 事項	F状更新講習		教職につい 育政策の動 力についての	事項 いての省察並びに子どもの変化 向向及び学校の内外における連 の理解に関する事項	、 教 携協	用設者	
教育職員免許法及び第98号)附則第2条 (略) 2 修了又は履修した免許 事項 必修領域 選択必修領域	F状更新講習	年 月 日年	教職につい 育政策の動 力についての	事項 いての省察並びに子どもの変化 前向及び学校の内外における連	、 教 携協	用設者	年月日年月日年月日
教育職員免許法及U 第98号)附則第2条 (略) 2 修了又は履修した免許 事項 必修領域	F状更新講習	年 月 日	数職につい 育政策の動 力について 数科指導・	事項 いての省察並びに子どもの変化 向向及び学校の内外における連 の理解に関する事項	、 教 携協	用設者	年 月 日年 月 日

## 附則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に改正前の規則に基づいて提出された書類は、この規則に基づいて提出された書類 とみなす。

# 労働委員会公告

## 調停申請について (公告)

平成28年3月14日、上越市環境衛生公社職員組合から、労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第18条第3号の規定による調停申請があったので、労働関係調整法施行令(昭和21年勅令第478号)第7条第2項及び労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第77条の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成28年4月1日

新潟県労働委員会

会長見玉武雄

1 関係当事者

組合側 上越市環境衛生公社職員組合 使用者側 一般財団法人 上越市環境衛生公社

- 2 関係公益事業 労働関係調整法第8条第1項第4号に規定する公衆衛生の事業
- 3 調停申請事項 一時金及び団体交渉促進